

コミュニティ活動推進調査

〈東京都板橋区〉

昭和63年3月

財団法人 日本地域開発センター

序

東京都板橋区は都内23区の中でも、地域行政の展開に熱心に取り組み、実績をあげてきた。地域全体に影響力のある町会や自治会活動とともに、地域レベルでも、各世代にわたる住民が、地域を舞台にさまざまなコミュニティ活動に参画している。またより一層、地域に目をこらしてみると、その背後には無数の多様な「草の根」活動が息づいており、区内における広い意味でのコミュニティ活動の裾野の広がりは大きいといえる。

「さまざまな意味での異質・多様性を認めあって、相互に折り合いながら築いていく洗練された新しい共同生活のルール、様式」というコミュニティの新しい定義を考えてみると、区内におけるこうした多様なコミュニティ活動の展開は、板橋区の今後の可能性を予感させるものである。しかしながら現在、板橋区の多様性のある地区間、あるいは地区内におけるこうしたコミュニティ活動間の相互のコミュニケーションは密に図られているとはいいがたい。

板橋区におけるコミュニティ活動の新しく、かつ積極的な展開を構想するには、そこに板橋独自の仕組みやネットワークの構築が不可欠である。

本報告は上記のような趣旨で、板橋区区民部地域振興課より委託を受けて、財団法人日本地域開発センターで委員会を設置し、調査報告をとりまとめたものであり、これは昭和61年度の地域白書『地域からのメッセージ——いたばしコミュニティ白書』の作成調査に次ぐものである。

本報告は上記の委員会における相互の討論をへて作成されたものである。また本報告を作成するにあたっては、アンケート調査等で多くの区民の方々、また都内の各自治体、板橋区の行政の方々等から、多大のご協力をいただいた。厚くお礼を申し上げる次第である。

財団法人日本地域開発センター
板橋区コミュニティ活動推進調査委員会
委員長 奥田道大(立教大学教授)

目 次

	ページ
序	
第Ⅰ部 コミュニティ活動を支える組織と人	
1. 「町内会・自治会」をめぐるうごき	1
1. 戦前・戦後町内会小史	1
2. 町内会・自治会の現状と課題	11
3. 町内会・自治会の周辺	19
2. 「町内会・自治会」後をめぐるうごき	23
1. 町内会・自治会の後続グループ、組織	23
2. 新世代の担う各種グループ・サークル活動	28
第Ⅱ部 コミュニティ活動と行政をつなげるもの	
1. コミュニティ活動を支える中心組織の変化	35
2. 行政と地域を結ぶ中間組織のありかた	44
3. 行政と地域を結ぶ中間施設のありかた	65
第Ⅲ部 コミュニティ活動を進める上での行政指針	
1. 東京都のコミュニティ行政：課題と展望	81
2. いたばし方式に向けての提案	101
3. コミュニティ形成とワークショップ	117

板橋区コミュニティ活動推進調査委員会・名簿

- 委員長 奥田 道大（立教大学教授）
委員 大森 彌（東京大学教授）
岡崎 昌之（日本地域開発センター企画調査部長）
佐藤 健二（法政大学講師）
田中 豊治（東邦大学医療短期大学助教授）
玉野 和志（東京都老人総合研究所助手）
林 泰義（計画技術研究所所長）
広田 康生（専修大学講師）
森口 克弘（町田市公民館）
和田 清美（立教大学助手）
- 事務局 北川 泰三（日本地域開発センター研究員）
嵯峨 創平（ “ ” ）

第Ⅱ部 コミュニティ活動と行政をつなげるもの

1. コミュニティ活動を支える中心組織（組織モデル）の変化

コミュニティの活動が一時的・泡沫的なものではなく、定期的・継続的なものであるかぎり、それはなんらかの集団や団体などの形で制度的に組織化されていなければならない。そういった住民のコミュニティ活動を支える組織のあり方・中心となる組織の型には様々なものがありうる。ここでは日本の現状にそくして三つの型を区別しておきたい。それは町内会・自治会といった「a. 地区包括型」の組織を中心とするもの、コミュニティ推進協議会といった各種団体がヨコ並びになった「b. 住民自治協議会型」の組織、さらにまちづくりセンターといった人と情報の結節点を中心とする「c. 人とネットワーク型」の三タイプである。

実際のコミュニティ組織はこれら三タイプのいくつかが組み合わされたもので、どれかひとつに純粋に当てはまるといったことはまれである。その意味でこれらはいくまで単純化された純粋類型としての組織モデルにすぎない。しかし、この三タイプは理論的に言って成立の歴史的時代的背景を異にし、行政や民間セクターとの関連の仕方、行政がはたすべき役割といった点でそれぞれ大きく異なっている。したがって、それぞれの型を単純化して整理することは、これから行政と地域を結ぶ中間組織・中間施設の具体的なあり方を考えていくうえで不可欠な準備作業となるわけである。

三つのタイプはべつにa-b-cの順により発展しているとか、より望ましいというわけではないが、おおまかな時代の流れとしてはaからb、bからcへとだんだんに変化してきているように思う。したがって、この順番でそれぞれの組織モデルの特徴について述べていくことにしよう。

a. 地区包括型（硬い組織、Semi-Government）

日本の地域社会を支えてきたもっとも伝統的な、原形とも言うべきコミュニティ組織のあり方は、言うまでもなく「町内会・自治会」を中心とした「地区包括型」の組織形態である。このタイプのコミュニティ組織の最大の特徴は、その名の示す通り一定地域に居住する世帯のすべてがもれなく自動的に加入する「地区包括型」の地域集団を軸にコミュニティ組織が編成されている点である。したがって、こういった組織化の軸となる「町内会・自治会」といった日本独特と言われる地域集団について、まず述べておかなければなるまい。

町内会の起源を歴史的にさかのぼる作業は重要であるにもかかわらず、いまだまとまった成果が出ていない。したがって、ここで述べることも仮説の域を出ないものであるが、だいたいのところを必要なかぎり述べておきたい。いわゆる「町内

会」と呼ばれる地域住民組織が制度的に成立したのは、東京では関東大震災をきっかけとする時期のものが多い。また、横浜・神戸といった港湾都市では伝染病の予防や救治の面で活躍した衛生組合を母体としたものが多く、そのほか共有財産を管理するために社団法人として成立した町内会もあったらしい。このように町内会の成立事情を全国一律に考えることは不可能であるし、正しいことでもない。しかし、だいたいにおいて行政機構が未整備ななかで、住民がなんらかの生活防衛のために必要なかぎりて結成した民間自主防衛組織としての性格を、少なくとも起源的にはもっていたように思う。ところがその後、戦時体制に移行することで国家による直接の指導・統制を受けるようになり、町内会は国家行政機構の欠を補うSemi-Governmentとしての性格をもつようになる。それと同時に当初においては必ずしも不可欠の性格ではなかった全戸自動加入という自治体的な特質を帯びようになる。戦前はこのような少なくとも当初においては民間団体としてスタートした町内会が、国家行政機構の末端に位置づけられることで戦時統制に大きな役割をはたしていったわけである。したがって、敗戦後GHQの指令によって解散を命ぜられ、法制化された地方団体としては認められなくなる。つまり、正式には自発的な任意団体のひとつにすぎなくなったのである。しかし、戦後の混乱はまたしても生活防衛組織を必要とした。結成の当初においてそういった性格をもっていた町内会が住民からもあてにされ、かつ実質的な人員や資源をもちえない行政機構が同じようにこれに頼らざるをえなかったのも無理はなかったと言えよう。こうして全戸自動加入という自治体的な特質をもち、実質的には行政の末端機構としての役割を優先的に行使しながら、法的には民間の任意団体のひとつにすぎないという特異な性格をもつに至ったのである。

ここに日本のコミュニティ組織の原形とも言うべき「地区包括型」の組織モデルが成立する。したがって、このモデルは歴史的には大正期から戦時体制をへて戦後高度成長が本格化する前までの時期に比較的、純粋な形で成立していた。それは上のような歴史的経過をへることで、全戸自動加入という特質をもち、実質的に行政の末端機構=Semi-Governmentとしての性格をもつ非常に硬い組織として、住民のコミュニティ活動を支えたのである。やや形式化して言えば、全戸自動加入という特質をもつ町内会・自治会を優先的な存在として、その他の任意団体をその配下にしたがえる形で、行政へと連結されていくというコミュニティ組織のモデルが「地区包括型」と名付けられるのである。

したがって、行政と地域を結ぶ中間組織としては、そういった支配的な力をもつ地区町内会を単位とした町会連合会が当たることになる。また、これに対応する中間施設のイメージとしては、やはりこの町会連合会に対応する出張所であるとか、

町会事務所といったものが考えられる。行政もこういった拠点を窓口で町会連合会を優先する形で住民と対応していくことになるだろう。一般住民の要望などもすべて町内会から町会連合会をへて行政に反映されることになり、行政－町会連合会－地区町内会－一般住民という一枚岩的なピラミッド組織ができあがることになる。組織モデルとしては非常に硬いものであり、Semi-Governmentとしての性格をもつことは言うまでもない。こういったことが可能なのも、単位町会がすべての一般住民を包括しているということを前提としているわけで、この意味で「地区包括型」のコミュニティ組織なのである。また、こういった組織形態のもとでは地域の名望家層、町内のことを世話するだけの信頼と時間と利害を持ち合わせている地付きの人々、いわゆる「旧中間層」を中心とせざるをえない。ここに「名望有力者型」リーダーがキーパーソンとして登場するわけである。

最初にことわったとおり、ここでは典型的な組織モデルの叙述を行っているのであるから、これが具体的な現実とぴったり重なり合うわけではない。しかし、現在の板橋区の状況は、a, b, cのモデルの中ではaのモデルと近いものがある。とりわけ区民まつり・区民運動会といった区のイベントは、出張所を窓口とし町会が中心的な役割を演じるものとして定着している。ほかに「青少年対策事業」「住民防災組織の結成」などでも、板橋の町内会は大きな役割をはたしている。これはとりわけ終戦直後、街路灯の設置などの防犯活動、「蚊とハエをなくす区民運動」に代表される衛生活動において町内会が絶大な力を発揮したことや、その後、町会連合会の結成をへて行政との結びつきを強めるなかで歴史的に培われてきたものである。しかし高度成長以後、板橋の変貌はすさまじく、実際の町内会を支える部分では確実に一定の変化が進行している。たとえば、町内会の実際の組織率は以前にくらべればずいぶん低いものになり、「全戸自動加入」というよりも「全戸加入を原則としている」にすぎないものになっている。また、現在の町会の活動を支えるリーダー層は「名望有力者型」というよりは「役職有力者型」に変化してきているし、行政もとりわけ社会教育の面から婦人学級などをきっかけとした自主グループ活動の育成を行っている。現在では純粋な「地区包括型」コミュニティ組織のモデルからは、少しづつ遠ざかってきているように思われる。

ところで、最後にこういった「地区包括型」コミュニティ組織の強みと弱みについて述べておきたい。

まず、強みとして考えられるのは一枚岩的な組織としての動員・統率力の強さである。組織化の中心となる団体が全戸自動加入という特質をもつのであるから、窓口はひとつに統一され、原理的にもれなく動員・統率が可能である。このモデルが典型的には戦時統制下にもっとも威力を発揮したことや、戦後も防犯・衛生活動の

主体としてやコミュニティ行事へ参加を組織するうえで安定的な力をもつことなどに、よく示されている。また、地域に根ざした「旧中間層」を主たる担い手とするところから、組織や活動がより安定的・継続的に展開しえるという大きな強みをもつ。さらに自治体的な性格をもっているため、活動のなかで常に行政的な視点を落とさないという利点をもつ。板橋区において、よかれあしかれ町内会が戦後一貫して住民のコミュニティ活動をリードしてきたことは否定できない。

しかし、弱みもまた存在する。ひとつには戦争をはさんだ日本の特殊な事情ゆえに、町内会が Semi-Governmentとしての性格をもつにもかかわらず、法的にはそういったものとして公認されていないということである。それゆえに町内会を優先することは法的に根拠がなく、あくまで便宜的な裁量事項にすぎない。このことは町内会に非常に中途半端な性格を与えることになった。つまり、町内会は完全に民間の任意団体としての性格をもつわけではなく非常に強く行政的視点を堅持しているため、住民の自由で創造的なコミュニティ活動を引き出しにくい。また、法的に行政組織として位置づけられているわけでもないのに、どんなに公的な活動をしていてもそういうものとして正式に評価されたり、十分な報酬を得ることができない。したがって、リーダー層の活動には「ただ働き」の印象がついてまわり、行政の経費節減のための下請け末端機構とも受け取られやすい。こういったこととも関連するが、社会情勢の変化が町内会の地区包括的性格を実質的に骨抜きにしはじめると、この組織モデルのもつ一枚岩的な硬さが対応を遅らせることになる。すなわち、上の事情からも分かるとおり次第に住民の多様な活動が展開してくると、それらの集団や団体は町内会体制からはずれてしまう。単位町内会の配下にはくみしなくなるのである。しかも、自治体的な性格をもち極端に行政的な視点を堅持している町内会体制からはなれることで、行政との接点を失ってしまう。このことがそれら新しい団体に自治的な観点をもつ機会を少なくさせ、これらの団体のなかで実現されるコミュニティ活動に適切な位置づけを与えることがむずかしくなってしまう。このことが結果として既存の町内会との間にまさつを生んだり、行政に対する不満を抱かせることにもなりかねない。

以上から推察されるように具体的には高度成長期以後、これまで述べてきた「地区包括型」組織モデルの弱みがめだってきた。そこで行政のコミュニティ施策として新しく提案され徐々に定着してきたのが、次にのべる「住民自治協議会型」の組織モデルである。

b. 住民自治協議会型（柔らかい組織、人と組織）

高度成長も終わりを告げようかという昭和44年、国民生活審議会調査部会・コ

コミュニティ問題小委員会から「コミュニティ生活の場における人間性の回復」という報告書が出された。これをうけて自治省が昭和46年に「コミュニティ（近隣社会）に関する対策要綱」を作成し、これにもとづき全国のモデル・コミュニティ地区で実施されていったのが、いわゆる自治省のモデル・コミュニティ施策である。以後、全国の市区町村でさまざまな形で基本計画におりこまれ実施されていくコミュニティ施策は、ほとんどがこの自治省のものをモデルにしている。ここで具体的に提案され徐々に定着していったのが、ここで述べる「住民自治協議会型」の組織モデルである。これについて詳しく述べるまえに、まずそういった新しい形のコミュニティ組織を必要としていった時代的な背景について考えてみたいと思う。

上の「対策要綱」には地域社会の現状について次のような指摘がある。

「今日住民の生活は動態化するとともに、その行動圏域は漸次広域化してきている。一方交通安全、防犯、防災等の見地からする環境の改善および身近な社会福祉施設、保健施設等の充実が強く望まれているとともに、日常の文化、体育、レクリエーション等の活動を行なうのに必要な施設も極めて不十分である。このままでは、住民は近隣社会に対する関心を失い、人間は、孤立化し、地域的な連帯感に支えられた人間らしい近隣生活を営む基盤が失われるおそれがある。」

すなわち、ここではコミュニティの新しい組織化を必要とする背景について、①住民生活の動態化、②行動圏域の広域化、③文化福祉施設の不足という三つの事態が指摘されている。そして、このような事態には旧来からの組織モデルでは対処しきれないという認識が基本にある。①住民生活の動態化とは、要するに転出・転入といった地域間移動の頻繁さと毎日の通勤・通学という現象によって「地区包括型」組織の維持が実質的にむずかしくなるということである。昼間は家にいないサラリーマンや移動の激しいマンション居住者などが地域に増えることで、町内会の回覧がまわりにくくなるとか、自治会には入らないというひとも出てきて、「全戸自動加入」から「全戸加入を原則とする」とせざるをえない事情が出てくる。また、②行動圏域の広域化は従来の町内会の地区割では対応できない、より広い範囲での連絡調整が必要になることを意味する。たとえば、駅前の放置自転車といった問題は一町内会の範囲におさまりきれない性質をもつ。さらに、従来からの伝統的な地域活動の枠にはまらない住民の自由で創造的な文化活動が展開してくると、町内会の独占する旧来からの施設では対応がむずかしくなる。いきおい全住民に解放された公共施設への要望が強くなる。それが、③文化福祉施設の不足という形で現れるわけである。

したがって、このタイプの組織モデルが現れてくる背景としては、具体的には高

度成長期、日本全土が急激に都市化されていく時期がこれに当たっている。この時期の社会現象としては住民運動・市民運動の興隆といったことも見逃せない。多くの住民運動・市民運動の経験のなかで、こういった新しい組織モデルが創造されていったとも言えるのである。典型的には都市郊外のニュータウンなどに見られるが多くの趣味・スポーツの自主グループが成立し、町内会・自治会にくわえてPTAや生協・老人クラブなどの任意団体も独自に活発なコミュニティ活動を展開するようになる。こうして徐々に町内会・自治会が従来のような圧倒的な組織力をもたなくなってくると、町会連合会を中心として他の任意団体を単位町会がしがえる形でコミュニティを組織するよりも、町内会・自治会も他の任意団体と違うところなく、一律にヨコ並びに連合するようなコミュニティ組織のあり方＝「住民自治協議会型」の組織モデルが新しく構成されてくるのである。

この組織モデルの内容をやや形式的に述べるならば、それぞれの目的と範囲をもって独自に活動する様々な任意団体もしくは住民が同等の発言権をもって、特定のコミュニティに関わる共通の問題について協議する連絡調整機関としての性格をもつ。したがって、「地区包括型」のようながっちりした硬い組織イメージではなく、各任意団体や個人の自由な参加と責任のもとに協議検討がおこなわれる柔らかい組織イメージをもつ。かつ、町内会など核となる中心組織があるわけではなく、どの任意団体も同等の責任と発言権をもつヨコ並びの協議体であり、しかもまったくどの団体にも属さない住民についても個人としての参加を認めるものである。つまり「地区包括型」の場合とは異なり、組織と組織の関係だけではなく、人と組織の関係をも生かしていくような側面をもっているわけである。

したがって、こういった組織モデルに対応する中間組織の形態としては、いわゆる「地区協議会方式」が対応する。一定地区において個々別々に活動する任意団体が一同に会して、そのときどきに問題になっている地区の状況について話し合うというのが、そのおおまかなイメージである。中間施設のイメージについても、出張所や町会事務所といった行政による住民管理の末端事務をつかさどる部分ではなく、文化・スポーツ活動の舞台になるような地区センターやコミュニティ・センターがふさわしいものになる。その他、もう少し機能的に特化した児童館・地区公民館・福祉センターといった施設もその周辺に位置づけられてよいだろう。さらに対応する行政組織のイメージとしては、いかなるものが考えられるだろうか。「地区包括型」においては優勢な地域団体を便宜的に優先することでコミュニティ組織との接点をつくっていたが、「住民自治協議会型」においては組織モデルがヨコ並びの原則をもつかぎり便宜的にもそういったことは許されなくなる。代わってどの団体・個人についても地区協議会を通したかぎりでは、対等に差別なく対処することがも

とめられる。そして、各団体・個人はそれぞれせまく限定された関心と独自の立場をもって活動しているにすぎないのであるから、彼らが一同に会して話し合うだけのコミュニティの共通の課題については、唯一行政的な視野を維持しえる立場にある専門の行政マンが事務局として常に問題提起を行うべきであろう。問題解決の方法や議論の方向性について行政マンが特に過剰な指導性を発揮することは厳として戒められねばならないが、特定地区について今なにが問題であるかについては、積極的にこれを指摘し、注意を喚起する役割があると言えよう。こういった役割を個々の団体や個人に押しつけることは、優先的に行政的視野をもって活動をリードする部分を地区協議会の内部に行政がつくってしまうことになるだけではなく、余計な負担を背負うことで個々の団体の活動を阻害することにもなりかねない。しかし、実際問題提起はするけれども方向性は指示しないというのは関わり方として非常に困難なものである。そこで、ここでも「行政の人」というよりもひとりの「地域人」として、個人の立場からコミュニティ組織に参加していく行政関係者を位置づける必要が出てくる。日本ではこういった行政職員がまだ完全には制度化されているとは言えないが、既成組織のなかでの「はみだし型」職員・行政サービスの「アウトリーチ」機能といわれる地域担当制・新しい専門職の養成といった形で課題化されてきている。「住民自治協議会型」のコミュニティ組織においては、こういった新しい指向性をもった行政関係者とこれとある種の緊張関係を保ちつつ、住民なりの「公」なり「共」といった領域を代表しうるコミュニティ・リーダーが求められていると言えよう。

最後に、この組織モデルの強みと弱みについて簡単に述べておこう。前述の「地区包括型」組織モデルとの対照で考えるとわかりやすい。「住民自治協議会型」は各団体・個人の自発的な参加と責任を前提としているため、よほど住民層のなかに自治意識が定着していないとその実現がむずかしい。あるいはコミュニティの共通課題がうまく提示され、全体としての協議が各団体・個人にとって有用であることが常に確認されていかなければ、それぞれ独自の関心で活動している人々の間での継続的な協議が成り立たなくなる恐れがある。しかし反面、住民の多様な関心と自由な創造性が最大限に生かされ、真の意味での住民自治が生まれてくる可能性が豊富に存在するとも言える。要はコミュニティの共通課題がいかんにして各団体・個人のものになっていくかという点にある。従来のモデル・コミュニティ施策においては、コミュニティセンターなどの地区施設の建設・管理・運営が主として主題化されたが、今後はシンボル事業としてのワークショップやコミュニティ・カルテといったイベントの工夫がもためられてくるだろう。

c. 人とネットワーク型（組織の脱構築）

第三の未来を指向する組織モデルとして、最後に「人とネットワーク型」について述べることにしよう。この組織モデルはまだ具体的には成立しえていない。どちらかと言えば、これからの展開が予想されるまったく新しいタイプの組織モデルと言ってよい。したがって、その成立の歴史的時代的背景を述べることは非常に困難である。きわめて大雑把な指摘としては高度成長期以降、国際化・情報化・サービス化といった事態がより高度に展開したメトロポリスの社会的状況を背景とすると考えよう。高度成長期の特徴はさらに発展され、個人の自由で創造的な活動の場はもはや自主グループといったゆるやかな集団結合の内部にさえおさまりきれず、人と人とのより自由なつながり方＝人とネットワークの交錯としての活動局面が形成されてくるのである。

こういった状況を想定するならば、そこでのコミュニティ組織のモデルは「地区包括型」は言うにおよばず、「住民自治協議会型」ですらなく、もはや「組織」といった形容をこえた人々の関係の自由な交錯以外のものではなくなるようなイメージが考えられる。いくぶんかでも形式化して言うならば、諸個人はいずれの団体にも固定的に組織化されているわけではなく、しかもそのときどきで必要な組織活動には自由に参加できるような人と情報のネットワークを持ち合わせていて、各々が各々の判断と責任においてコミュニティの組織化に流動的かつ持続的に参加しよう。そういった「組織」をこえた、組織の脱構築といった性格をもったモデルが構想されるわけである。

したがって、こういった組織モデルと連結する中間組織のイメージとしては、住民が必要なおときに必要に応じて人と情報とにリンクすることのできる「センター方式」が考えられる。ここで言う「センター方式」とは町会連合会とか、地区協議会といった会合の行われる場というよりは、人と情報とを連環する結節点＝人々にとっての根拠地といった性格をもつ。具体的にはコミュニティ・ライブラリーといった形で、住民がひとりの「市民」として「自由な空気」に接し、都市生活（アーバンライフ）の空気を満喫するなかで、一定地区の住民のあいだにゆるやかな人と人との情報の結節点を介したネットワークの組織化がはかられていく。そういったイメージのなかで中間組織は中間施設のあり方とかなりの程度、重なり合っていく。すなわち、この場合に対応する中間施設のイメージはやはり人と人、人と情報を連節していく「まちづくりセンター」の形態をとる。そこでは地区の図書館のロビーが自由な住民の交流の場を提供し、そういった情報を専門的に収集・整理する民間の専門機関が、公私の協動的な仕掛けを工夫する施設として登場する。ここでの行政の関わりは「公」として直接、住民との関連を維持するだけでなく、民間施設の

手も借りながら「公」と「私」を媒介する「共」の領域へも進んでいくことになる。いまだ具体的なイメージは描ききれない側面があるが、21世紀を展開する都市のコミュニティ組織の新しいモデルとして、今の時点ではだいたい以上のような傾向がうかがい知れるかと思う。

以上、「地区包括型」「住民自治協議会型」「人とネットワーク型」の三つのコミュニティ組織について、いささか極端な形でその純粋モデルの記述をおこなってきた。ここではあくまで抽象的な組織モデルのレベルに議論を限定したわけであるが、最後にこういった組織モデルの設定によって、いかなる具体的な事実の分析が可能になるかについて、若干の示唆をしておきたい。

最初にも述べたように、日本の都市においてはごく大雑把な把握として「地区包括型」を原形として、徐々に「住民自治協議会型」が台頭し、さらには「人とネットワーク型」が展開されるという歴史的变化が生じている。現在、一般に見受けられるコミュニティ組織の実態は、実際にはこれら三つの組織モデルのそれぞれの要素を多かれ少なかれ合わせ持った性格をしめしている。たとえば、いまだ地区町会連合会方式によってコミュニティを組織しえていると思われるところでも、実際には単位町会からはなれて独自に活動する自主サークルや市民運動団体の活躍が現れたりするし、従来、町内会の配下にあるとされていた婦人会や老人クラブもそれぞれ独自の活動を展開するようになっている。これなどは明らかに「地区包括型」のなかに「住民自治協議会型」の要素が部分的に台頭してきていることを意味する。また、逆に地区協議会方式をとっている地域においても、町内会・自治会を他の任意団体とは区別して位置づけている場合が多い。これなどは「地区包括型」組織を優先する方式が残っていると考えられる。さらに、そういった協議会方式のなかでも「さがみ市民生活会議」のように、その発足当時の趣意書の中で「つねにみずみずしい自発性に立って行動したいと考える私たちは、＜団体の力量＞にたのみき方を避けず。何ものにも気がねしない自由な言動が、相互の内面に共鳴し合い、それがエネルギーの源泉となっていく可能性を私たちは信じます」と高らかに謳っているような場合には、新しい「人とネットワーク型」のコミュニティ組織モデルがほのかに展望されていると言ってよいだろう。

以上のように現実のコミュニティ組織の実態は、これら三つのモデルが独自に組み合わされた混合形態として認識できるようになる。こういった認識は現状のコミュニティ組織を適切に評価し、将来を展望するにあたって少なからず有用な知識を提供してくれるのではないだろうか。

2. 行政と地域を結ぶ中間組織のありかた

「行政と地域を結ぶ中間組織」とは、行政と住民との媒介項、すなわち両者を架橋するメディアとしての中間組織という意味である。既に前節において、住民のコミュニティ活動を支える「中心組織」として3つの組織モデルを提起し、その原理や変化過程について論述してきた。理念型としていえば、「a. 地区包括型」「b. 住民自治協議会型」「c. 人とネットワーク型」ということであり、さらに歴史的にいえば、現実には複雑かつ曖昧に錯綜しているが、大枠「a→b→c」へという流れを見てとることができる。もちろん、cの新しいモデルがいくつかの先行地域において導入されているものの、まだまだ未成熟な段階にあるということも指摘されている。しかしながら、時代的趨勢としていえば、ほぼこうした方向性を辿りつつあると推測されるであろう。

ここにいう「中間組織」のモデルもまた、ほぼこれに対応して説明することができる。理念型としていえば、それぞれ「a. 地区町会連合会方式」「b. 地区協議会方式」「c. センター方式」である。以下ここでは、全般的・全国的あるいは標準的な視点から中間組織の動向について、とりわけそのダイナミックな変化・変容のポイントを強調しておきたい。これらの一般的説明やケース分析の中には、区市町村においても共通して痛感される箇所も多いであろう。しかし、われわれはある特定の地域を批判的にのみ検討しているわけではない。要は、これらの傾向性の中から、何を学習し、有益な何を摂取してくるかということである。

a. 地区町会連合会方式

(1) 地区町会連合会方式とは

行政と地域を結ぶ中間組織として、戦前から制度化され根強く定着している団体が町（内）会・自治会（以下、町会と略す）であり、かつその連合体としての町会連合会があり、ここではその総称モデルを「地区町会連合会方式」といっておきたい。この地区町会連合会とは、前節でいう「地区包括型」モデルに対応しており、町会を主体とし地区を単位とした団体組織のことである。基本的には、居住性・地元密着性・永住型の「地縁（血縁）社会」を中心としている。ここでは従来の慣行や古い町規やしきたりが残存しているが、なお伝統的な近隣環境維持システムとして有効な機能を発揮し続けている。そして既存組織としては多大な勢力を保持しているといえるであろう。

一般的にいえば、「行政—町会連合会—町会—住民」という一連のタテ割型・ピラミッド型の組織構造になっている。地域によっては町会をいくつかのブロックごと

に分けて支部を設け、このレベルで中間的にまとめるという機会が設定されているところもある。要するに、町会は住民組織の代表として、殆どの住民やあらゆる各種団体が町会に加入しており、従って、住民の多数意見やニーズも大半が集約されているという前提にたっている。町会数は各地域によって異なるが合計約100ヶ所以上あるところもあり、さらに各ブロックごとに支部長が置かれている場合もある。このブロックは大枠出張所単位に約10ヶ所位の町会をまとめ、支部長会が置かれている。この上位に町会の上部組織としていわゆる地区町会連合会（以下、町連と略す）が存在し圧倒的な影響力をもっている。そして町連と首長との懇談会が定期的（月1回位のペース）に開催されている所もある。概して、町連と行政との関係は極めて緊密な間柄にあるところが多い。

(2) 地区町会連合会と住民との関係

地区町会連合会と地域住民との関係は、タテマエ上全戸自動加入体制をとっており、すべての住民を対象に根気強く加入が呼び掛けられている。勿論、全員とはいっても「全住民」「全成人」「全世帯」の区別が必ずしも明確ではないが、一応は「全世帯」加入を目標として勧誘されている。しかしそれでも最近では、加入率が徐々に低下し、50%を切る町会さえ出てきている。とりわけ都市化が進行した地域では“町会離れ”が著しく、その“住民代表性”という存立基盤や正当性根拠が根底から揺り動かされている。

また従来町の町会連合会の構成員や役員を見ると、会長をはじめ、地元出身の名望家層が多い。とりわけ大・旧地主、大商店主、資産家、旧家などの古くからの名士や有力者たちで占められている。つまり彼らはその地域のパワーエリートや顔役たちである。従って、ともすればリーダー層が長期・固定化しやすく、その結果、日本の風土としての世襲制的後継者が選ばれやすいという特質がある。

(3) 地区町会連合会と行政との関係

町会連合会と行政との関係は、住民参加の代表として行政当局主催の各種委員会に参加したり、また行政業務を受託、活動したりしている。その積極的・意欲的な率先垂範性や自己献身的奉仕の精神や姿勢は極めて優れているといえるであろう。これらの人々の無償の貢献により、これまでの町会活動は支えられてきており、その存在と役割は極めて尽大であった。そうした個々の人々のありようを決して否定することはできない。

しかしながら、長い歴史的視座から眺めると、いかなるシステムも永久不滅・不変ではありえず、地区町会連合会方式の役割もまた変化・変容していかざるをえな

い。長い時間的経過の中でその順（プラス）機能よりも逆（マイナス）機能が徐々に表出、目立つようになってきた。

(4) 地区町会連合会をめぐる今日的課題

地区町会連合会をめぐる様々な批評を要約してみると、閉鎖的、ボス支配、老人中心、役員中心、安易な行政の下請意識が強い等といわれている。また加入者・出席者の減少やメンバーの固定化、あるいは行政や専門家への依存傾向等も指摘されている。さらにより大きな問題点を検討していこう。

① 町会と住民との離反や遊離化がますます進行している。つまり町会が行政サービス業務を全部請負うことによって、他の住民や団体の出番がなく、ともすれば「住民は参加しない、また参加しなくてもよい」といった風潮になり、本来の“自治”や“共治”の精神を体験学習する機会が与えられない。とくにコミュニティ組織やコミュニティ活動を横並びに形成していく上で、どうしても団体間のタテ化、上下関係化ができやすい。「町会は市のためにやってきたという十分な歴史も伝統も実績も自負もある。それなのに、なぜ“歌って踊って”る人たちと一緒にやらなければならないのか。われわれは公共のために、彼らは自分の趣味のためにやっているのではないか。いまさら同列には活動できない。」などと反発する人もいる。そういう特権意識や既得権益に拘泥している人もいよう。

しかし、より重要な今日的課題は、加入率の低下等にも見られるごとく、町会以外の各種団体や、スポーツ、レジャー、レクリエーションなどのサークル活動への参加者が極めて多く、町会が必ずしもこれらの住民の多数意見を総括しきれなくなっていること、従って、これらの人々のニーズをなんらかの方法や組織づくりで集約していかなければならないこと、さらには彼らの参加スタイルが一部少数の代理・代表制ではなく、自主的・個人的・直接的な住民参加を要望する声が高まっていること、等に注目していかなければならないということである。こうした新しい変化に対応していかなければならない。

② 役割交代制がなく、いつまでも世代交代が進まない。町会長・副会長のポストが名誉職的となり、中には栄光の長期不倒政権の維持に窮々として生き甲斐をかけるお年寄りも少なくなく、なかなか勇退したげらない人もいる。この結果、呑み込み組織が古くよどんだ体質になりやすく、新しい人々や若い世代や他のサークルなどの声がうまく反映されないということになる。もちろん老人への社会的役割付与の必要性はあるが、それは新しい時代の新しい社会参加の方法として改めて考慮し

ていくべきであろう。

次のような問題も発生している。ある市の町会で市民講座を開こうとしたが、その町会長の個人的反対で集会所を貸してもらえずやむなく中止になったというケースが出ている。また幹部が古い老舗の商店の息子たちに代々世襲化されたり、会長が町内役員を兼任し独占して、全域ににらみをきかせているという場合もある。かくして、「個人ではおかしいとよくわかっているんですが、町会がうるさいんですよ」「マサツがこわい」といったひそひそ声が蔓延していくことになる。

従って、今日的課題は、できるだけ役割交代を進めて、新しい時代感覚をもち新しい住民ニーズに敏感な人々に運営参加してもらうことであろう。そうでなければ、新しい市民グループやメンバーが“入らない”“加入できない”“町会推薦されない”ということになるからである。

③ 役員は幹部だけでなく、構成員全員の多種多様化を図ることである。現在メンバーの中心は全体的に老人、主婦、自営業主などであり、しかも50～60代に偏っている。しかしこれでは、勤め人や若い世代の女性や母親などは入らないし、入れない。さらにメンバーの多くが全体的に体育指導委員、青少年委員、民生委員、保護司代表、PTA会長、校長などのいわば公職関係者や指名された人々である。しかも町会推薦された人々の中には活動にやや不熱心、不勉強、不参加な人もいるという実情も報告されている。

従って、今日的課題として要請されているのは、例えば、サラリーマン会議や母親会議の代表参加、あるいは都市計画家、弁護士、医師、教師、学生、僧侶などの個人的参加の機会が与えられねばならないということである。

こうした地区町会連合会をとりまく厳しい地域環境条件の時代的变化に、それなりにうまく対処行動していかなければならない。板橋区においても一部同じような状況が見られる。それでは、先進的自治体ではどのような新しいシステムづくりを試行、導入しているのであろうか。

b. 地区協議会方式

(1) 地区協議会方式とは

行政と住民とを直結する新しいシステムづくりは様々に試行されているが、恐らくそこに共通する基本原理は、「協動的関係」のあり方を真剣に模索しているということであろう。協動的関係とはつまり、行政と住民とが本来相互依存的関係にあることを前提に、相互強力、相互扶助、共同決定、共催、コンセンサスづくり、あるいはパートナーシップのあり方などを十分に検討していかなければならないというこ

とである。もちろんそれが、住民意思を十二分に反映させることのできる参加型組織でなければならないことはいうまでもない。ここではその理念型を「地区協議会方式」と総称しておこう。地区協議会方式のしくみを図式化したものが、次の図2-1である。

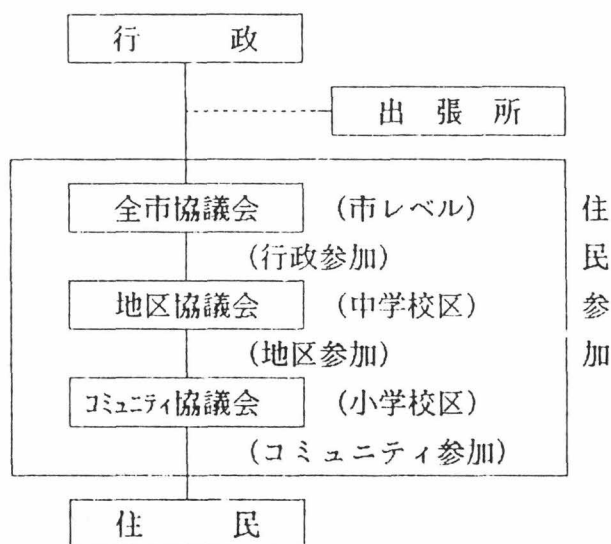


図2-1 地区協議会方式

全体的構図について説明すると、地区協議会方式も地区町会連合会方式と同様、住民参加システムは概して三層構造を成している。まず、「コミュニティ協議会」とは、コミュニティ組織の最小単位として、近隣の小学校区レベルを範囲に地域合意の場づくりを目指している（もちろん、地域によっては若干異なるが）。つまり住区単位の住民参加であり、普段着のままゲタバキでタウンミーティングにも出掛け、かつ市民施設も利用できるというものである。いわば居住地域を単位とした共同決定方式の第一段階である。各コミュニティ内では様々な利害団体、運動体、各地域間のエゴが衝突し、相互間の対立紛争や利益優先闘争は極めてストレートである。そこで、これらの利害対立を解決・調整するために、住民各層、各団体から代表する人々を選出することになる。そしてこの選出方法にこそ、地区町会連合会方式とは異なる新しいシステムづくりのあり方が導入されているのである。以下いくつかの相違点を挙げてみよう。

- ① 構成メンバーの多様性 —— 例えば、1) 年齢別（子供、青少年、婦人、老人など）、2) 各種団体別（福祉団体、婦人団体、文化活動団体、青少年育成団体な

ど)、3) 課題別(消費者問題、自然環境の保全と回復、公害、交通安全、防災対策など)、その他、4) ボランティアグループ、5) 市民運動グループ、6) 学識経験者、7) プロフェッション(専門職業人)、8) 公募、などたくさんの人々が加入している。まさに地域内のあらゆる住民要望が吸収、集約できるような体制になっている。

ここで大きな違いは、1) 例えば、民生委員や保護司や青少年委員といったいわゆる公職者のみならず、極めて多様な団体や人々が参集していること、そしてこのことにより、2) 町会・自治会の位置づけと存在が相対化されていること、3) さらに町会推薦がなくなったこと、4) 代わりに公募によって自発的個人参加の道が開かれていること、などである。

② 問題解決型の組織づくりを志向している —— 組織は結局手段、方法であり、目的は住民生活の阻害要因を解決していくこと、つまり住民相互間の強調と融和、相互理解を深めていくことである。それはつまり、役職者のための組織にしないということである。そのために、「地域別」ではなく、「課題別」に検討・審議する部会をつくり、各種委員会制度によって問題解決を最大優先していこうとしている。

③ 各コミュニティが広報公聴活動機能をもつようになった —— もともと高い問題関心をもった人々の集合体であること、さらに課題中心型の活動を基盤にした組織化を図ってきたことなどにより、独自の連絡会議や世話人会を作っている。そして多元的なコミュニケーション網を形成している。こうした連絡網を通して会誌やPR紙をつくり、またマスコミの活用によって容易に課題解決を図っていくことができる。

次に、第二段階として、中学校区(あるいは高校区)を単位にしたような出張所管轄区の「地区協議会」でさらに合意形成がなされる。範囲としては小学校区を約10ヶ所位集めた規模である。地区協議会は各コミュニティの住民代表によって構成されている。ここでより意欲のある人々が自主的・自発的に参加し、地区レベルの住民意思を集約するのである。

さらに、第三段階として、全区市レベルでの「全市協議会」がある。この段階での住民代表は、自らの利益団体や出身階層などを越えて、住民全体のサイドに立ち判断していかねばならない。つまり、総合的・公共的・全体的・広域的立場から判断し、優先順位や緊要性を決定しなければならない。各コミュニティ協議会が所属団体や個人の「利益代表」であるとすれば、全市協議会はもっと高いレベルでの

「住民代表」でなければならないのである。ここでは住民代表の幹事と行政機関の責任担当者として構成され、地域内のあらゆる事業計画を立案、実践することになる。

(2) 町内会体制とのスタンスのとりかた

町会連合会方式と協議会方式との決定的相違は、「組織の代表性」と「構成メンバーの代表性」という視点からも捉えることができる。つまり、もし町会加入率が50%であるとすれば、その意思は全住民の半数を代表しているにすぎず、従来のように総意とか多数の支持という表現はできない。逆に、残り半数の意思も同等に尊重、評価されねばならないからである。町会もまた住民組織の一団体であり、基本的には地域団体のひとつにすぎない。それゆえ、従来のように「住民組織＝町内会・自治会」という構図はもはや成立しなくなっている。住民団体は、その他にも、住民運動、各サークル、労働団体、社会福祉団体、医療・看護団体、農協・漁協、商工会など多数作られている。従って、これらの組織（団体）代表によって選出され推薦された人々によって構成される組織づくりが求められているのである。

さらに、構成メンバーの代表性とは、メンバーができるだけフェアかつデモクラティックに選ばれる必要があるということである。そのためには、一部少数の人間だけがポストを長期独占しないで、できるだけ交代のチャンスを作っておけること、そのために会員の任期制を採用し（role change principle）、再選を許さないことである。そうして新しい世代、新しい人材、新しいリーダーによって、時代に対応したより新しい組織をつくっていくことができるのである。

かくして、住民代表という正当性根拠が失われれば、行政との関係や窓口もまた検討されねばならなくなる。そこで改めて、町会のありようも自己変革を迫られるであろう。

さらに、行政と町会との相互依存関係のひとつによく補助金行政があるといわれている。現在、行政改革をめぐる重要なコンセプトとして、減量経営、歳出削減、事務事業の見直しなどが挙げられている。既に先進的自治体では補助金見直しの結果、町会への事務事業委託を全面中止した所も出ている。広報などは新聞折込みで、また庁舎や出張所や図書館などに置いて配布している。地域ニュースなどは高齢者事業団へ配布委託する。また日赤や募金活動なども区の非常勤職員で担当してもらおう。勿論場合によっては、町連会長が地区長をやっている関係で町会へお願いすることもあるが、基本的には町会への全面依存的体質からの脱却を志向しつつある。

それではさらに、他区市町村の先行ケースをいくつか紹介してみよう。

(3) 区市町村の先行ケース

① 中野区の事例

中野区の住民と行政を結ぶ接点は、住民側が住区協議会を、行政側が地域センター（出張所）をそれぞれにもち、その両者からの運営委員会によって構成されている。その組織図を示したものが図2-2である。

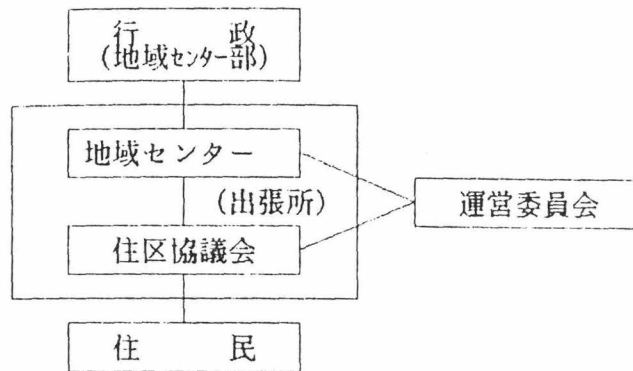


図2-2 中野区の地域センターと住区協議会

住区協議会は、昭和50～58年にかけて全地域に15ヶ所設置された。しかしその上位組織としての「〇〇連合」とかはなく、各コミュニティレベルでのニーズはすべて運営委員会で検討、調整され、まとめて地域センターを経て本庁へ連絡されるしくみになっている。住区協議会の構成メンバーはそれぞれ30～60名位とバラバラであるが、2年間の任期制である。メンバーは町会・自治会を含む20種類以上の団体や役員や個人が加入している。表II-2-1の「住区（地域）協議会構成委員一覧」をご覧ください。

区の説明によれば、1) 地域の団体で推薦された人、2) 行政協力員の中で推薦された人、3) 公募により選ばれた人、などが多いといわれている。しかし、実数を見ると（昭和63年）、多い順に、1) 公募（228名）、2) 町会・自治会（95名）、3) 青少年育成団体（46名）、4) P. T. A.（39名）、5) 商店会（32名）などが多数を占めている。

本区の特徴はやはり「公募」が圧倒的に多いということであろう。全員公募だけの地域も2ヶ所ほどある。また各地域（場所柄）によってメンバー区分の組み合わせに差違があるが、これはおそらく歴史的由来、勢力関係（政治力学）、人間（リーダー）の活動状況などの理由によるものであろう。しかしこれは各地域の住区協議会にかなり大幅な自由裁量権や自己決定権をもたせ、自主性や個性を尊重しているという証左でもあろう。また公募とはいっても、大半が団体代表であり、政党色、

宗教色、あるいは思想信条派の人たちが加入するのではという危惧もあるが、ここで期待されている人たちは、例えば、都市プランナー、建築家、教育家、税理士などといったプロフェッションたちへの個人参加の門戸を開放していきたいということである。また実際、そうした豊富な人材に恵まれているともいえる。

一方、行政側の地域センターは、「ともにつくる」という区政運営に沿って、出張所機能を再編強化し、「市民のひろば」「地域の区長室」という2つの役割と、

1) 地域情報の収集・処理、 2) 市民活動の援助、 3) 地域事業の実施、
4) 地域での企画・立案・調整、 5) 地域でのサービスの提供という5つの機能を付与したといわれている。所長は課長相当職で、10名前後の職員数がある。

さて、運営委員会であるが、各種5つ位の委員会があり、これに行政側から調整課地域福祉係の職員(2～3名)が書記局として参加する。本来はオブザーバー的位置づけであるが、積極的に発言、提案し、協議している。さらに、住区協議会の小委員会、役員会、全体会などにも所長らが出席する。しかし、住民参加のレベル(中身)についてはまだ基本計画段階止まりであり、予算編成や共同事業経営といった段階には達していないという。そもそも住区協議会とは事業主体ではなく、あくまでも〈協議会〉の場であるという発想である。

地域センターから本庁の地域センター部へあがってきた案件は、部内調整して各担当主管課へ渡され、また地域施設調整会議(企画部長+企画課長+地域センター所長らが構成員)で検討されて、その結果は必ず住区協議会で直接報告、説明されるということになっている。

表 2 - 1 (中野区) 住区 (地域) 協議会構成委員一覧

昭和63年2月1日

区分	地域	南中野	弥 生	東 部	梶 横	桃 園	昭 和	東中野	上高田	新 井	江古田	沼 袋	野 方	大 和	鷺 宮	上鷺宮	合 計	
	発足	55. 4.24	57. 3.31	54. 2. 5	55. 1.24	54.12.14	55. 2.22	56.10.21	57. 9.22	55. 6. 6	57. 6.27	57.11.14	58. 3.10	54. 7.10	54. 7.10	52. 5.21		
	改選	61. 5.21	61. 5.31	62. 6.18	61. 4.21	60.12.17	61. 5.29	62.10.22	61. 9.25	61. 6.26	62. 7. 5	62. 4.18	62. 4. 1	62. 7.10	62. 7. 1	62. 6. 1		
町会・自治会	15	7	14	6	9	7	2		5		2	5	8	8	7	95	町	
商店会	1	1	4	2	3	2	3		2		2	5	4	3		32	商	
地域防災組織		2	4		1	3			2		1	1				14	災	
防犯・防火・交通安全				2	3				4		1	2	10	3	2	27	防	
青少年育成団体	5	2	6	1	2	5	1		4		3	1	9	5	2	46	育	
P. T. A	2	5		2	4	4			4		3	2	3	4	6	39	P	
日 赤	1	1	2	2	1	1			1				1	1		11	日	
福祉団体	3		2		3		1		2		1	1		1		14	福	
婦人団体	4		3	3		3			2			3	1	1		20	婦	
老人クラブ		1	2	1	1	3	1		2		2	1	2	1		17	老	
文化活動団体	6	2		1	2						1					12	文	
環境をまもる会	1								1			1			5	8	環	
学童経験者				1											3	4	学	
民生委員	1	2	2	2	2	2	3		2			1	1	2	1	21	民	
保 護 司	1	1	1	1	1	1			2			1	1	1		11	保	
青少年委員他	1	2		2	1	1							1			8	青	
区政協力員	1	1	2	1	1	2			2			1	2	1	1	15	区	
明るい選挙推進員	1	1	1			1			1			1				6	選	
そ の 他	2	3			2	2					1	8	6	2		26	他	
公 募	5	8	13	3	7	10	12	65	11	39	29	13	2	6	5	228	公	
合 計	50	39	56	30	43	47	23	65	47	40	45	47	51	39	32	654		

② 武蔵野市の事例

武蔵野市の「コミュニティ協議会」は、昭和63年現在14ヶ所（将来は16ヶ所に増やす予定）でコミュニティセンターを中心に活動している。（組織図は図2-3を参照）。

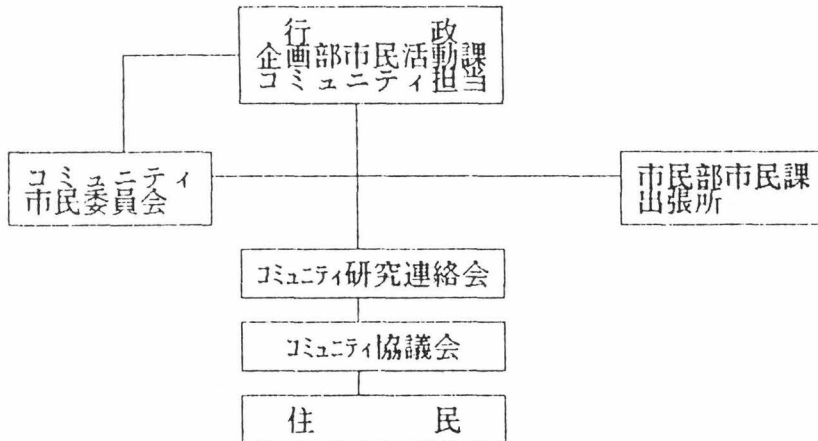


図2-3 武蔵野市のコミュニティ協議会

運営委員はだいたい20～80人、原則として〈自由・平等・独立した個人〉参加である。つまり必ずしも各種団体の代表や推薦者として参加しているのではなく、本当にやりたい人や互選によって加入している。特に町会・自治会については「昔からなかったし、今もありません」といわれるぐらい、その存在感がなく、それがまた本市の大きな特徴になっている。従って、住民団体の要望はそれぞれ〈機能別〉〈目的別〉に直接・個別に本庁所管課と接渉されている。また市報などの広報紙は新聞折込み（5大紙で計7万世帯へ）で配布したり、その他本庁、出張所、コミュニティセンターなどにも置いている。

各コミュニティ協議会レベルの要望はさらに「コミュニティ研究連絡会」で調整される。この連絡会は、各協議会から2名ずつ選出された計28名のメンバーと、行政側から市民活動課課長と係長他が出席する。住民主催の月例会が開かれ、年1回（12月）は市長との懇談会（企画部長も出席）もあって、ここで予算要求の交渉が行われている。

さらに主管課である企画部市民活動課コミュニティ担当では、課題別にテーマを設定して所管課へ移したり、また各テーマごとに「市民委員会」や「懇談会」を編成（例えば、クリーンセンター建設特別市民委員会、情報公開懇談会など）したりする（事務局は市民活動課におき統括する）。ここにいう「コミュニティ市民委員会」とは、昭和38年に後藤市長が初当選して4期目の50年に導入し、以来54

～57年間に13委員会、58年以降も35委員会、なお現在も13委員会が活動中である。委員数は6～10数名と各委員会によってバラバラであるが、在住・在勤・市外から、また女性も含めて（約2割）、色々な専門委員に委嘱している。そしてここで討議された内容が「提言・提案・答申」として市長に提出され、実施に移されるということになる。なお、出張所に関しては、統廃合（現在の6ヶ所から将来は駅前の2ヶ所に減らす）の方向の他、大きな特質は見られない。

③ 習志野市の事例

習志野市が「地域担当制実施規則」を制定、発足したのは昭和43年であったから、以来20年の歴史をもっていることになる。まさに進取の気性に溢れたフロンティアランナーであった。その5年後（昭和48～50年にかけて）には、住民側の参加組織である「地域会議、地域予算会議」を誕生させ、コミュニティづくりのあり方として極めて貴重な試行実験モデルをわれわれに提供してくれている。ここから多くの知見を学習することが可能であろう（組織図として図2-4を参照されたい）。

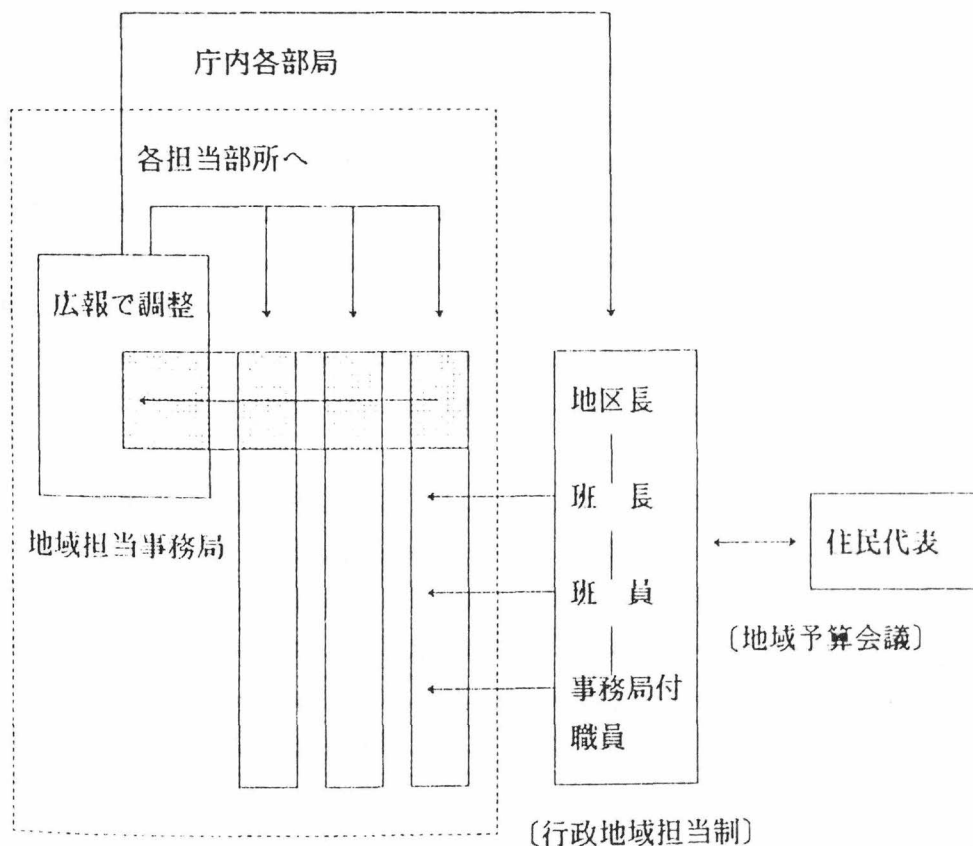


図2-4 習志野市の地域担当制と地域（予算）会議

当時、吉野革新市長は、「官僚制の排除と閉鎖的で硬直的な行政組織の改善」「各部課から集まった職員が一定の地域を分担することによって、各地域の実状把握と問題点を集約してタテ割行政の欠点を補い、住民の意向を市政に反映させること」などを目的に、この制度を導入したといわれる。その動機も理念も、今日においてなお普遍妥当性を有しているといえよう。

地域担当員は、当時、地区長（各部・次長）14名（定例地区長会議が月1回）、班長（各課長）40名（班は1地区2～4班）、班員（係長及び係員）356名（班員は一班に9～10名）、という全員参加体制であった。班員の中には、保健婦、企画局関係職員および健康推進委員（県の委嘱）が各1名ずつ加入している。さらに事務局付職員として、係長級が地区長の秘書的役割を任命され、地元との連絡係を担当している。できるだけ地元出身者を配属し地域住民に顔を覚えられること、自分の街の実態に精通すること、個別相談を通して庁内交渉に当たり研修としても役立てること、つまり公務員としての自覚とモラルの向上を目指すこと、そのためにメンバーの異動は原則として行わないこと、などが企図された。さらに昭和45年、「文教住宅都市憲章推進の会」が発足し、「9つの小学校区ごとに地区協議会が設立され、その代表者と行政機関の代表者で全市協議会が設立される。地区協議会は住民代表である幹事および、行政機関（地域担当制班長、施設関係者等）で構成し、地区内の事業活動の計画、策定、実践方法を協議」するものと謳われている。すなわち「行政の地域担当制」に対応する「住民の協議会」として、住民各層、各団体などの「主体の組織化」を目論んだのである。この頃はまた、こうした「市のつとめ」「市民のつとめ」「企業のつとめ」といった憲法理念を実現するために、全国に先がけて、公害防止条例、草苅条例、モーテル規制条例、風俗営業規制条例、自然保護条例等を設置した時期であった。さらに各コミュニティごとのシビルミニマムを設定し、市の長期計画、コミュニティプランの策定なども開始した。

こうした矢継早のコミュニティづくりの中で、地域担当職員に課せられた活動や責務は極めて多大であった。例えば、1) 清掃美化運動、2) 緑化推進事業、3) 地域敬老会事業、4) 地区予算会議の開催、5) 地域の市民との定例懇談会（地域会議）（月平均1回）、その他、臨時の仕事も入るであろう。しかし職員は、こうした多種多様な役割期待に積極的に取り組んできたのである。

ともあれ、このような地域担当制とのパイプ役となる「地域会議」は、現在小学校区を基本に14ヶ所あり、住民代表としての町内会、自治会、憲章推進の会、各種住民団体らが参加して、「地域住民の話し合いの場」がもたれている。一方、この会議に行政側から地域担当職員である地区長、班長および局付職員らが参加する。

例えば、東習志野地区では、50～60人のメンバーがおり、町会長、婦人会、子供会会長、P. T. A.、民生委員、体育指導委員（ボランティア代表）、老人クラブ、警察、企業（日立）、各施設の長（公民館長）などが幅広く参加している。地域担当制は、総務部広報課広報室係内に設置され、14地区41班に計418名（事務局職員28名、全職員数は1,541名）が配属されている。そして10月前後の地域予算会議で、その議論の結果が市の予算編成に反映されることになっている。因みに、「地域担当制の処理ルート（地域会議）」（図2-5）と「地区要望が予算化されるまで（地域予算会議）」（図2-6）のフローチャート図を次に掲載しておこう。

最近では、一部町会役員だけの固定的メンバーで運営され、一般住民から遊離しているとか批判される問題点も多々あるが、しかしこうした課題は本質的なものではない。解決策は容易である。むしろ地域会議の住民組織機関としてのシステム化やルール化のありようについて、実践的にも理論的にももっと精緻化していくべきではなかろうか。われわれとしては、このひとつの先行事例から、何を学び、何を捨て、何を批判的に摂取してくるかであろう。

図2-5 地域担当制の処理ルート

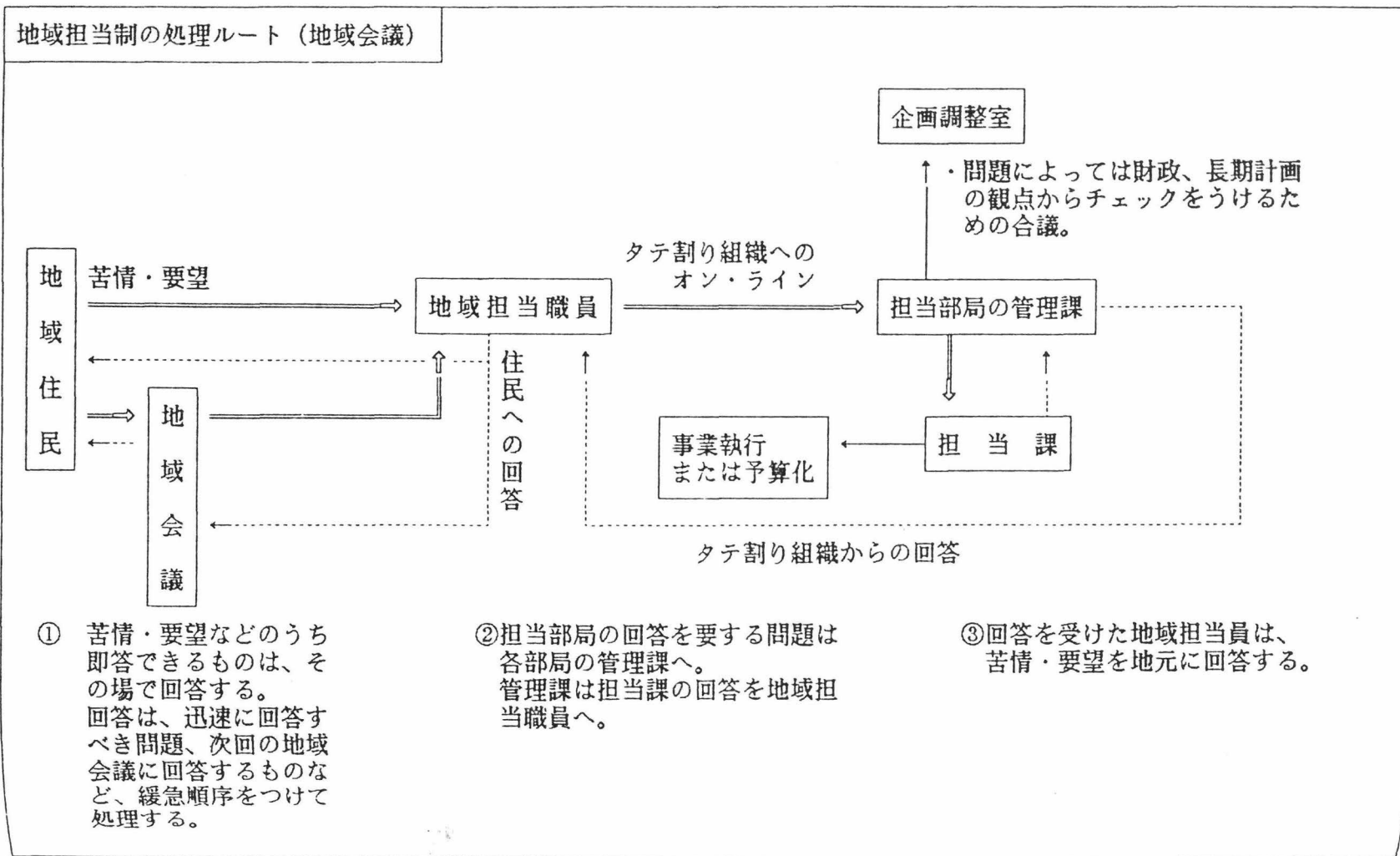
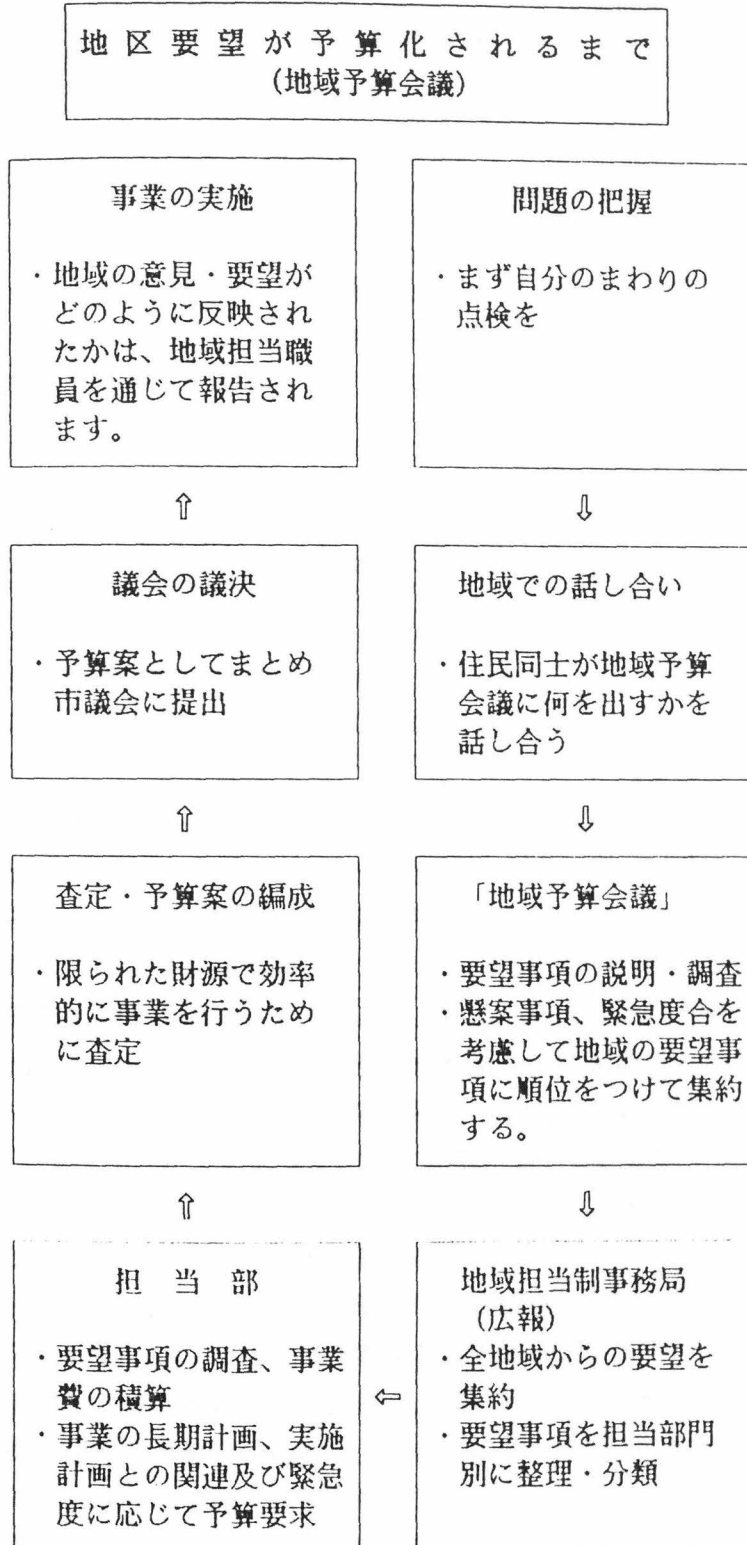


図2-6 地区要望が予算化されるまで（地域予算会議）



c. センター方式

(1) 住民と行政との関係

コミュニティづくりの原点は言うまでもなく、「そこに住みかつ生きる人々が自ら創りあげていくこと」「そこで活動している人間の立場になって考え、行動すること」、あるいは「その地域に居住する人々の地域づくりに向けた主体性や情熱を結合していくこと」などが前提事項であろう。人間が生まれ育ち、成長して婚姻し、やがて子を産み育て、老いてそして死んでいくというライフサイクルにうまくフィットした生活環境を、“自分たちの手で夢のあるまちづくり”にしていけることである。「自分のまちを、われらの都市を、一体どうしたいのか」という切実な問いから、すべては出発していなければならない。つまりキーワードは、“地域”に住む“住民”という2語なのである。

従って、まず自分たちで解決できるところは自分たちで、そしてできないところは役割分担と協働作業として行政当局に任せればよい。基本的な主客の構造は「住民主体・行政補完」「行政主導ではなく住民主導である」ということを予め明確に確認しておくことが大切である。そうすれば、〈他から〉あるいは〈上から〉甘い計画を与えてもらうことなく、自分たちで企画立案した地域要望を堂々次々に提案していくことができる。この不鮮明な混乱が安易な行政依存的・従属的關係をもたらしてきたのである。

だが、時代的趨勢は旧来の「行政への全面依存型」から「行政と住民との協働関係型」へ、さらには一歩住民サイドにウエイトをかけた「住民主導・行政後援型」へと推移しつつある。いわば、住民と行政との対応関係において、住民は〈行政不信〉や〈行政の限界〉を察知し、徐々にではあるが離反していき、一定の距離を保つという姿勢をとりつつある。しかしそれは全くの対極化や無視の關係ではなく、後方からのサポート体制つまり支援部隊としてである。これをさらに換言すると、「住民主導・住民主体の計画づくりに行政が参加する」という逆立した構造に変わりつつあるということである。まさに住民主体のまちづくりに行政がいかにかかわり、それをどれだけサポートするかが問われている時代なのである。

主体は行政側ではなく、あくまでも住民側が自主・自立・独立して呼びかけ、行政や各都市間、各地域間、各団体間、あるいは各個人が応答して、ネットワーク化を図っていくという、住民たちによる自立的なまちづくりが推進されている。図Ⅱ-2-8のような図解によれば、第三、第四、第五のセクターではなく、またこれらの不偏不等不離の間に立つ關係でもなく、いわば、行政+住民+企業などを統合したジョイントセクターとも呼ぶべきものである。つまり、それは、第三者を〈越えた〉、あるいはその〈橋渡し〉的機能をはたしている。それはまた脱区市町村、

脱行政枠、脱組織集団であり、あるいはクロスオーバー、マージナル、グローバル、インターディスプリナリー、さらにはハイブリッドなネットワーク的発想ともいえるものであろう。

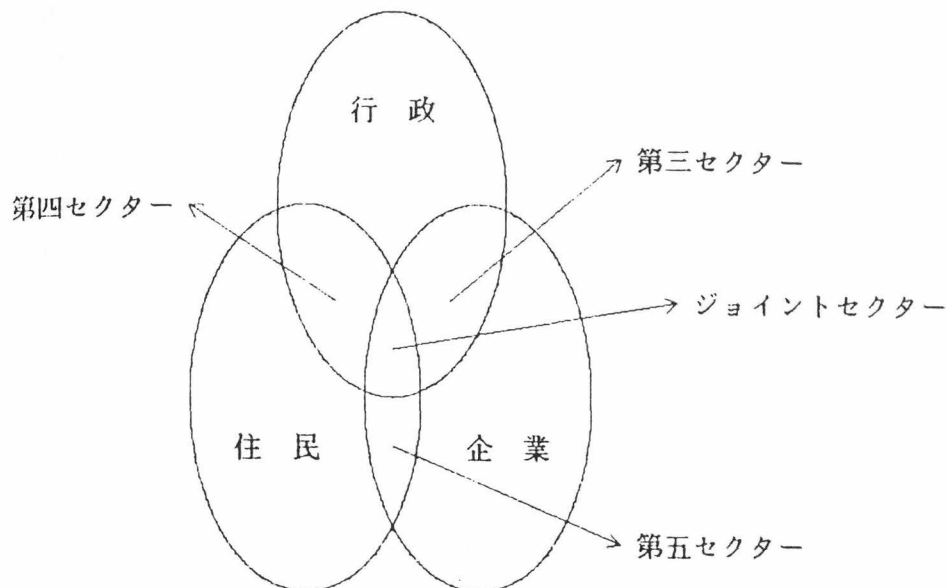


図2-7 住民と行政と企業との関係

(2) センター方式とは

こうした新しい動向を、ここでは「センター方式」と総称しておきたい。センター方式とはつまり、「人と情報を連環する結節点、人びとにとっての根拠地」、あるいは「ヒューマン・ネットワーク・センター」という意味である。つまり「センター方式」が所有する最大の資源は、まさに「人」と「情報」なのである。

とりわけ現代社会においては、さまざまな機関や人びとがダイナミックな協働関係によっていい仕事を創出している。そしていろいろな仕事をしている人びとがまた出会い、相互に触れ合い、さらに新しい融合物としての成果を生む。そうした人中心の、人的交流を媒介にしたネットワーク型社会においてひとつの場所と機会を提供するところとしてのセンターなのである。また、人びとが集まるということはその人が所有する知識や技術や情報や知恵が集まるということで、情報センターとしての役割も果たす。人びとの出会いは情報交換の場でもある。従って、センターは自ら情報の中枢センター、データベースセンター、受発信センターとなっていく。かくして全国から、リーダー情報、イノベーター情報、まちの生情報、くらしの文化情報などが次々に集積されてくる。

従来のコミュニティづくりは、まず①場所の確保としての施設づくり（部屋や建

物、集会所、会議場（室）、運動会、区民センター、展示場など）と、②機会の提供としての組織づくり（しくみづくり、町会・自治会、協議会、市民委員会、区民会議など）が中心であった。しかしそうした要望がある程度充足し制度化されてくるに従い、③それを管理運営していく主体としての人材づくり（後継者、仲間、リーダーの育成など）が重要になってきた。しかもそのリーダーづくりも、単にコミュニティ活動家としての文化・教育活動、スポーツ、レクリエーションなどのプレイヤーだけでなく、「プレーイングマネージャー役」が求められている。農村においては「工場誘致よりむらおこしの人材誘致」が、都市においては「運動家より企画家」「オーガニゼーションマンよりプロフェッション」がより強く求められている。従って、公務員像としても新しいタイプのオピニオンリーダー、イノベーター、プロデューサー、プランナー・アドバイザー、コーディネーターなどといったイメージが期待されつつある。

これはひとつには、イベントづくり（祭り、運動会、行事開催、シンポジウム、セミナーなど）のためであろう。彼らはそのためにより高度なビジョンを策定し、いいアイデアを提案し、正確な情報を収集分析して、タウン情報誌を発行し、PRのコピーやパンフレットまで考案しなければならない。まさに多才多芸、多能性と専門性を発揮しなければならない。のみならず、その事業を成功させるためには、資金づくりから、条例や綱領や協定の制定、さらにはコミュニティカルテやマップやブックづくり、コミュニティ憲章の起草から宣言まで、すべてをこなさなければならない。そうしたハイレベル・ハイクオリティの人材が希求されているのである。

(3) プロフェッショナルグループ

こういう意味において、センターとはまさにまちづくりの戦略的拠点であり、専門家集団のシンクタンク（人材バンク）であるといえる。プロフェッショナルグループとは、自分の専門的知識や技術を出し合う企画・実践・評価集団のことである。またプロフェッションとは、有資格者、有能力者、そしてその分野のエキスパートやスペシャリストたちである。こうした専門家たちによるプロジェクトチームによって、ひとつの課題解決が的確かつ迅速に図られる。彼らは、例えば、都市計画家、法律家、僧侶、医者、公認会計士、郷土史家、編集者、経営診断士、不動産鑑定士などの専門職業人である。そして彼らが、その地域のひとりの生活者や住民として個人参加し、センターで、専門家集団によるまちづくりがさんざんに検討される。科学的・数量的分析、都市建築家からみた計画・設計、協定締結、法律的問題への対応、商業診断など、あらゆる角度から分析され、かくしてひとつの具体的提案が作成され、また行政に施策を提言していくということになる。このような「人とネ

ネットワーク型」の結びつきを、いわゆる「センター方式」という。

(4) センター方式の先行ケース

このようなセンター方式の事例は、全国にもまだ数少ないが、今後は増大していくであろう。そこで2、3のモデルを列挙しておく、例えば、「奈良まちづくりセンター」（奈良市）、「まちづくり会議」（清水市）、「まちづくり協議会」（神戸市真野地区）、「市民自治財団」（川崎市）、「市民文化センター」（浦和市）、「名田庄商会」（福井県名田庄村）、「地域振興会」（大阪）、「LOVEはちのへ運動」（八戸市）などが挙げられよう。

① 社団法人奈良まちづくりセンター

本センターは、昭和59年、奈良のまちづくりのシンクタンクを目指して、住民による自主・自立型のまちづくりの推進・提案機能、調査研究などを主な活動に挙げ、地元だけでなく官・財・学界の力もあわせて運動の輪を広げようと社団法人化（公益法人格）したものである。また62年、同センターのメンバーが資金を出しあって「まちづくり会社」（有限会社地域経営研究所）を設立したり、「まちづくり基金」「まちづくりコンツェルン構想」「まちづくり公益信託」「町並保全助成金制度」などに取組んだりして、今注目を浴びているセンターのひとつである。木原勝彬理事長の説明によれば、まちづくりの協動的関係には次の4つの要素が必要であるという（図2-8を参照）。

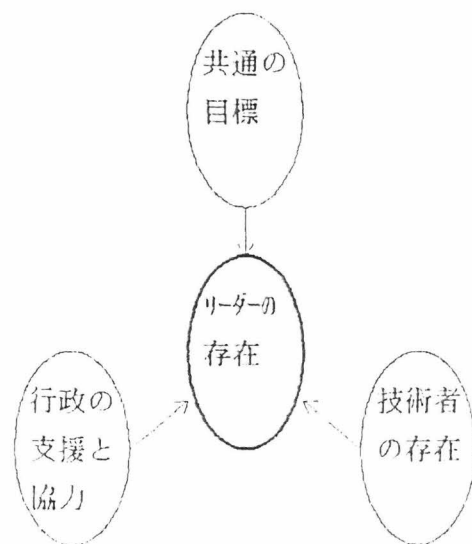


図2-8 奈良まちづくりセンターの機能

- 1) まずリーダーの出現、「このまちにしてこの人あり」といわれる人材が存在しているかどうか。
- 2) 住民ニーズに根ざした具体的かつ実現可能な共通の目標を設定できるかどうか。
- 3) 仲間たち（応援団）や研究会グループの技術者集団からの支援を受けることができるかどうか。
- 4) 行政の理解と支持協力がえられるかどうか。

このセンターには、こうしたキーマン、サポーター、スポンサー、行政マン、あるいは地域プランナー、地域デザイナーたちが、「プロフェッショナル・コミュニティ・オーガナイザー」のコア・メンバーとして自主的に参加している。

② まちづくり協議会

神戸市真野地区まちづくり推進会は、昭和55年、地元住民全員（地家主含む）を構成員として発足し、まちづくりニュースの発行、まちづくり推進会議の開催、まちづくり小委員会による街区の計画の検討、「まちづくり協定」の締結等を行政の支援を受けながら行っている。行政はこれらの地元提案の「まちづくり構想」を尊重し、マスタープランとして位置づけ、これに沿って「住環境整備計画」を策定した。この運動は、「住民が主人公」となり、住民+工場+商店などがそれぞれの役割を分担して進められている。

③ 谷中コミュニティセンター建設協議会

コミュニティセンター設立にあたって、土地探しや基本構想の段階から住民にやってもらおうと建設委員会をつくったが、役員は全部住民で発足し、行政は委員会のお手伝いに終始しただけである。

このように、センター方式では、地域事業の立案-決定-実施-監視という一連のプロセスをすべて住民主導型で実行していくようになっている。ここで大切なことは、主体的に進める住民組織（センター）とそれを受け止め支援する行政組織とのコンビネーションが、「対等なパートナー」として極めてうまくいっているかどうか、ということであろう。

3. 行政と地域を結ぶ中間施設のありかた

ここにいう中間施設とは、住民と行政との媒介項として存在する「出会いの場」「参加と交流と活動の場」という意味である。たとえば、子供にとっては「遊び場」、青少年にとっては「仲間づくりの場」「自由なたまり場」「集団活動の場」であり、主婦にとっては「対話と学習と集会の場」、あるいは老人にとっては「安らぎと憩いの場」などである。こうした場を提供するのが中間施設である。このような中間施設には、出張所をはじめ、末端としての町会事務所、地区集会所、公民館、会館、コミュニティ・センターといったものがあげられる。とりわけ昭和40年代の高度経済成長期以来、財政的軌道に乗り全国的に「施設づくり」が盛んになった。あちこちで公共施設や市民施設の「場づくり」が行われ、次々に新しい拠点施設が建設されてきた。そして児童館、青年館、婦人会館、老人施設、学校、図書館、公園、絵画館など様々なコミュニティ施設が整備拡充されてきた。

こうした「中間施設」のありかたについては、前述してきた「中心組織」や「中間組織」との対応関係において、それぞれ「a. 出張所中心」「b. 地区センター、コミュニティ・センター中心」「c. まちづくりセンター中心」といった理念型にそって、同様に説明していくことができる。

a. 出張所中心

(1) 出張所のありかた

従来、出張所は、本庁の出先機関、行政事務サービスの第一線窓口として置かれてきた。それは“行政の顔”でもあった。しかし人口規模の増減、広域化、交通社会化などの進展に伴い、その取扱事務量や配置が地域的にアンバランスになってきた。また、本庁機能のますますの肥大化・細分化によって、施設のタテ割行政は一段と進む一方である。しかも地域内での総合的課題解決の権能はどこにも与えられていない。出張所と関係部課との調整作業は極めて繁雑で時間もかかる。また事務事業も、完結業務ではなく、取扱業務だけが增大していくという傾向を示している。つまり現在の出張所は、住民ニーズに総合的に対応することが困難となっている。ましてや出先機関相互の有機的連携は不十分である。地域課題としてまるごと協議し決定し実践するというしくみが作られていないのである。こうした出張所をめぐる現実的課題は山積みしている。

そこで、出張所の統廃合も盛んに行われている。特に都市部では支所数を減らし、代わりに出張所を増設していく傾向が見られる。しかし今後のあり方としては、「現状維持」が圧倒的に多いものの、「廃止」の方向か、「再編成」「統合」の方

向か、その岐路に立たされ混迷しているようである。本庁集中型か地区分散型か、さえまだはっきりしない。農村の過疎地や大都市圏、あるいはそれぞれの地域事情によってもかなり異なるであろう。しかし、都市圏においては、中野区、目黒区、世田谷区などのいくつかの先進事例にも見られるように、大枠、多大の機能をもった総合的行政機関化していくという方向性が見えつつある。なぜならば、出張所等に対する住民ニーズの高度化、多様化の声はますます強くなり、それなりに対応していかねばならなくなっているからである。

住民の出張所への期待とは、例えば、次のような項目がある。

- ①ミニ区役所化
- ②時間延長
- ③公聴機能の拡充
- ④出張所をコミュニティサロンに
- ⑤情報の公開と提供

このような方向性において、新しい出張所のイメージを想定すると、「あらゆる地域資源をネットワーク化する拠点」となっていくように思われる。つまり、新しい様々な住民間・団体間・施設間・区域間を水平的・垂直的に結ぶ「地区ネットワークセンター」として位置づけられていくのではないであろうか。水平的とは、住民と住民との相互間というヨコのコミュニケーションルートづくりであり、垂直的とは、住民と行政というタテのコミュニケーションルートづくりである。そしておそらく、ヨコの横断的組織として地区単位の「住民会議」「地域会議」「住区会議」などがつくられ、さらにタテのいわゆるコミュニティ組織として「地区協議会方式」（前述）が編成され、二・三層構造を成しながらも徐々に住民ニーズを連絡・調整しまとめあげていくという、「コーディネーター的役割」が期待されている。そうした調整的役割が、今後の出張所の新しい機能として付与されていかねばならない。同時に、地域のことは地域内で、つまり自己完結性を旨とするということから、まちづくり推進など、出来るかぎり「事務事業の実施主体へ」と自己変革していかねばならない。

そのためには、新しい機能的自律性の付与、つまり自主的自己決定権の確保が何よりも必要不可欠である。つまり出張所の裁量権を、逆に強化拡充していかねばならない。そのためにまず、いつまでも主管課事務事業の執行補助者といった意識を棄却し、本庁各部署から大幅な権限委譲を獲得してくることである。これらの権限のうち、最大のものはやはり強力な調整権ということであろう。より具体的に言え

ば、

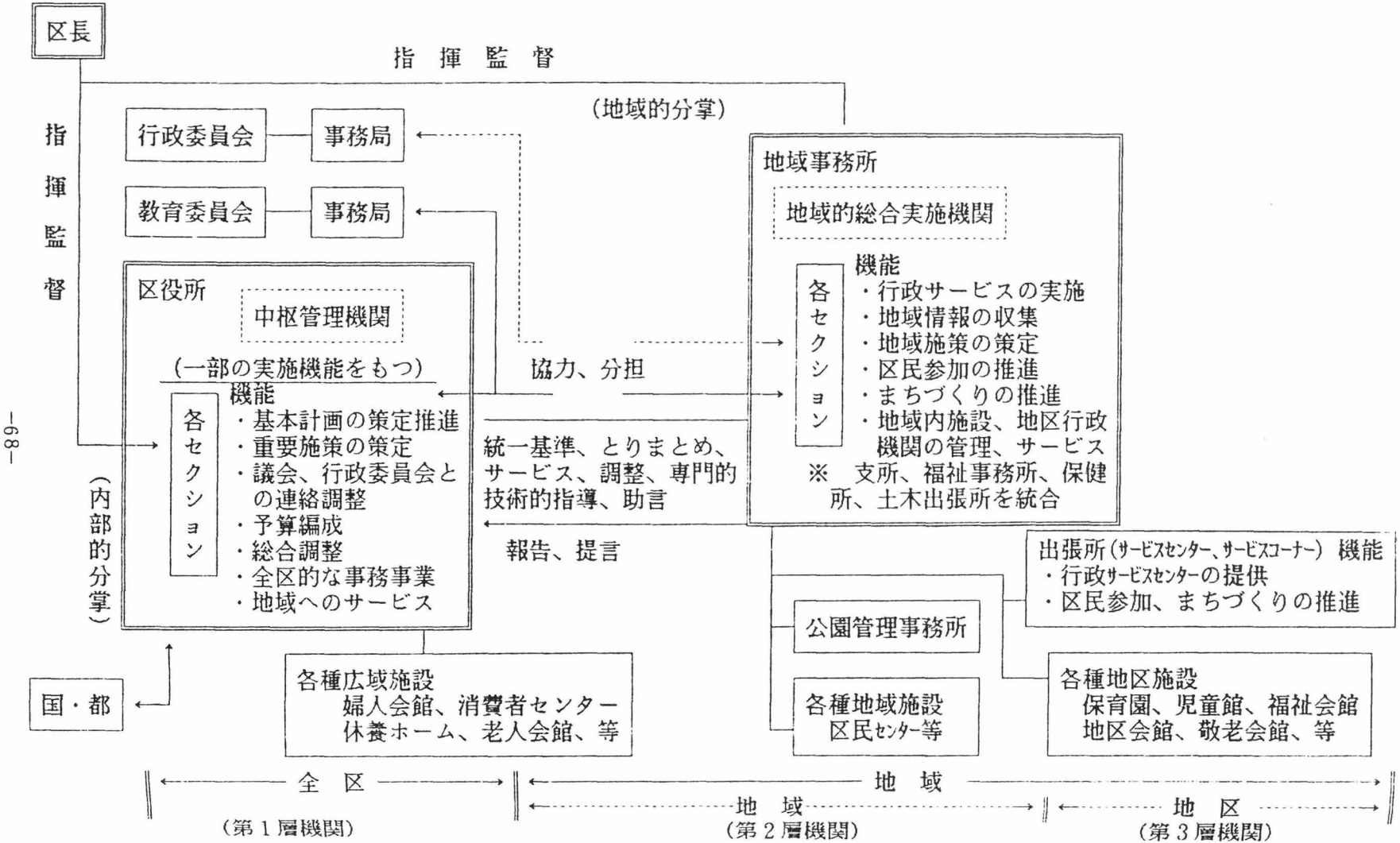
- ①政策決定に関与する権限
- ②地域内計画の優先順位の決定権
- ③予算配分の決定権（発言権）
- ④人事管理権
- ⑤専決権の拡大（決裁額の大幅アップ）

など、具体的な地位と役割、責任と権限などの法制度的改革が伴っていなければならない。

世田谷区の地域事務所構想（図3-1）のように、助役クラスを所長に据え、かなり思い切った権限委譲を図るというぐらいに、イメージチェンジや発想の大胆な展開が今こそ求められている（ここで、地域事務所の機構図を提示しておくが、位置づけとしては支所レベルであり、規模によっては出張所モデルとして大いに参考になるであろう）。またそうでなければ、現在の出張所職員の意識の高揚を図ることはできないであろう。

しかし、今やるべきこと、これからやらねばならないことは数多いはずである。とりわけ出張所への新しい役割期待は、やがてその十分な実行能力としての権限が付与されるようになる。しかしそのためには、その前に既得主管課から権限を奪い取ってくるだけの十分な正当性根拠となる自己啓発や自己能力開発（企画立案能力、地域管理能力、事業執行能力など）ができていなければならない。そのための出張所職員の地域活動への積極的参加と、そこからの現状分析、問題発見、原因究明、政策提案などの諸能力発揮が問われているのである。

図3-1 地域行政ネットワーク



437

b. 地区センター、コミュニティ・センター中心

出張所を中心とした会館などが次々に建設されていくに従い、諸公共施設の増大と多様化、人件費・維持費の高騰、交通機関網の発達による在住者と通勤者との混交など、様々な問題が噴出している。また専任職員の派遣が困難になり、施設の維持管理も難しくなっている。あるいは施設利用に対する住民ニーズの変容も伴っている。こうして利用者の立場からの発言がより説得力を増してくる。さらにたとえば、建築デザイン、各館の個性、地理的位置づけ、利用時間の変更、身障者への配慮なども少しずつ検討、改善されるようになってきた。

こうした時代的流れの中で、会館運営や施設管理のウエイトは行政からむしろ住民へと移り、住民の「自主参加+自主企画+自主管理+自主運営」といった基本原則が確立されるようになってきた。住民のコミュニティ活動の場として、コミュニティ事業が盛んになっていけばいくほど、「自分たちの日常的ふれあいの場としての、住民参加による管理運営へ」という欲求が高まっていくことは極めて当然の道理であろう。そして確かに施設は官設民営化されることによって、ますます住民活動の拠点として有効活用されるようになってきている。このような施設として自主管理化、自主利用されつつあるのが、いわゆる「地区センターやコミュニティ・センター」などである。

このようなコミュニティ・センター施設においては、住民の自主管理という原則が浸透・定着することによって、住民自身が行為主体（責任主体）として、よく思考し、よく行動する住民像へと自己変身していかなければならない。そこで改めて、自己努力や相互扶助、ボランティアや協力、企画立案能力や解決（調整）能力などの自己成長の問題が問われてくる。つまり「施設を十分に使えない→使えるように努力していく」という自己変革のプロセスが始まる。そしてこの過程でいろいろな運営上の欠陥も見えてくるし、また決して行政まかせにはできない部分も認知できるようになる。つまり施設運営への参加ということを通して、行政の役割と住民の役割、あるいはその両者の協働関係といった構図（しくみ）も徐々に体得されてくる。少なくともこうしたプラス効果を期待できるであろう。

さて、このように住民の側から、つまり利用者の視点から諸施設の状況を見た場合、次のような課題が抽出されてこよう。

- (1)施設づくり（拠点開発型→ネットワーク型へ→拠点型+ネットワーク型の総合へ）
- (2)施設の管理運営（住民参加の活性化、自主管理能力の向上、あるいは一元的中管理）

(3)施設の有効活用

- ①専用目的施設の多目的化（多角化、開放化）
- ②施設の複合化（併設化、併合化、提携化）
- ③施設間の体系化（総合化、一元的サービス化）

(1)(2)については既にある程度言及してきたので、ここでは、とりわけ(3)の「施設の有効活用」の必要性ということについて述べたい。

① 専用目的施設の多目的化とは

従来、単一目的・単一機能をもつ施設が多かったが、これをできるだけ多角化・多機能化して、あらゆる住民ニーズに対応できるようにしていこうという考えである。例えば、児童館、青年会館、美術館、勤労会館、婦人会館、学校、図書館など、それぞれ本来の施設目的をもって機能している。しかし、こうした施設を近隣住民にも開放したり、在住者以外の周辺通勤（学）者にも利用できるようにする。勤め帰りのサラリーマンやOLなども、夜遅くまで活用できるようにしてあげることである。

とりわけ開放化が進んでいるのが、学校施設である。学校はもはや地域コミュニティの核として、住民の生涯学習や情報の中心的拠点となりつつある。そしてコミュニティ・スクールとか、インテリジェント・ビル、あるいはカルチャー・インテリジェント・スクールなどといわれ、いわゆる「学校のコミュニティ施設化」がより一段と進みつつある。校庭、体育館、図書館、教室、プール、音楽室など、一般住民への開放が促進されている。もともと学校というところはあらゆるニーズを具現できる機能を多く兼備している。あらゆる世代、あらゆる職業人にとっての共通性も多く、人々の交流や活動の場所と機会を提供するのに最も恵まれた施設である。従って、学校は今後ますます開かれた開放的都市空間となっていくであろう。

また、役所などの開放ということでは、区民コーナーやコミュニティサロンなどを予め設けているばかりでなく、職員専用であった会議室や資料室や図書室なども一般住民が利用できるようになってきた。つまり住民の集会施設として庁舎の自由開放化が行われ始めたのである。

② 施設の複合化とは

一つの大きな施設を中心にいくつかの関連施設を統合的に併設していくという方法である。コミュニティ・センターの中に図書館や公民館を付設したり、スポーツ施設や市民プールなどを併設したりすることである。例えば、「ちよだパークサイド

プラザ」(千代田区)では、「保育園+幼稚園+小学校+教育研究所+コミュニティ・センター」という5つの施設が一緒になった複合施設が建てられている(ちなみに、コミュニティ・センターは5~7階に入っている)。

また、大分県のコンパルホールはいわば総合文化複合施設であり、「図書館+体育館+公民館+勤労青少年ホーム+婦人の家+文化ホール+会議室」などが一つのビル内に収容されている。タテ割行政の弊害がここではうまく克服され、文部省、厚生省、労働省など各省管轄のものが一ヶ所に集められている。こうした先行ケースが実施されていることにより、他の自治体でもかかる複合施設化がますます容易になっていくであろう。

このように、一ヶ所にいけば、殆どの目的達成ができるという複合施設化がますます期待されている。そこでは、いつでも児童と青少年と婦人と老人とが相互交流し合っているというイメージ化が可能なのである。これは「児童もまた幼い区民だ」という視点からであり、あらゆる人に一人前の住民として活動のチャンスを与えるべきであるという原則が普遍的になっているということである。かくして、「人と情報を連環する結節点、あるいは人々にとっての根拠点」としての施設の役目を果たすことになる。

とりわけ都心地においては、このような複合的公共施設の方が、経済的、情動的、人的、技術的側面からも、トータル・パブリック・サービス上、はるかに有利である。また、施設維持も集中管理できるので、受付、設備、防犯、安全、清掃などもより徹底できるであろう。

③ 施設間の体系化とは

地域内の拠点的施設や複合的施設を結びつけ、その相互的連携や連絡協調を図るために、さらにネットワーク化を推し進めていくことである。その中心的施設として、出張所や学校が大きな役割を果たすことになるであろう。例えば、表3-1は、葛飾区の「出張所エリア別コミュニティ施設現況」の一覧表である。このように、各出張所別にコミュニティ施設の地区間格差があり、従ってまたその利用状況も様々である。しかも各地域内での各施設長や責任者が一堂に会し、施設のありようについて討議し合うというチャンス(連絡調整会議など)はまだ確立されていない。地域集会施設の集会所や町会会館と敬老館とは住民の相互利用が可能であるし、また児童館と学校の校庭や体育館、公園や児童遊園や民間遊び場なども利用内容が似ており、連絡調整によってはもっと有効活用ができるであろう。

そこで、各種地域施設間の水平的ネットワーク化がどうしても必要になる。それはもちろん、教育、医療、文化、歴史、経済など、それぞれのジャンルや世代によ

表3-1 出張所エリア別コミュニティ施設現況(葛飾区)

	地域基盤施設			敬老館	児童館	学 校			計	公 園		児童館	民間遊技場	図書館	社会福祉
	公民館	公民館	公民館			小学校	中学校	スポーツ		公園	公園				
立石出張所		1	3		1	3	3	1	7	2	1	7	1		
東立石出張所		1	2			3	1	1	5	1		3		1	
東四ッ木出張所		1	1	1	1	2		1	3	2	3	5	1		
四ッ木出張所		1	4			2			2	2	1	2			
堀切出張所		1		1	2	3	1		4	3	2	11	1		
南綾瀬出張所	3		1	2	2	5	4		9	9	1	11	1		
お花茶屋出張所	1		1	1	2		1		1	7	1	12	1	1	1
亀有出張所	1				1	3	1		4	7		13	1	1	
齊戸出張所	3	1	2	1	2	3	1	1	5	2		7			
新小岩北出張所	1		3		1	3	2	1	6	3	1	11		1	1
新小岩出張所	2		3	2	1	2	2	2	6	3		4			
奥戸出張所	1			1	3	1	1		2	6	2	5	3		
高砂出張所		1	3	1	2	1	2	1	4	8	1	11	1		
柴又出張所	1	1	2	1	1	2	3		5	4	3	9	1		
新宿出張所	1		2	1	1		1		1	1		6	2	1	
金町出張所	2	1	3	1	2	2	1		3	1		8			
東金町出張所	1			1	1	1	3	1	5	1	1	7	1		
水元出張所	2		2		2	1	1	1	3	4	1		6	1	
西水元出張所	1		2		1	1	1	2	4	1		7	10		
合 計	20	9	34	14	26	38	29	12	79	67	18	139	30	6	2

ってネットワーク化の施設内容や行動範囲も大きく異なるであろう。たとえば、機能別に分けると、教育関連施設の場合、学校、社会教育会館、保育園、児童館、青年館、図書館、研修センター、保健所などの体系化が可能であり、文化施設を集めると、文化センター、図書館、演劇ホール、音楽ホール、美術館、郷土館などがネットワーク化でき、また同様に、体育スポーツ施設、社会施設などもネットワーク化が可能である。

また、ヨコのネットワーク化と併せて、タテのコミュニケーションルートを緊密化していくための〈システム化〉も必要になってくる。つまりこれは、各住区（小学校単位）→地区（中学校単位）→全市（区）レベルに対応して、コミュニティ施設を体系化していこうという考え方である。表3-2は、地域別コミュニティレベルに対応した施設のタテのネットワーク化を図表化したものである。これは、既に「地区協議会方式」の章で述べた住民参加の各ルートにそれぞれの施設が対応していると考えればよい。例えば、中野区の場合（表3-3と4を参照）、それぞれ「地域センターと生活圏」および「センターの機能と施設体系」とのレベル関係が示されている。

表3-2 コミュニティレベルの施設のネットワーク化

全区市レベル	文化会館、美術館、中央図書館、区役所、総合体育館、文化センター、公会堂
地区レベル (中学校単位)	公園、プール、児童センター、保健所、スポーツセンター、青年館、出張所、コミュニティセンター、少年野球場
コミュニティレベル (小学校単位)	チビっ子広場、児童公園、集会施設、老人会館 学校（プール、運動場、図書室など）、幼稚園

る。この図からも判読できるように、地域別（生活圏域）に分かれている諸施設を、もっと課題別、目的別、機能別に有効活用できる方法を考えていくべきであろう。ともあれ、こうしたタテのネットワーク化を結節していく機能も、やはりコーディネーター的役割を期待されている出張所が中心となっていかなざるをえない。

最後に、板橋区の「生活圏に対応したコミュニティ施設体系の考え方」という表も、併せて提示しておきたい（表3-5参照）。

表3-3 地域センターと生活圏域（中野区）

	第1次生活圏（S圏域）	第2次生活圏（L圏域）	全区（C圏域）
設定基準	①徒歩を主体とした日常生活圏で、幼児・老人の歩行圏内であること ②面積1㎢半径500m人口20,000人で圏域の端から中心部まで徒歩5分～10分程度を基準とする。 ③現行の出張所管轄区域を基準として概ね中学校区を目途とする。	第1次生活圏より広い生活圏域を想定し、この圏域内に第1次生活圏を対象とする地域センター（S）を3か所～4か所を含む範囲で、やや歩行圏を越える地域とする。	全区を1つの地域とした圏域とする
中核施設	Sセンター（現行出張所11か所と建設予定の4か所計15か所） 位置づけ……ランチ的機能（小規模） 圏域……部分的（地域的） 機能……地域内施設の中核 役割……地域に密着した住民の自主活動の場。地域内施設の管理運営とSセンターへの連携 管理……住民の自主管理	Lセンター（第2次生活圏内にそれぞれ4か所建設する） 位置づけ……センター的機能（中規模） 圏域……広域的 機能……他の区（専門）施設との連携 役割……行政サービスを中心とする。圏域内Sセンターへの援助 管理……区の管理	
圏域内の施設	Sセンター ○印はSセンターで管理するもの ○老人会館 ○児童館 保育園 幼稚園 小学校 } 校庭開放、スポーツ開放 中学校 } ○児童遊園、(ちびっ子広場を含む)公園	Lセンター 福祉センター 老人福祉センター (地域) 公会堂 (地域) 図書館 保健所 (地域) 体育・運動施設 青年館	本庁——地域センター本部 (中央) 公会堂 体育館 (中央) 図書館 文化センター

表3-4 地域センターの機能と施設体系（中野区）

機能	用途	施設体系		備考
		S	L	
コミュニティ活動	集会和交流 集会・講演・映画・発表 懇談・休憩 レクリエーション	集居室 映画室 区民コーナー 浴室	ホール { 大 小 会議室 体育室 { 室内 水泳 遊戯室	○老人・婦人・子ども 身障スペース ○食事・喫茶スペース ○託児スペース ○結婚・葬祭スペース ○多目的スペースの活用 (区民コーナー)
	教養と学習 講習・学習・会議・研究	教室(洋) " (和) " (特) (料理・視聴覚他)	研修室 { 洋 和 特 図書室 音楽室	
	住民活動 グループ活動 ボランティア活動	活動室(クラブ室) (コピー、計算機器等) 事務機材常備		
行政サービス	窓口事務 情報資料の展示 相談	事務室 資料室 相談室	事務室 資料コーナー 相談室 広報車	

表3-5 生活圏に対応したコミュニティ施設体系の考え方（板橋区）

	位置付け	例
区単位	板橋コミュニティの 中心施設	<ul style="list-style-type: none"> ●文化会館、美術館 ●総合体育施設、総合公園等
地域	地区単位の活動を補 完するやや広域的、 大規模施設	<ul style="list-style-type: none"> ●地域スポーツ施設、図書館 公会堂等
地区	コミュニティの基本 単位、各種コミュニ ティ活動施設	<ul style="list-style-type: none"> ●出張所、区民センター ●クラウト、軽スポーツ 施設、学校施設の活用等
住区 （家庭）	町会・自治会、サー クル等の活動施設	<ul style="list-style-type: none"> ●学校施設の活用、集会所、 広場 ●コミュニティ銭湯等

c. まちづくりセンター中心

さて、これまでのコミュニティ活動と行政をつなぐものの中心的課題は、住民の交流の場としての「施設づくり」から「組織づくり」や「リーダーづくり」へと移り、さらに「まちづくり」へと推移しつつあるように思われる。人びとの出会いは、「人と情報を連環する結節点」において、新しい地位-役割関係を創出し、新しい役割期待はさらに役割認知-役割取得-役割行動-役割遂行を生み、そこにひとつの新しい創造的価値をつくり出すようになる。つまり、「人々にとっての根拠地」はさらに、「何かを生み出す場」へと変わっていく。とりわけ住民の多くの異業種団体や専門職業人や人びとが集合すれば、そこに自らダイナミックな磁場が作用し、全く新しい組み合わせが形成されていく。こうして多くの人、情報、組織、機関、資金などのあらゆる組み合わせが可能となる。生活者、生産者、消費者、創造者、夢想家、企画家等々の融合物として、いわゆる「まちづくりセンター」が形成されていくのである。

まちづくりセンターとは、単にそこに居住する生活者としてのコミュニティ活動だけでなく、もっと積極的な意味合いをもたせ、「生活+生産の場」へと向上させていこうという人びとの根拠地という意味である。つまりまちづくり推進の核となるべき所である。言い換えると、「コミュニティ・ビジネス」あるいは「ネットワーク・ビジネス」「ハイブリッド・ビジネス」としてのセンターということである。従ってここでは、まちづくりのために、新しい優れた商品価値を研究開発する。また、ものづくり、店づくり、ブランド製品づくり、資金づくりなどに積極的に取り組んでいる。つまりあらゆる地域資源を地元製品として売り出すために、市場調査・研究・開発・展示・販売までを一貫してやっていこうという発想を持っている。いわばまちづくりはカネおこしでもあると考え、ビジネスとして参与するという基本姿勢をもっているのである。

もちろんセンターの中心的主体は住民であり、住民主体のまちづくり推進事業が進められている。しかし、同時に、そこには行政の支援・調整・連絡・協力もまた必要であり、真の協働関係ができあがっていなければならない。「わがまちを活性化する」という共通目的のもとに、対等な立場でそれぞれのもてる力が最大限発揮されていかなければならない。それぞれの自己資本を出し合って、投資額の増大、運営ノウハウや情報の提供、力量、信用、土地、知恵やアイデアなどのシナジー効果をねらうのである。いわば民間の経営感覚と公共の公益性との同時達成を企図している。従って、センターは「行政と住民と企業とのジョイントセクターによる共同事業経営」ともいえよう。ここでは行政もまた「事業主体」へと自己変革し、いわば地域まちづくり活動の拠点としての位置づけと役割を担っているということ

になる。それゆえ、「地区協議会」や「コミュニティ会議」などは「まちづくり会議」という内実性を伴っている。あるいはまた、小さなまちづくり団体が発展して、やがてセンターとなるというようにも考えられる。ともあれ、住民たちの自発的なコミュニティづくりがやがて、まちづくり運動として、ひとつの大きなニューパワー団体となりつつあるということは確かである。

とりわけ“ムラがなくなるかもしれない。従って、役場も職員も統廃合されるかもしれない”という共通の危機意識をもつ過疎地では切実かつ緊迫した課題である。のみならず都市部でも、高齢化社会（老人層の急増）にどう対応していくのか、単に消費する人としてではなく、もっと働ける場所、活動できる機会を用意してあげなければならない。さらには身障者、主婦なども自由に働ける工場や会社など、「職場づくり」を開拓していかねばならない。

このような脈略において、行政もまた地域経営的発想、地域経済の発展という視点を否応なく要請されているといえよう。一村一品運動、一集落一品運動だけでなく、一店一品運動などの助成を通して、特徴のある店舗づくり、伝統文化の商品化、手づくりブランド新製品の生産、もうかるイベントづくり、あるいは高付加価値の産業づくりなどに意欲的に取り組んでいかねばならない。つまり地域全体を眺望しながら、地域振興のあり方を考え、「コミュニティ・ファクトリー（工場）」「コミュニティ・クラフト（工房）」などといったまちづくりを基点に据えていくことが期待されているのである。

従って、まちづくりセンターは、公共施設と民間施設との複合施設（複合店舗）となっていくであろう。そしてそこにはいろいろなスペースやコーナーが設けられている。たとえば、1階が店舗のブランドショップで商品を買っていただければ、2階はギャラリーショップで美術品や展示物を即売しており、3階はイベント空間でシンポジウムが開催され、4階は喫茶コーナーやサロンであり、さらに5階では市の会議やイベントが開かれていたりする。まさに商店あり、会議室あり、イベント会場ありといった複合施設である。

こうした多目的施設として運営されるセンターでは、住民は生活者であると同時に、生産者、商業者でもあるという職住共存型になっている。主婦が買い物のついでにぶらりとセンターに立ち寄り、コミュニティ会議に参加したりすることができる。わざわざ遠く離れた集会所まで行く必要はなく、いつでも井戸端会議ふうに参加できる。そうした交流の場を、まちづくりセンターが提供することになる。そして、サラリーマン会議、母親会議、青年会議、あるいは経営者会議、ボランティア会議など、多様なジャンルの人びとが集うことによって、このまちのあり方について自由に討議し合うという場になるのである。

もちろん、こうしたまちづくりセンターは現時点ではまだ少ないが、しかしいくつかの都市では既に先行して試行実験されている（前述）。まちづくり会社を設立したり、社団法人化したり、あるいは協同組合方式や公共企業体（複合企業体）方式などによって共同経営されている。

たとえば、神戸市の北野では、地元商業者の支援により、ファッションビル「異人館クラブ」をオープン、運営している。この異人館の買取りにあたっては、神戸市が都市景観条例を制定したり、伝統的建造物群保存地区指定を行ったりして協力している。さらには、まちづくり助成金制度を設けたりしている。また会津若松市では、会津復古会（老舗25店が加盟）が中心となり、地域文化創造のスポンサーとなっている。各店の金看板となる商品開発運動を進め、一店一品運動が盛んである。同時に店舗に博物館や美術館などを併設していこうとしている。このようにすべては、地域活性化に役立ち貢献するような建物、町並み、駅前再開発、商店街、住環境、商業ビルなどを整備拡充していこうとしているのである。

センターの中心は、人、人材、リーダーであり、彼らの企画力、発案力、政策立案力に全面依拠していることは既に述べた通りである。このような「ヒューマンネットワーク型まちづくり」において重要なことは、「ノウハウではなくノウフー」であり、ヒューマン情報、パーソン情報こそ最も大切である。つまり人と人との接触による無形のネットワーク化をいかに図っていくかということである。それは、人を呼べる人材を何人知っており、その人を中心にしていかに人びとを集めていくかである。たとえば、音楽祭、映画祭、演劇、講演会、コンサートなど、また人との作品展、制作実演会、展示即売会、美術品や秘藏品やコレクションの展覧会など、あるいは物産展やフェアなどがある。これらはすべて一回性、一過性のものであり、終わるとすぐに消去、撤去されてしまうものである。従って、会場も借りものでよく、空家、空地、奥座敷などのオープンスペースを利用、改造して安上がりに行うことができる。さらには展示物そのものも私的所有者から借用して、それを展示してまわるといった方法もある。その運営方法も、ものの所有者を館長に、場所の提供者を副館長に、さらにセンターが事務局として一切を管理運営するということもできる。

ともあれ、住民ニーズの多様化、文化化、情報化、ソフト&サービス化といった時代的情況に対応して、“人間として求めるもの”を住民の立場から発想していくという能力が問われている。こうした柔軟な能力は差し当たり行政にはなく、住民主体のセンターにあるように思われる。それゆえ、これからは開かれた個人としての住民（専門家たち）が、まちづくり運動により積極的に参加し、センターを中心に活躍していくというチャンスがより増大していくことであろう。

さて、以上の「コミュニティ活動と行政をつなげるもの」を要約し図表化してみると、およそ次のようになるであろう（表3-6）。

表3-6 コミュニティ活動と行政をつなげるもの

	a.	b.	c.
1.中心組織	地区包括型 (硬い組織) (Semi-Government)	住民自治協議会型 (柔らかい組織) (人と組織)	人とネットワーク型 (組織の脱構築)
2.中間組織	地区町会連合会方式	地区協議会方式	センター方式
3.中間施設	出張所中心	地区センター中心	まちづくりセンター 中心

歴史的変化としては、「a. → b. → c.」へという流れの過程にあるということとは既に考察してきた通りである。そこで今一度要点を整理してみよう。

aの段階とは、本文中の1.2.3の説明をご覧になれば判るが、つまり町内会・自治会を中心組織とした地区包括型の、どちらかといえば“硬い組織・Semi-Government”モデルであり、その上位組織としての地区町会連合会方式によって行政と媒介され、しかも出張所とも極めて親密な関係にある。歴史的段階としては旧来の現行システムであり、それなりの存在意義が認められてなお根強く存続している。しかし同時に最近では、そのプラス機能よりむしろマイナス機能の方がより顕著になってきており、様々な問題が噴出している。そこでより新しいモデルやありかたが強く要望されるようになった。

bの段階とは、aの歴史的役割と現状を踏まえた上で、その諸矛盾を克服すべく考案されてきた、どちらかといえば、“柔らかい組織”モデルである。これは住民と行政との協同的関係のありかたを模索してきた地区協議会方式といえ、住民主体の地区センターやコミュニティ・センターなどを中心に活動している。またこれは住民が自ら行政の客体から主体へと意識と行動の自己転換を図った極めて画期的なものであった。

cの段階とは、住民主導・行政補完というありかたをさらに一歩進め、公-共-私という分析枠組の〈共〉の領域をさらに拡大充実していこうという立場である。そのために民間施設とのつながりや公私の協働的仕掛けに積極的に取組んだり、在野のリーダーやキーパーソンを中心とした人とネットワーク型の組織モデル（組織の脱構築）を意図的に導入しようとしている。つまり、「人と情報を連環する結節

点、あるいは人びとにとっての根拠地」としてのセンター方式に基づいて、コミュニティづくりをさらに活性化していこうとしている。これはさらに、様々な人、情報、施設、各種団体、組織集団、あるいは地域などの異質なものの組み合わせによって、さらに新しい価値を創造していこうというまちづくりセンター中心へと連結されている。

こうした一連の歴史的過程を認識して、改めて板橋区の現段階を検討してみると、よかれあしかれ「a→b」への過渡期にあたり、従って今後のありかたとしては、cを一部取り込みつつbのモデルのありようを精緻に考察していかなければならないように思われる。しかもその変革の不可避性・必然性は想像以上に急迫かつ緊要であり、またより一層切実かつ深刻に受けとめていかなければならない。新しい時代の新しい住民の新しいニーズに対してもっと鋭敏にかつ虚心に傾注していくべきであろう。そして板橋区が置かれている歴史的背景、地域資源、人材、あるいは変革動機などの特殊・個別事情も十分に考慮に入れながら、いわゆる「板橋方式」としての新しいコミュニティ組織のありかたが探究されていかなければならない。その際重要なことは、すべての判断基準は「板橋区としてどうあるべきなのか」「板橋区住民にとって今何が一番求められているのか」ということが最優先されなければならない。なぜなら、ひとつの新しい原理やモデルを導入して従来のありかたを変えていこうとする時には、必ずその反発や抵抗や反作用といったマイナス・ベクトルが発生し、なおかつそれらを説得し超克し反転していくだけの価値志向性をもっていなければならないからである。これまでに検討してきた一般的傾向やケーススタディの中から、板橋区にとって有意義なアイデアやヒントになる手掛りが少しでも見出せばいいと思っている。

第Ⅲ部 コミュニティ活動を進める上での行政指針

1. 東京都のコミュニティ行政：課題と展望

はじめに

板橋区のコミュニティ活動を進めるうえでの行政指針を考えるにあたって、東京都のコミュニティ行政の動向を知ることは、参考になろう。ここでは、第一に「都」、第二に「区」、第三に「市」をとりあげ、それぞれの動向をみていきたい。なお、「都」については、コミュニティ文化部でのききとり調査の結果、「区」「市」については、本年2月から3日実施したコミュニティ政策に関するアンケート調査結果を中心としている。なお「区」については、昨年8月実施した聞き取り調査の結果もふくんでいる。

1. 東京都の場合

東京都のコミュニティ行政の本格的な取り組みは、80年代に入ってから始まる。これは、「人間性の尊重」と「地域からの発想」を基本理念とする「マイタウン東京構想」の基本政策として、「コミュニティづくり」が「多心型都市構想への転換」とともに打ち出されたことによる。これをうけ、80年12月には機構改正が実施され、「生活文化局コミュニティ文化部」が発足した。「生活文化局コミュニティ文化部」の事業の体系は、「図-1」に示されているとおりであるが、「コミュニティ文化部」の設置は、当時の都政における中心政策としての「コミュニティ政策」の位置づけをそのまま反映している。

では、具体的にどういった施策が展開されているのか。「表-1」は、第一次長期計画におけるコミュニティ施策の体系である。ここでは、大きく「コミュニティ施策推進体制の整備」「区市町村行政との連携強化」「コミュニティに関する調査研究」「コミュニティに関する情報の収集・提供」「コミュニティ施設の整備」「コミュニティ活動の推進」の六つの柱から体系化されている。そのなかでも中心となっているのが、「施設整備（市町村コミュニティ施設の建設補助）」と「リーダー養成」「ゆりかもめの発行」「調査研究」である。都はこのようなコミュニティ施策を展開してきたのであるが、86年の「長期計画」の改定によってこのような施策体系に変化がみられるのか。「表-2」及び「表-3」は、それぞれ「第二次長期計画」「総合実施計画（'87）の「コミュニティ」の項目にある施策の体系である。しかし、基本的にその施策体系の変更はみられない。具体的に前掲の「施策の体系」のなかで変化があるのは、「コミュニティ・セントウの検討→事業

化」「モデル商店街の設置助成の完了」「コーポラティブ・ハウジングの建設の完了」というようなものである。また、「リーダー研修」については、本来区市町村のリーダー研修を補うという位置づけのもとで実施されていたが、参加メンバーの重複等の点からより高度なものに展開させるという方向がうちだされているという。

このように東京都のコミュニティ行政は、従来の施策を継続するもので新たな展開はみられないが、コミュニティ行政をとりまく諸情勢の変化のなかで、従来、施策の視点となっていた「人・もの・情報」に加えて、今後「情報化」「高齢化」

「国際化」といった視点の導入が求められてきているという。「情報化」については、前掲の施策の体系のなかにふくまれている「コミュニティ・カレッジ」が、文化情報システムとしてその機能をもつものになっている。しかし、「高齢化」「国際化」の視点については、高齢者のリーダー養成や国際感覚をもったリーダーの養成等の施策が考えられるが、いまだコミュニティ文化部として独自の施策を展開するまでにいたっていないという。

また、その一方で、行政組織体制での問題もかかえている。「コミュニティ文化部」は、そもそも「コミュニティ行政の総合調整をはかる部局」という位置付けのもとで設置されたのである。発足当時は、「コミュニティ行政の総合的推進」の最高決定機関である庁議メンバーによる「コミュニティ・文化推進会議」が開かれていたが、現在では全く開かれていないという。したがって、各関連部局での総合調整がはかられず、必ずしもコミュニティ文化部がコミュニティ行政の担当部局として実際に機能しているとはいえないという。これは、都政におけるコミュニティ政策の取り組みの比重が、発足当時に比べやや低下していることのあらわれとしてみるべきであろうか。それを裏づけるかのように、コミュニティ行政担当の職員が、発足当時の7人から現在では4人へと縮小されている実態がある。

また、もう一つの問題は、都がコミュニティ行政を展開する場合の都と区市町村の行政分担の問題である。このことは、「コミュニティ文化部」発足当時から問題となっているもので、後述するとおり、コミュニティ行政は、区市町村が都に先行して展開しているため、とりわけ区市町村との連絡調整が必要になる。その具体的施策として前掲の施策の体系のなかの「都・区市町村連絡会議」があげられる。しかし、現在では年に2～3回ひらかれているだけで、必ずしも十分に機能していないという。

都のコミュニティ行政は、以上の問題・課題をかかえながらもすすめているが、では、区・市町村のコミュニティ行政は、どのように展開しているのであろうか。以下、順次みていくこととしたい。

2. 特別区の場合

東京特別区には、目黒区や中野区といった70年代にすでにコミュニティ行政を積極的にすすめてきたコミュニティ行政の先進自治体が存在するが、その後23区のコミュニティ行政は、どのような拡がりや深まりをもって展開しているのか。また、現在何が問題としてあがってきているのか。アンケート調査結果を中心にコミュニティ行政の現状および課題についてみていきたい。なお、アンケート調査は、23区のすべてで回収している。

(1) コミュニティ行政の現状

(85年以降集中する機構改革)

まず、第一に注目すべき動向は、23区の場合、ほとんどの区でコミュニティ行政を主管する課・係の設置されていることである。しかも、この行政機構の改革が、80年代・とりわけ85年以降に集中しておこなわれていることである。つまり、「表-4」は、特別区23区、および21市自治体(回答自治体)のコミュニティ行政主管部課係の設置状況をしめしたものであるが、市部では10自治体(47.6%)で設置されているのにたいして、特別区の場合は19の区自治体(82.6%)で設置されている。設置されていない区はわずかに、千代田区・渋谷区・豊島区・荒川区の4区のみである。しかも、「表-5」のとおり、中野区・墨田区を除いて、80年代に入ってから一斉に設置されている。とくに、ここ2・3年の、85年以降に9自治体(47.4%)が集中して設置しているのである。名称は、部・課であれ、係であれ、12自治体が「地域振興」と名乗り、「地域振興」がひろく使われていることがわかる。こうした動きは、区自治体のコミュニティ行政推進のひろがりの一つの現れとみることができ、そのことがただちに庁内の総合的な推進体制として円滑に機能していることにはならない。この点については、後述する問題点・課題のところでも詳しく述べたい。

(主要施策の動向)

では、つづいて現在すすめられている主要な「施策」についてみてみよう。「表-6」のように、「施設の建設・開設・運営」(18.3%)の施策が最も多い。また墨田区・品川区・大田区では「町会会館および集会所建設補助」があげられているのが目をひく。

次に多い施策は、「イベント・祭り」で14.1%を占めている。「懇談会・団体連絡会」は、わずかに4件にしかすぎず、このうち3件は「町会・自治会」の行

政懇談会である。また、この施策と密接に関連する「コミュニティ組織づくり」は、中野区・板橋区（調査中）・葛飾区ですでに施策として展開されている。

これらにつづいて、「リーダー研修」（８．５％）「各種講座・事業」（７．０％）が多くなっている。また、最近の傾向として「情報誌の発行」など「情報の提供・収集」に関する施策がふえてきていることが指摘できよう。

（構想中の施策）

以上が、現在進行中の主要なコミュニティ施策であるが、「構想中の施策」は、どういった傾向をしめしているのか。「表－７」からみていこう。まず、「施設の整備」についてみると、これまでのように単に施設を建設するのではなく、港区の「地区センター構想」や品川区の「コミュニティプラザ構想」にみられるような「他施設との連携・ネットワーク」の傾向が認められる。また新宿区・品川区・荒川区の「区民広場構想」にみられるようなＯＡ化・行政改革を背景とする「出張所機能の再編（行政サービス＋コミュニティ機能）」という傾向も指摘できよう。

さらに「情報の収集」をみると、とくに新宿区の「地域団体情報の収集」や板橋区の「人材バンク」の施策にみられるような「団体活動に関する情報収集」が特徴的である。この背景には、「表－８」のとおり、１４の自治体（６０．９％）が「自主団体の活発な活動」を指示したことからうなずけるように、地域における「自主団体の活動の拡がり」があることを指摘できよう。

もう一つの傾向は、「コミュニティ組織づくり」が、千代田区・荒川区・板橋区・足立区でそれぞれ構想化されていることである。この背景には、前述の自主団体の活動の活発化と、その一方で「表－９」に示されているような「役員・活動層の高齢化」や「活動の沈滞化・マンネリ化」の傾向にある町内会・自治会活動の沈滞化が指摘できよう。このことによって当然、既存の町内会・自治会とその他の団体との交流・調整が問題となり、その延長として板橋区や足立区のように「コミュニティ組織づくり」が構想化されてくる。また、千代田区の「わがまち懇談会」のように、人口減少という深刻な問題を背景としたコミュニティ活性化の方策としての「コミュニティ組織づくり」が構想化されてくる経緯もある。

(2) とくに「コミュニティ組織づくり」の設置状況をめぐって

前述のとおり、特別区のコミュニティ施策は、新たな展開を示しているが、とくに、ここでは板橋区で課題となっている「コミュニティ組織づくり」をとりあげ、その設置状況についてさらに詳しくみていきたい。

「表－１０」は、各区の「コミュニティ組織づくり」の状況を示したものである。

「予定はない」と回答した区は、中央区・港区・文京区・墨田区・江東区・豊島区・北区・練馬区・江戸川区の9区となっている。

「検討中」との回答をよせた区は、千代田区・新宿区・品川区・大田区・渋谷区・杉並区・板橋区・足立区の8区にもおよんでいる。「杉並区」「板橋区」は、調査研究中、「新宿区」は、62年度から開始しているという。さきに紹介した「足立区」は、「区内種々の団体の長で構成している区民憲章推進協議会を今後発展させ、そのような機能をもたせたいが、時間が必要」とのべている。

「すでに組織されている」と回答した区は、台東区・目黒区・世田谷区・中野区・荒川区、葛飾区の6区となっている。「表-11」にあるとおり、台東区は「コミュニティ委員会（76年～）」・目黒区は「住区住民会議（74年～）」・世田谷区は「世田谷区まちづくり推進会議（80年～）・各地域活動団体連絡協議会（84年～）・世田谷区ボランティア協会（81年～）」・中野区は「住民協議会（77年～）」・荒川区は「アメニティタウン計画地域懇談会（85年～）」・葛飾区は「わがまち懇談会（83年～）」がそれぞれ組織されている。目黒区・中野区については、すでに多くのところで紹介されているとおりである。その他の区の「コミュニティ組織」の詳細な説明は、「表-11」にゆずるが、構成集団をみると、台東区のコミュニティ委員会は、町会の他にサークル等の各種団体が加わっている。葛飾区の「わがまち懇談会」は、町会と町会周辺の各種団体からなる。荒川区の「アメニティタウン計画地域懇談会」は、各種団体、世田谷区では、各機能別に団体の交流会合を設定している。

「コミュニティ組織」のありようは、以上のとおり区により大きく異なっている。今後「検討中」の8区のなかから新たなモデルが提起されることでもあり、現在「コミュニティ組織」の内実をむけて各区で「コミュニティ組織づくり」が展開してきている段階にあるといえよう。

(3) コミュニティ行政の課題

では、現在特別区でかかえている問題・課題はなにか。問題点としてあげられているのは「表-12」からあきらかなように、「縦割り行政の弊害」が、全回答の25%を占め、7自治体がこれに回答をよせている。「縦割り行政の弊害をなくし総合行政をめざして設置された地域振興課であるが、依然として縦割り行政の弊害が残っている」（葛飾区）といった回答に代表されるように、主管部課を設置してもそれが必ずしも円滑に機能していない実態がここにあきらかにされている。したがって、「今後の課題」（「表-13」）としても、「コミュニティ行政の調整を行い得る課（係）の設置または現在の係にそうした機能をもたせるよう検討中」

(足立区)といった「調整部課・庁内連絡組織の設置」の回答が、第一位になっている。この回答と並んで多くなっているのが、「参加主体の形成・活性化」である。これは都心区で出された「夜間人口の減少にともなうコミュニティ主体としての昼間人口のくみいれ」をさしている。千代田区の「わがまち懇談会」は、このような課題をくみ入れたコミュニティづくりの提言である。「中央区」「港区」の一連のコミュニティ行政のとりくみもその姿勢がみられる。

これまで述べてきたように、特別区のコミュニティ行政は、調整機能の欠如という問題をはらみつつも「コミュニティ行政主管部課の設置」が集中したり、「施設整備」についても「建設の段階」から「施設の連携・出張所再編を含め利用・管理の段階」へ、自主団体の活発化を背景とした「団体情報の収集・人材バンク・団体交流＝情報交流」、「コミュニティ組織づくり」の促進など、コミュニティ形成の内実化への新たな展開がみられる。

3. 市町村の場合～「市」自治体を中心に

今回の「コミュニティ施策をめぐる自治体調査」では、「市」自治体26市を対象に実施したもので、21市から回答を得た。その結果にもとずき、前述の「特別区」のコミュニティ行政の動向と対比させながら、「市」のコミュニティ行政の動向についてのべていきたい。

(1) コミュニティ行政の現状

(課題としての「コミュニティ行政主管部課の設置」)

市自治体の「コミュニティ行政主管部課」の設置状況は、「表-4」のとおり、10自治体(47.6%)で設置されているのみである。したがって問題点として「現在コミュニティ行政の主管が分散しているため、文化行政をふくめた庁内での組織づくりを検討」(立川市)といった回答がみられるのである(表-12)。当然「今後の課題」としても「コミュニティ行政主管部課の設置」が2自治体であげられている(表-13)。

(主要施策の動向)

つぎに、現在推進中の「主要施策」をみていこう。前掲「表-6」のとおり、最も多い施策は、「施設の建設」が全回答施策数の19件(27.9%)にものぼっている。この点は、特別区と同じ動向にある。

「施設建設」につづいて多い施策は、特別区同様「イベント・祭り」が12件のぼっている(17.6%)。

特別区の施策展開とくらべて特徴的な動向は、「施設の住民自主管理」が田無市・狛江市・多摩市で3件あげられていることである。

では、構想中の施策は、どのようなものがあるか。前掲「表-7」のとおり、ここでも「施設の建設」が圧倒的に多くなっている。また、「コミュニティ組織の育成(地域センターを活動拠点とする団体の育成)」(小平市)や「地区育成会(青少年健全育成活動団体)」(日野市)といった「コミュニティ組織づくり」の施策もみられる。

(2) とくに「コミュニティ組織づくり」の状況をめぐって

前述のような主要施策の展開のもとで、「コミュニティ組織づくり」をめぐっては、どのような状況にあるのか。

この背景となる「自主団体の活動実態」(「表-8」)と「町内会・自治体の動向」(「表-9」)をみると、「自主団体の活動は活発化」していると回答した市

は、18市（85.7%）にものぼり、一方、「町会・自治会の動向」としては、「アパート・マンション住民等の加入者の減少による加入率の低下」や「役員のなりがいない」等の問題が提起されている。

こうした団体の活動状況を背景において、「コミュニティ組織づくり」の状況をみると、前掲「表-10」のように、コミュニティ組織づくりの「予定はない」と回答をよせた市は、八王子市・武蔵野市・青梅市・国立市・田無市・保谷市・武蔵村山市・稲城市の8市になっている。

また、「検討中」の市は、立川市・小金井市・小平市・日野市・国分寺市・福生市・清瀬市・多摩市・東大和市の9市である。このうち日野市・福生市・小金井市・立川市では、基本計画・基本構想等の計画段階での検討にはいつている。

すでに「コミュニティ組織が組織されている」との回答を得た自治体は、三鷹市の「住民協議会」・府中市の「コミュニティ協議会」・狛江市の「地域センター運営協議会」・秋川市の「町内会長連絡協議会」の4市である。三鷹市の住民協議会については、目黒区・中野区とともにすでに多くのところで紹介されているので他に譲り、特別区同様に、ここでは府中市、狛江市、秋川市の構成団体についてみていきたい。「表-11」に示されているように、府中市の「コミュニティ協議会」は、自治会とその周辺団体、狛江市の「地域センター運営協議会」は、センター利用者と自治会あるいはPTAといった構成団体になっている。「秋川市」の「町内会長連絡協議会」はその名称の如く町内会長であることはあきらかである。

(3) コミュニティ行政の課題

さいごに、市部での「コミュニティ行政の問題点・課題」について述べたい。すでに、「コミュニティ行政主管部課の設置」について問題点・課題としてあがってきていることは指摘している。これ以外の「問題点・課題」について「表-12」「表-13」からみていくと、まず、問題点として「施設の利用・管理上の問題点」と「コミュニティ形成・コミュニティ組織育成上の問題」が、それぞれ4市であげている。たとえば、「コミュニティ施設はある程度整備されているが、施設の有効活用と維持・管理」（武蔵村山市）の問題が指摘されている。また、今後の課題については、「活動助成・団体育成」と「交流の場の提供と機会の提供」が、最も多い。

以上、「市」自治体でのコミュニティ行政は、「コミュニティ行政の主管部課の設置要求」といった庁内改正の整備が依然として課題としてあげられる一方で、「施設問題」や「団体育成」の問題など、コミュニティ形成をめぐる基本的問題をかかえながら、あるいは課題としながら展開し、すすんでいるといえよう。

表-1 都におけるコミュニティ施策の体系 (第1次長期計画)

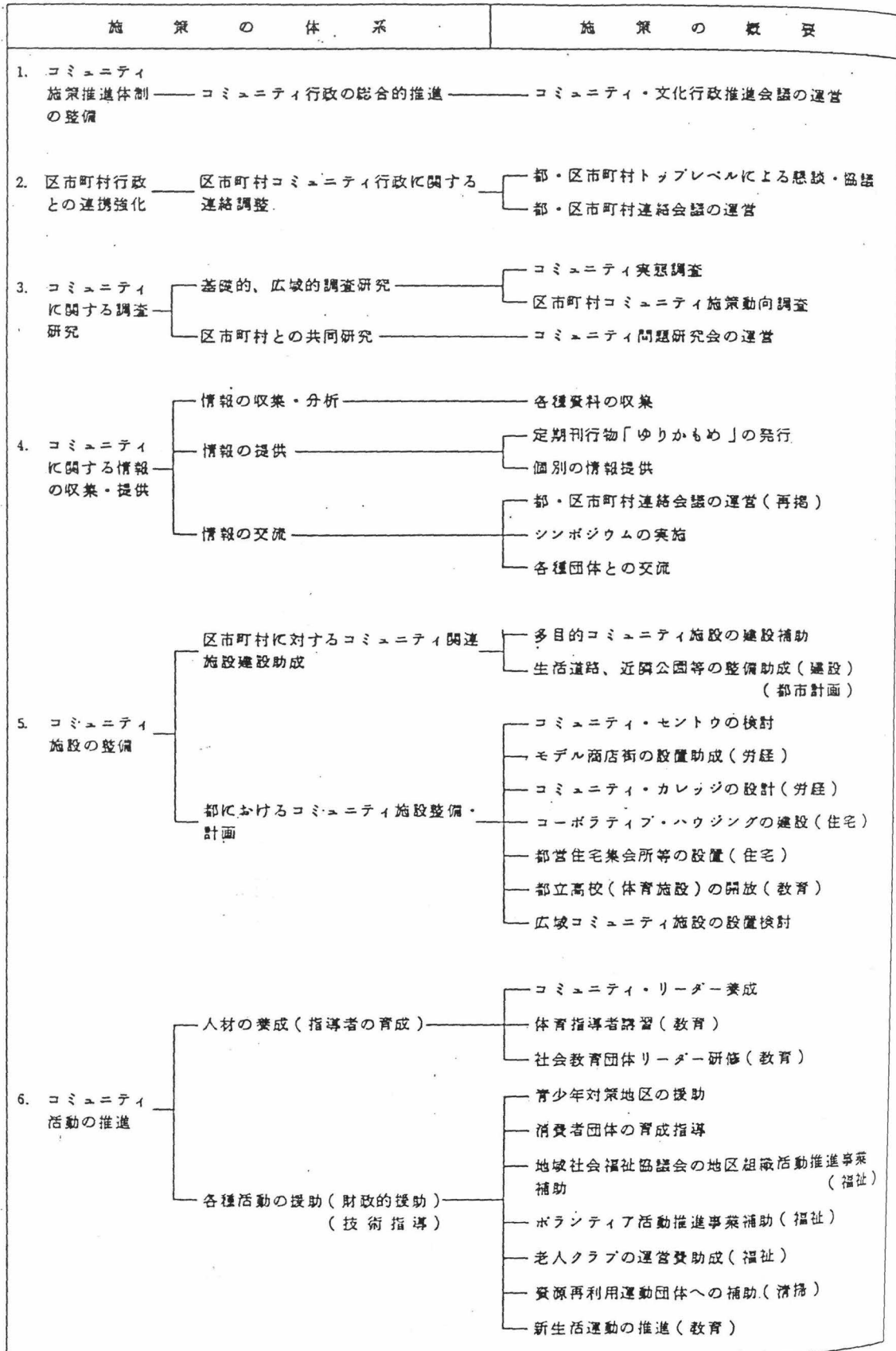
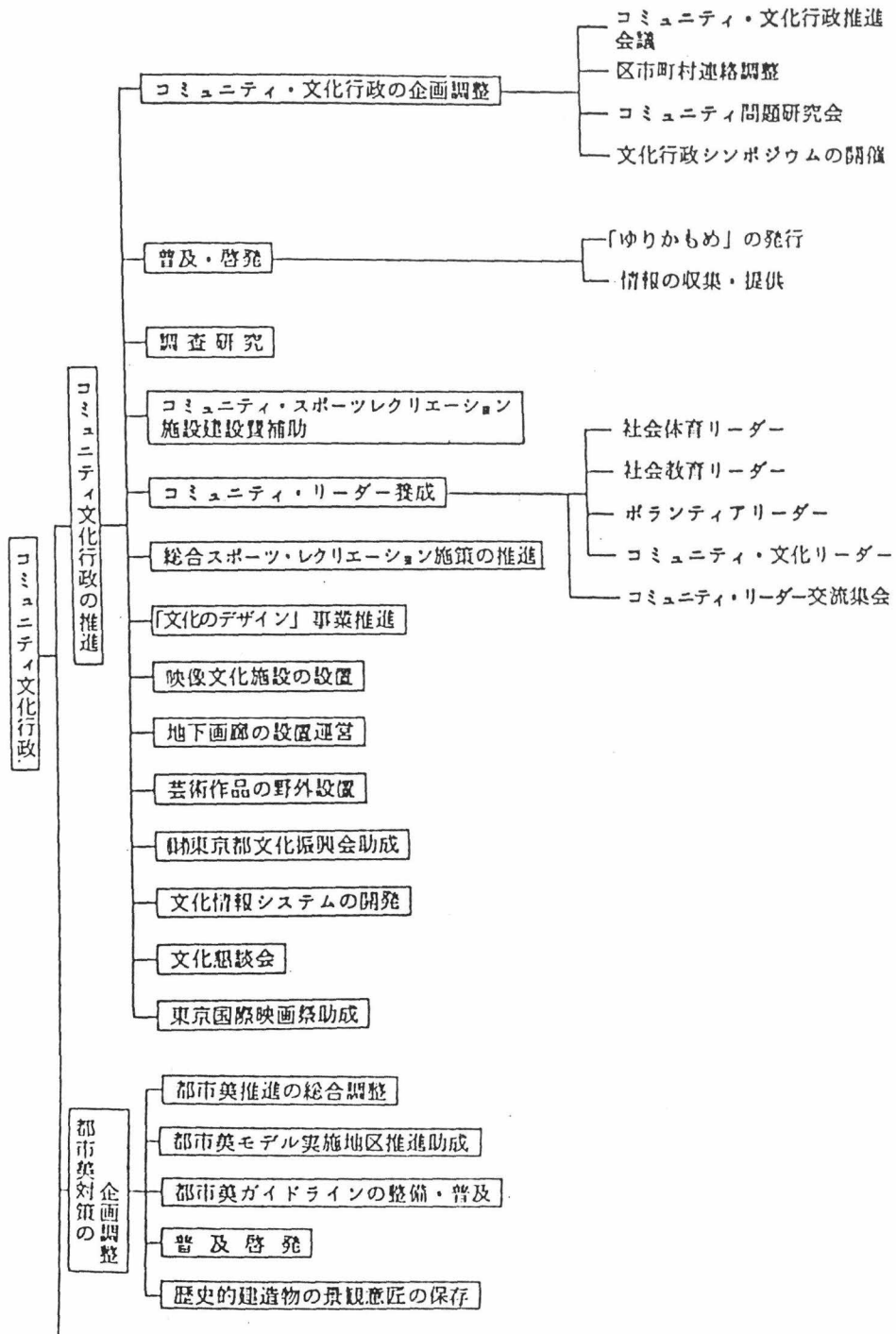


図-1 コミュニティ文化部・事業の体系



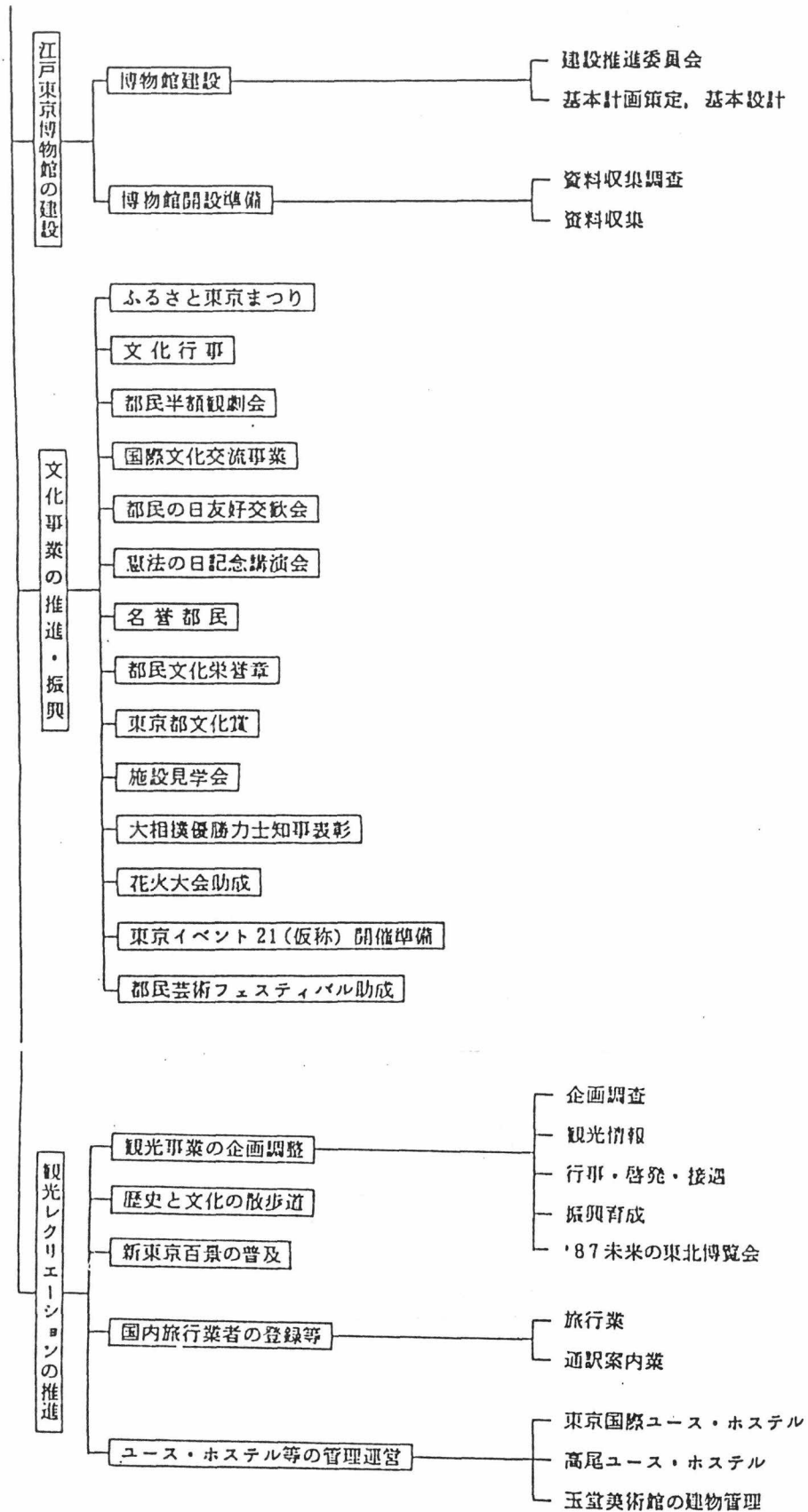
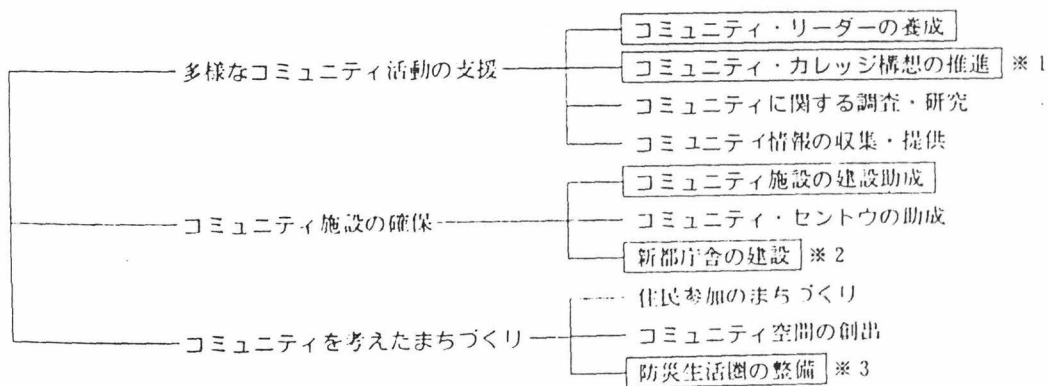


表-2 都におけるコミュニティ行政の目標

(長期目標)

- ①さまざまなコミュニティ活動を支援し、相互の連携を促進する。
- ②地域活動の需要に対応したコミュニティ施設を確保する。
- ③地域における連帯感やわがまち意識が高まるよう、コミュニティ形成に配慮したまちづくりを推進する。

表-3 都におけるコミュニティ施策の体系 (第2次長期計画)



※1 「第2章第2節第1項 生涯学習」に掲げる。

※2 「第3章第6節 シティ・ホールの実現」に掲げる。

※3 「第1章第1節第1項 防災」に掲げる。

表-4 コミュニティ行政担当部課設置の有無

	区 部	市 部	全 体
1. 設けている	19 (82.6%)	10 (47.6%)	29 (65.9%)
2. 設けていない	4 (17.4%)	11 (52.4%)	15 (34.1%)
計	23 (100 %)	21 (100 %)	44 (100 %)

n = 44 (区部23, 市部21)

※各自治体の回答状況

「1. 設けている」	- 中央区・港区・新宿区・文京区・台東区・墨田区・江東区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区・中野区・杉並区・北区・板橋区・練馬区・足立区・葛飾区・江戸川区 八王子市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・小平市・日野市・国立市・狛江市・秋川市
「2. 設けていない」	- 千代田区・渋谷区・豊島区・荒川区 立川市・小金井市・国分寺市・田無市・保谷市・福生市・東大和市・清瀬市・武蔵村山市 多摩市・稲城市

表-5 設置年月日

	区 部	市 部	全 体
1. '79年以前	2 (10.5%)	2 (20.0%)	4 (13.8%)
2. '80～'84年	6 (31.6%)	4 (40.0%)	10 (34.5%)
3. '85年～	9 (47.4%)	2 (20.0%)	11 (37.9%)
4. NA	2 (10.5%)	2 (20.0%)	4 (13.8%)
計	19 (100 %)	10 (100 %)	29 (100 %)

(問1で「1. 設けている」と答えた自治体のみ) n = 29 (区部19, 市部10)

表-6 「推進中の主要施策」

	区 部	市 部	全 体
1. コミュニティ関連施設の整備・運営	13 (18.3)	19 (27.9)	32 (23.0)
2. 町会・自治会会館建設補助	3 (4.2)	3 (4.4)	6 (4.3)
3. その他の施設の提供	4 (5.6)	4 (5.9)	8 (5.8)
4. 施設の住民自主管理		3 (4.4)	3 (2.2)
5. 町会活動助成・奨励	5 (7.0)	1 (1.5)	6 (4.3)
6. 防災活動の助成	1 (1.4)	2 (2.9)	3 (2.2)
7. 青少年育成活動の助成	1 (1.4)	3 (4.4)	4 (2.9)
8. ボランティア活動の助成	2 (2.8)	1 (1.5)	3 (2.2)
9. 社会教育活動の助成	1 (1.4)	2 (2.9)	3 (2.2)
10. その他コミュニティ活動の助成	1 (1.4)	1 (1.5)	2 (1.4)
11. リーダー講習・育成	6 (8.5)	1 (1.5)	7 (5.0)
12. 各種講座・シンポジウム	5 (7.0)	4 (5.9)	9 (6.5)
13. コミュニティ組織づくりの援助	3 (4.2)	2 (2.9)	5 (3.6)
14. イベント・祭り	10 (14.1)	12 (17.6)	22 (15.8)
15. 懇談会 (町会と行政)	3 (4.2)	1 (1.5)	4 (2.9)
16. 住民交流会・団体交流会	2 (2.8)		2 (1.4)
17. 情報紙の発行助成	2 (2.8)		2 (1.4)
18. 情報の提供収集 (広報誌発行)	4 (5.6)	2 (2.9)	6 (4.3)
19. その他	5 (7.0)	7 (10.3)	12 (8.6)
計	71 (100%)	68 (100%)	139 (100%)

MA集計 (回答総数139; 区部71, 支部68, NA6; 区部3, 市部3)

表-7 「構想中のコミュニティ施策」

	区部	市部	全体
1. 施設の整備	3(13.0)	7(38.9)	10(24.4)
2. 施設のネットワーク(連携)化	2(8.7)	1(5.6)	3(7.3)
3. 出張所の建替・機能の再編	4(17.4)		4(9.8)
4. 施設の自主管理化		1(5.6)	1(2.4)
5. 町会・自治会集会施設の建設補助		1(5.6)	1(2.4)
6. コミュニティ組織づくり	4(17.4)		6(14.9)
7. イベント・まつり推進	2(8.7)	1(5.6)	3(7.3)
8. 意識啓発業(リーダー研修・シンポジウム)	1(4.3)	2(11.1)	3(7.3)
9. 各種コミュニティ事業推進	2(8.7)		2(4.9)
10. 情報の提供・広報	2(8.7)		2(4.9)
11. 情報の収集	2(8.7)		2(4.9)
12. その他	1(4.3)	3(16.7)	4(9.8)
計	23(100%)	18(100%)	41(100%)

MA集計(回答総数91;区部23,市部18,NA22;区部11,市部11)

表-8 自主団体の動向(N=44)

	区部	市部	全体
1. 活性化している	14 (60.9%)	18 (85.7%)	32 (72.7%)
2. 沈滞化している	1 (4.3%)	1 (4.8%)	2 (4.5%)
3. わからない	8 (34.8%)	2 (9.5%)	10 (22.7%)
計	23 (100%)	21 (100%)	44 (100%)

表-9 「町内会・自治会の動向・問題点」

	区 部	市 部	全 体
1. 夜間人口の減少に伴う「会員の減少」 「町会の消滅」「加入率の上昇」	6 (14.0%)		6 (9.0%)
2. 役員及び会員の高齢化	11 (25.9%)		11 (16.4%)
3. 加入率の低下	5 (11.6%)	6 (25.0%)	11 (16.4%)
4. 活動の沈滞化・マンネリ化	8 (18.6%)	3 (12.5%)	11 (16.4%)
5. 役員のなり手がいない。後継の問題	2 (4.7%)	4 (16.7%)	6 (9.0%)
6. 町会と行政をめぐる問題点	4 (9.3%)		4 (6.0%)
7. 町会の規模統合の問題		5 (20.8%)	5 (7.5%)
8. 活動が活発化している	2 (4.7%)	1 (4.2%)	3 (4.5%)
9. 連合組織ができていない	1 (2.3%)	1 (4.2%)	2 (3.0%)
10. 変化ナシ。問題点ナシ。	3 (7.0%)	2 (8.3%)	5 (7.5%)
11. その他	1 (2.3%)	2 (8.3%)	3 (4.5%)
計	43 (100%)	24 (100%)	67 (100%)

MA集計 (回答総数67 ; 区部43、市部24、NA13 ; 区部6、市部7)

表-10 コミュニティ組織の設置状況

	1. 予定ナシ	2. 検討中	3. 組織済	(組 織 名)
千代田区		○		
中央区	○			
港区	○			
新宿区		○		
文京区	○			
台東区			○	(コミュニティ委員会)
墨田区	○			
江東区	○			
品川区		○		
目黒区			○	(住区住民会議)
大田区		○		
世田谷区			○	(まちづくり推進会議、各地域活動団体連絡協議会、世田谷区務分庁協会)
渋谷区	○			
中野区			○	(住区協議会)
杉並区		○		
豊島区	○			
北区	○			
荒川区			○	(アメニティタウン計画地域懇談会)
板橋区		○		
練馬区	○			
足立区		○		
葛飾区			○	(まちづくり懇談会)
江戸川区	○			
(区部計=23)	9 (39.1%)	8 (34.8%)	6 (26.1%)	
八王子市	○			
立川市		○		
武蔵野市	○			
三鷹市			○	(住区協議会)
青梅市	○			
府中市			○	(コミュニティ協議会)
小金井市		○		
小平市		○		
日野市		○		
国分寺市		○		
国立市	○			
田無市	○			
保谷市	○			
福生市		○		
狛江市			○	(地域センター運営協議会)
東大和市		○		
清瀬市		○		
武蔵村山市	○			
多摩市		○		
結城市	○			
秋川市			○	(秋川市町内会長連絡協議会)
(市部計=21)	8 (38.1%)	9 (42.9%)	4 (19.0%)	

表-11 コミュニティ組織の組織構成

自治体名	組織名称	組織数	開始年	地域範囲	構成集団	組織形態	行政補助	拠点施設	主要な行事活動
1.台東区	1).....小地区 コミュニティ委員会	9	76年4月	小学校区	町会・各種 団体	運営委員会	委託料(事務的経費) 施設改修整備 備品消耗機器等の 買入れ	小学校	コミュニティ祭り(映画 会、コンサート、模擬店 等)、スポーツ大会
	2)谷中コミュニティ委員 会	1	79年5月	出張所区域	同上	役員会	同上	コミュニティセンター 小学校	敬老のつどい コミュニティ祭り
	3)竹町地区コミュニティ 委員会 東上野地区コミュニ ティ委員会	2	82年10月	出張所区域	同上	運営委員会	同上	小学校 会館(田出 出張所)	スポーツ大会 運動会
2.目黒区	住区住民会議	22	74年10月	小学校区	住民・地域 団体代表者 在勤者など			住区センター	住区ニュースの発行
3.世田谷区	1)世田谷区まちづ くり推進会議	NA	80年10月	全区的	各種団体	世話人会 事務局	事務的経費	世田谷区民 会館	まちづくり交流会 懇談会の開催
	2)各地域活動団体 連絡協議会	NA	84年4月	5地域	各種団体	各地域によ って異なる	事務的経費	各地域によ って異なる	主に団体相互の情 報交換(世話人会 、各種部会、委員 会等)
	3)世田谷区ボランティア 協会	NA	81年10月	全区的	ボランティア活動 団体	理事会	事務運営経費一部 補助金交付	ボランティアセンター ボランティアホール	同上
4.中野区	住区協議会	15	77年5月	出張所区域 (4ヶ所は 新しく設け た)	地域団体及 び行政協力 員の中から 推せんされ た人 地域住民で 公募に応じ た人	全体会、運 営委員会、 部会 課題別委員 会	補助ではなく区と しては情報提供等 に関わる援助の負 担はしている程度	地域センター	協議体であり、一 般的には行事活動 は行っていないが 組織によってまつ り等を行っている
5.荒川区	アミティクワ計画地域 懇談会	※35名	85年4月	S33年住居 表示実施以 前の町別	地域活動団 体及び医師 ・僧侶	地域別懇談 会 合同懇談会	運営活動費全額	公共施設及 び寺社	アミティクワ計画の策 定委員 荒川区文化計画策 定委員 くらしのアミティ づくり活動委員
6.葛飾区	1)堀切まちづくり 懇談会	NA	83年8月	出張所区域	自治町会・ 子供会・PT A・民生委 員・保護司 ・商店会	部会	現物助成(消耗品 、印刷費等)	出張所	花いっぱい運動 防災マップづくり ふれあい学級開催
	2)南綾瀬まちづく り懇談会	NA	85年11月	同上	同上	同上	同上	同上	防災マップづくり 運動会開催 環境美化クリーン作戦
	3)東立石まちづく り懇談会	NA	87年7月	同上	同上	同上	同上	同上	犬ふん防止活動 運動会開催
7.三鷹市	住区協議会	6	74年	コミュニテ ィ住区	町会・自治 会、文化・ スポーツ団 体、個人参 加(公祭)	役員会 事務局 部会 運営委員会	施設管理費 施設運営費 コミュニティ活動費	コミュニティセンター	コミュニティまつり 体育祭
8.府中市	コミュニティ協議会	11	83年4月	市内11圏域 にある各文 化センター圏域	自治会・婦 人会・子供 会・老人ク ラブ・PTA ・青少対等	コミュニティ協議 会理事会、 部会	事業費を委託料で 支出	文化センター	ふれあいの集い事 業、 伝承事業等 野外活動事業
9.狛江市	1)野川地域センター 運営協議会	※30	77年5月	小学校区	センター利用者 PTA	運営委員会	年40万	野川地域セン ター	定例発表 納涼懇談会 周年行事
	2)上和泉地域センター 運営協議会	※60	78年5月	小学校区	センター利用者 自治会	運営委員会	年40万	上和泉地域 センター	春の発表会 夏の浴衣ざらい 周年行事
	3)岩戸地域センター 運営協議会	※51	76年7月	小学校区	センター利用者 岩戸町会	運営委員会	年40万	岩戸地域セン ター	定例発表会 周年行事
10.秋川市	秋川市町内会長(自治 会会長)連絡協 議会	1	72年7月	秋川市全域	34町内会長 (自治会 長)	連絡協議会	補助金、事務局	秋川市役所	全体会(年6回) 及び研修視察

注) ※印の数値はアンケート票の回答どうりとしている。

表-12 コミュニティ行政推進上の問題点

	区部	市部	全体
1. たて書行政の弊害	7(25.0)		7(14.3)
2. 主管課未整備にともなう弊害		3(14.3)	3(6.1)
3. コミュニティ行政方針上の問題	2(7.2)	2(9.5)	4(8.2)
4. 施設の未整備・整備上の問題点	1(3.8)	1(4.8)	2(4.1)
5. 施設の管理・運営・利用上の問題点	3(10.7)	4(19.1)	7(14.3)
6. コミュニティ形成・コミュニティ組織育成上の問題点	4(14.3)	4(19.1)	8(16.2)
7. コミュニティ活動が不活発	2(7.2)	2(9.5)	4(8.2)
8. 地域無関心層の増大	2(7.2)	2(9.5)	4(8.2)
9. 夜間人口の減少	4(14.3)		4(8.2)
10. その他	3(10.7)	3(14.3)	6(12.2)
計	28(100%)	21(100%)	49(100%)

MA集計(回答総数49;区部28、市部21 NA;区部7、市部7)

表-13 「今後の課題」

	区部	市部	全体
1. 施策の全庁的調整機能・機関の必要性	4(14.8)		4(6.8)
2. 行政機構の改革		2(6.3)	2(3.4)
3. これまでの施策の発展・継承	2(7.4)		2(3.4)
4. 施策の体系の見直し	1(3.7)	3(9.4)	4(6.8)
5. 施設の管理・運営・利用の改善	2(7.4)	2(6.3)	4(6.8)
6. 交流の「場」の提供(施設整備含める)と機会の提供	3(11.1)	6(18.8)	9(15.3)
7. 活動助成および団体育成	3(11.1)	6(18.8)	9(15.3)
8. 参加主体の形成・活性化	4(14.8)	2(6.3)	6(10.2)
9. 団体間交流・コミュニティ組織づくり	2(7.4)	3(9.4)	5(8.5)
10. 情報の提供	2(7.4)	1(3.1)	3(5.1)
11. まちづくりとの連携	1(3.7)	3(9.4)	4(6.8)
12. コミュニティ行政推進における区行政のあり方・役割	2(7.4)		2(3.4)
13. その他	1(3.7)	4(12.5)	5(8.5)
計	27(100%)	32(100%)	59(100%)

MA集計(回答総数59;区部27、市部32 NA—区部7、市部5)

2. いたばし方式に向けての提案

1. コミュニティと行政の文脈を求めて — 都市型社会の自治

板橋区は23区の中でも地域行政の展開に熱心に取り組み、実績をあげてきた。地域のレベルでも、1987年に発表されて好評を得た『地域からのメッセージ — いたばしコミュニティ白書』で明らかなように、各世代にわたる住民が、地域を舞台にさまざまなコミュニティ活動に参画している。例えば若い世代の家庭の主婦を中心とした読書グループやボランティア活動は、在来の“重厚長大”型の町内会・自治会活動からすれば、“軽薄短小”型に映るかもしれない。しかし地域に未だ馴染みのない団地住まいの主婦が、たまたま立寄った公共図書館が縁で読書サークルに仲間入りをして、この読書サークルがやがては点字や手話を勉強する場をひらき、主婦がひとりのボランティアとしての役割を自覚するというケースもすくなくない。多様な生活の背景と動機づけをもつ住民が、背のびや無理をせず、“身の丈に合った”コミュニティ活動に参画することが、望ましい。したがって、地域全体に影響力のある町内会・自治会活動を中心とすると、小さなサークルやクラブ活動は周辺というか、背後にあって目立たない存在となるが、地域に目をこらして見ると無数の多様な「草の根」活動が息づいていることがわかる。ひろい意味でのコミュニティ活動の裾野の拡がりと言えよう。

板橋のコミュニティ活動の特色は、商業、工業、農業、一般住宅、団地にわたる地区間と並んで、地区内でも新住民と旧住民、あるいはその中間の旧住民化した新住民その他、差異性が目立つ。「同一階層・同質性の原則」と言われるように、コミュニティ活動はその地区や住民内部の同一性が強いほど、展開しやすい。この点で、板橋は区全体はもとより、地区レベルでもコミュニティ活動が困難な条件をそなえている。しかし困難な条件はプラスのバネとして働くように、コミュニティ活動の見通しが暗いわけではない。例えば同じ地区でも、新住民と旧住民との間には大きな溝があり、二つの生活世界が存在するとすら言われた。しかし時間の経過とともに、新住民と旧住民とが何かのキッカケで相互に接触し融合しあう関係の見られることは、稀ではない。むしろ旧住民にとって新住民が刺戟となって、在来型の組織運営を活性化したり、あるいは旧住民との折り合いのつけかたが新住民のものの見方や活動に一段と幅をつけるということもある。コミュニティの新定義、「さまざまな意味での異質・多様性を認め合って、相互に折り合いながら築いていく洗練された新しい共同生活のルール、様式」をここで引用しておこう。1960年代に大量の新住民層を受け入れた東京郊外の市町村は、住民参加のすすめや地区センター

いながら築いていく洗練された新しい共同生活のルール、様式」とも相互に響き合うコミュニティ活動の可能性は、板橋区の現在にこそ認められよう。もちろん、多様な地区間、あるいは地区内の相互のコミュニケーションが密に図られているという保証は未だない。しかし背景を異にする人と人との結びつきを含め、さまざまな出来事（イベント、行事その他）や施設を仲立ちとして、自由なコミュニケーションのネットワークが図られること、そして、21世紀に向けて洗練された独自の様相をもつコミュニティ活動へと編み上げていくこと、ここに「いたばし方式」としてのコミュニティ活動、コミュニティ行政の焦点がある。

洗練された独自の様相をもつコミュニティ活動、コミュニティ行政は、時代の大きな流れとしては、都市型社会の「自治」形成運動に他ならない。特別区の制度改革も、コミュニティ活動を実績とした「自治」形成運動が、行政と民間との協働関係において推し進められなければ、机上の運動の域をでない。

2. 行政と地域を結ぶ中間組織のありかた

(1) 地区包括型としての町内会・自治会

すでにⅡ部でくわしく検討したように、コミュニティ活動を支える中心組織（組織モデル）は、時代の流れとともに推移してきている。仮りに名づければ、(1)地区包括型から(2)住民自治協議会型、そして(3)人とネットワーク型への推移である。

(1)地区包括型は、それが町内単位（行政単位としての丁、町）であれ、複数町内のブロック単位であれ、地区全体を包括する組織モデルを指す。わが国の伝統的な地域住民組織である「町内会・自治会」がこの地区包括型の代表例である。板橋区としては、商業あるいは商工業系の既成市街地を初めとして、この町内会・自治会がコミュニティ活動を支える中心組織として大きな役割を果たしてきた。また行政組織と結ぶ地元住民組織として、この町内会・自治会がその実績において最右翼の位置にあることは、否定できない。ただし町内会・自治会がコミュニティ活動を支える中心組織として、また行政組織との結びつきにおいて最右翼の位置にあるとしても、町内会・自治会が町内会・自治会以外の地域住民組織と決定的に異なる特徴点は何かを、確認しておかねばならない。それは、町内会をまさに町内会たらしめている特徴点は何かを問うことでもある。一口で言えば、町内会・自治会はその町内を構成する大多数の世帯（ときに世帯に準ずる法人）を会員としており、そしてまさにその故に町内の総意を代表する中心組織である。町内会・自治会が町内を代表する地区包括型、丸抱え型組織と言われるゆえんでもある。町内会・自治会が町内を代表する地区包括型という点で、町内会と町内会以外の組織は、「中心組織」

と「その他」の関係にある。行政組織が町内会・自治会と密接不可分の相補関係にあり、ときに「準行政組織(Semi-Government)」とすら言われるのは、長い歴史的な慣行に支えられてもいるが、そのこと以上に行政にとって「町内会」を回路とすることが、「町内の総意」を通すことと等価の意味をもつ。先の都心区のように、居住会員の比率が著しく低下しても、そして居住会員の代りに法人会員を当てているとしても、「町内の総意」を代表する地区包括組織の大義名分が維持されているかぎりにおいて、行政は「町内会」を他の関連組織とは区別して特別に取り扱うことになる。

「町内会・自治会」のこのような特徴点、大義名分を、われわれは「町内会体制」あるいは「制度的枠組みとしての町内会」と表現している。しかしここで注意しておきたいのは、町内会のこのような体制、制度的枠組みに支えられて行政は町内会と長年にわたる相補関係（先述のように、町内会は準行政組織とさえ言われた）、“蜜月状態”を続けてきたわけだが、行政が公式にこの「町内会体制」「制度的枠組みとしての町内会」を認知してはいない。行政は町内会・自治会について、あくまで他の関連組織と同列の、住民の任意加入の自治的組織との原則を通して

る。かりに地区包括型の町内会体制、制度的枠組みを行政が公式に認知するとすれば、その町内に居住しているというだけの理由で自動的に（あるいは半強制的に）町内会に加入することになる。加入を仮りに断ったとしても、行政サービス上不利な扱いを受けるのではないかと、不安をまねく。したがって、行政は町内会・自治会を実質上は最右翼の組織として最大の配慮を払いながら、公式には事務嘱託員、特別公務員等の「個人」の委嘱を通じて町内会という組織とのつながりを求めている。この事務嘱託員は地元では「町内会長」であるところから、事務嘱託員への委嘱は、「町内会長」「町内会」への委嘱と意味は変わらない。しかし、「個人」と「組織」との形式上の区分策を採用しているのが、現状である。一方、町内会側からすれば、行政との相補関係の実績、慣行にも支えられて、これだけ「行政上の協力団体として」、また「住民間の利害の調整と総意のとりまとめに」貢献してきたのに、組織として公式に認知されない不満をもたらす。これは区外の話であるが、一部町内会では区町連、都町連への働きかけを通じて、町内会の「自治体的法人」としての認知を求める動きもある。この動きは心情的には理解されるが、第2次大戦後の町内会・自治会の新しい歩み、そして住民自治のコミュニティ活動の原則からすれば、軌道からややはずれている。行政の補助、末端機関として強く色づけられた準戦時、戦時期は別として、例えば大正期の町内会は、「社団法人」「福祉法人」として地域経営の自立的組織として、あるいは厚生福利の厚生組合として独自の役割

を果たした経過が、I-1の「町内会・自治会の歩み」の章で紹介されている。

それにしても、1980年代後期の現在、町内会・自治会は行政との特有のつながりは別として、町内会・自治会を地域の側から見ると、地区包括型の内実、地域統治能力を弱めてきている事態にも注意しておかねばならない。第1に、町内会への一般住民の加入率が年々下降化の傾向にある。従来は、ペーパー会員とも言うべき、一定額の会費を払ってあとは白紙委任型の形式会員も含めての話ではあるが、それでも90%近い加入率を誇っていた。板橋区は相対的に加入率の高い区ではあるが、東京都レベル、とくに23区レベルでは、平均70%台で、なかには50%台、40%台の町内会も珍しくなくなっている（東京都生活文化局コミュニティ文化部「町内会・自治会等の住民自治組織の実態に関する調査研究報告書」1987年12月参照）。町内会の設立根拠も「住民の自主的組織」と並んで「従来の慣行」「区の区分区域」が全体の半数を占めている。第2に、町内会の問題解決や相談事、あるいは行政サービス上の処理に、一般住民は「町内会」（あるいは役員層）に期待する比重が低下してきていることである。この傾向は、23区の各種世論調査結果でとくに目立っている。これには、例えば地価高騰、マンション建設、車公害、騒音・振動・悪臭その他、地域問題の複雑さに加えて、問題解決の団体組織やルートも多様化していることと無縁ではない。また行政じたいも、従来の町内会ルートではなく、直接に問題地域や住民と結ぶ方式が確立してきている。それにしても、町内会の制度的慣行や町内会長の高齢化にともなう統治能力がしだいに衰えてきていることも、否定できない。

町内会・自治会の全区レベルでの活動の実績をもつ板橋区においても、時代の大きな流れ、地域社会の大きな変化にあって、町内会・自治会のありかたを住民自治のコミュニティ活動の原則に照らして抜本的に見直す時機にあることは、確かである。

(2) 住民自治協議会型への移行

コミュニティ活動を支える中心組織（組織モデル）として、町内会・自治会の地区包括型から、町内会・自治会を含めコミュニティ関連集団・組織を横並べした住民自治協議会型への移行が、明らかに認められる。地区包括型に対して、地区横結型とでも言えようか。コミュニティ活動を担う組織モデルは、一枚岩の地域住民組織よりも、複数の単位集団・組織をゆるやかに横に結び合う連合形態が、有力である。この点では、地区包括型がやや「硬い組織」であるのに対して、地区横結型は「柔らかい組織」と言えようか。住民自治協議会型への移行にあたっては、町内会

・自治会以外の多様な住民自治集団・組織が育ってきていることが前提となる。この点では、「地域からのメッセージ ― いたばしコミュニティ白書」で明らかのように、板橋区では大方の予想をはるかに上廻って、町内レベル、あるいは町内レベルをこえる各種各様の集団・組織形成が見られている。

町内会・自治会の後継をなす第2世代の中心組織は何かが、よく問われる。ポスト「町内会・自治会」は、もはや単一の集団・組織が担い得るものではない。ポスト「町内会・自治会」の有力組織は何か、有力組織が育っているかの前に、地区包括型の「町内会体制」の発想そのものを変えなければならない。行政と地域を結ぶ中間組織のありかたとして、地区包括型の「地区町会連合会方式」から、住民自治協議会型の「地区協議会方式」への移行が促されている。「地区協議会方式」は、「町内会体制」との距離のとりかたが一つのポイントをなす。行政との回路において、一枚岩の中心組織がそのまま町内の総意を代行する体制は、時代の役割を終えたと言えよう。従来からの町内会体制に代って、地域に根差す各住民自治組織がどのような協働の仕組みづくりをするかが、問われよう。町内の総意に代って、協働の仕組みづくりを通しての町内の合意（コンセンサス）形成が求められよう。この協働の仕組みづくり、合意形成は、各住民自治組織の私的（プライベート）領域をこえて、公共領域にわたる。したがって、行政側においても、従来からの行政的（ガバーメンタル）領域をこえて、この公共領域での仕組みづくり、合意形成に参画する必要がある。町内の総意をとりつける代行組織は、もはや無いと判断すべきである。この公共領域は、私的領域と行政領域とをつなぐ中間、境界領域にあたる。したがって、地区協議会方式は、この私的領域と行政領域との協働関係が可能な、中間領域に位置している。

この行政と地域を結ぶ中間組織としての「地区協議会方式」は、すでに各区市町村で進められている。とくに先進区の目黒区や中野区では、コミュニティ形成の一環として、この「地区協議会方式」をかなり早くから採用している。この方式の新しいさをアピールするためには、「町内会」たたき（バッシング）というか「町内会」はずしの先行例も見られた。しかし「町内会体制」「町内会の制度的枠組み」と、コミュニティ活動を担う個別の町内会・自治会活動とを区別する必要がある。われわれが問題にしているのは、町内会の体質とも言うべき「町内会体制」「町内会の制度的枠組み」であって、個別の町内会・自治会活動ではない。すでにくりかえし述べた板橋区の町内会・自治会活動の実績、および行政への影響力を考えると、**「町内会」はずしは余り現実的ではない。**

第1段階として、町内会・自治会（あるいは地区町会連合会）をコミュニティ活動を支える有力組織として、他の関連集団・組織と同列に位置づける。町内会・自

治会は、ここでは、地区協議会の一翼を担うことになる。第2段階として、一旦他の関連集団・組織と同列に位置づけたのちに、地区の現状に照らして、町内会・自治会が自らの集団・組織を含め他の関連集団・組織を、コミュニティ活動の活性化の立場から、そしてより全体的な地域福祉の向上の立場から、連絡調整の主体的役割を担うことが求められてもよい。町内会・自治会は、企画や連絡調整機能、行政との窓口や交渉能力、あるいは地域全体への視野や管理運営面でやはり長年にわたって培った蓄積＝ストックを認めないわけにはいかない。このノウハウの蓄積では、一日の長がある。しかしここで注意しておきたいのは、各種アンケート調査結果でも明らかなように、板橋の町内会・自治会、とくに旧市域を中心とした地区町会連合会、さらには区レベルでの連合会は、その輝かしい歴史と実績の反面、地域に根差す各種各様のコミュニティ活動、とくに新住民層の活動から見ると若干の距離感というか、「町内会体制」としての体質を感じていることも事実である。関西都市圏の基礎自治体では、町内会・自治会を入れた独自の地区協議会方式を、かなり早くから採用していた。しかも町内会・自治会（あるいは地区町会連合会）が行政と地域を結ぶ仲介として、また各自治集団・組織の連絡調整機能として、主導的役割を果たしているばあいがすくなくない。また「町内会体制」との距離をとることが求められるばあい、あるいは町内会・自治会に当事者能力のないばあいでも、長老格の町内会役員（あるいは地区町会連合会）を、地区協議会の顧問・相談役等に据えている。そして町内会・自治会の中堅どころの部長クラスに、実質上の役割を任せている。

いずれにしても東京のように、町内会はずしか、町内会への白紙委任かの極端から極端に走るケースは少ないようである。このことは、関西都市圏が東京よりも都市化社会の成熟段階にあって、より安定した地域自治のシステムが求められていることとも関係している。しかし、関西都市圏には、町内会・自治会が準戦時・戦時を除いて、純粹に「民間」の自主組織として行政とも独自の協働関係の仕組みを培ってきた風土性が根づいている。

行政と地域を結ぶ中間組織のありかたとして、地区協議会方式がすすめられる。同方式は、地域に根ざす多様な住民自治組織の生成・展開を背景としている。各集団・組織が横に結び合うなかでどのような洗練された新しい協働のルールと仕組みを築くかが、重要である。町内会・自治会も、この協働の一翼を担うときに、地域の運営と調整能力においてそのストック＝蓄積を発揮できるはずである。

(3) 新世代に見るネットワーク組織とは

コミュニティ活動を支える中心組織（組織モデル）の変化を、町内会体制の地区包括型から、町内会・自治会をはじめコミュニティ関連集団・組織の連合形態の住民自治協議会型への移行として捉えた。また行政と地域を結ぶ中間組織のありかたとして、従前の地区町会連合会方式に代る地区協議会方式を提案した。「いたばし方式」の枠組みをこの地区協議会方式に求めることになるが、同時に「地域からのメッセージ — いたばしコミュニティ白書」で明らかのように、主として第1次ベビーブーム世代以降の新世代の多様なクラブ・サークル活動の展開をどう見るかの課題がある。かれら新世代が加入するクラブ・サークル活動は、趣味・教養、消費者問題、児童教育・親子の問題、スポーツ・レクリエーション、障害者自立援助、女性問題、福祉ボランティア、公害・環境保全、アメニティ、地域政治・行政その他と幅広い領域にわたっている。かれらは、自己の動機づけやライフスタイルと波長の合うクラブ・サークル活動に複数に加入する。クラブ・サークル活動への加入が、自らの生き方の幅をひろげることにつながるが、当然、生活関心の推移とともに、このクラブ・サークル活動も次々と切りかえられる。

同じ関心領域のクラブ・サークル活動を通して人と人との結びつきは、ひとりの人が複数の関心領域にまたがっているところから、関心領域の拡がりや重層関係を通じて、人と人との網の目状のネットワーク形成がはかられる。したがってコミュニティ活動の様相も、これまでのように、コミュニティ活動を支える一定の組織形成が見られるわけではなく、むしろ「人」中心のネットワーク形成が重要となる。その意味では、それが硬い組織であれ、あるいは柔らかい組織であれ、組織ばなれというか、「組織の脱構築」に特徴点がある。各種住民意識調査結果を通じて、比較的若い世代においては、例えば地域活動への参加をたずねられても、どちらかと言うと消極的な回答が返ってくる。「求められれば参加する」「時間その他条件が整えば参加の意志はある」「参加する気持はない」「自分には関係ない、そっとしておいてほしい」等の回答をどう読むか。では、かれら世代が、地域活動に非協力的あるいは無関心かと言うと、必ずしもそうではない。「地域活動」というと何か既成のイメージやおしきせのスタイルがあって、拘束感をともなう。結果的にはそれが「地域活動」の一部ではあっても、自らの関心・興味、あるいは動機づけと共感できる個別活動とのかかわりを持つ。この点、「コミュニティ活動」「となり近所のつき合い」あるいは「住民参加」等についても、同様のことが言えるのかもしれない。例えば「となり近所のつき合い」について、「煩わしくていやなもの」としてのマイナス・イメージがあるが、しかし友人感覚の「さらさら」としたつき合いについては、好まれる。したがって、クラブ・サークル活動への加入も、「友

人」としての近所の人やそのクラブ・サークル活動に参加している人を通して情報に接し、「友人にすすめられて」「ごく自然な気持ちで」加入することになる。例えば、Aのサークルに所属している人が、Bのサークルを知るのは、Aの同じ仲間と同時にBに所属している人を仲立ちとしている。「地区包括型」「住民自治協議会型」に続いて、新世代の住民にとっては「人とネットワーク型」がコミュニティ活動を支える中心組織となるのではないか。しかし先に述べたように、新世代のばあい、「町内会」ばなれ、「PTA」ばなれの気分を含めて脱組織志向が強いので、人とネットワークを下支えするものとしては、それが地区包括型の町内会・自治会であれ、あるいは町内会・自治会を含めコミュニティ関連集団・組織の協議会方式であれ、組織形成ということがしだいに馴染まなくなっている。最近、若い世代に見る「町内会」ばなれということも、町内会のありかたへの批判ということよりも、組織のもつある種の重くるしさ、拘束感が効いているのではないか。従来の組織形成に代るものとしては、「センター方式」というか、施設・装置の問題がある。具体的には地区センター、コミュニティ・センターがその1つであるが、ここでは人がサークルやイベント、行事等のプログラムを介して他の人と出会い、またその人を通じて他のサークル等を知る機会ともなる。

この意味では、コミュニティ・センターが、ネットワーク型の個別クラブ・サークル、あるいは人びとにとっては、まさに「人と情報を連環する結節点」「人びとにとっての根拠地」としての機能をもつ。したがって、施設・装置が単に利用の便利さとか、施設条件の整備等の問題にとどまるものでない。まったくに新しい意味と様相を帯びて、「施設・装置」の問題が展開されることになる。

とくに第1次ベビーブーム世代以降の婦人層を中心とした、施設要望の変化に配慮しておく必要がある。従来からの地区センターやコミュニティ・センターは、身近に利用できる日常施設として望ましいものだが、ネットワーク型の個別クラブ・サークルや人にとっては、町内のつき合いや集団・組織がそのまま日常施設にもちこまれるのは、うっとおしいことである。施設の場を通じて、日常的に親しく人と接したり、行事に参加することは喜びであっても、施設全体の空気が余りにも「町内」や「常連グループ」と結びついている。家庭の主婦でも、「〇〇の奥さん」「××ちゃんのお母さん」の顔ではなく、ひとりの「生活者」「市民」の気分で、サークルや行事に参加したり人と接したい。そして日常生活のくりかえしの気分をどこか変える、新しい知的刺激、ドキドキするような話を求めている。最低限、コミュニティ・センターには、「市民サロン」としての機能が期待されよう。この点で小さいサークル（読書会その他）のばあい、町内会事務所の延長線上の地区センター、コミュニティ・センターよりも、「喫茶店」や「信用金庫会議室」等が気

楽に利用され、また、たまり場として機能しているのは、面白い。一般には、それぞれの関心領域に応じて専門施設が利用されているのが、現状である。公民館、図書館、美術館、資料館、スポーツ教室、ボランティア・センターその他、民間の施設・機関を含めて多様に利用されている。地域図書館は、このような人と情報を連関する結節点としては好都合であり、また「市民サロン」として開かれているばあいもあるが、公民館等を含めてやはりタテ系列の“専門”施設で、職員や施設管理のありかた、プログラムの運用その他、やや内に閉じている。ネットワーク型を生活スタイルとする人びとにとっては、自らの関心領域、専攻分野と重ねて他の関心領域、専攻分野への拡がり、また背景を異にする人びととの出会いや情報の交換を望む。いずれにしても、身近かな日常小施設の域をややこえ、しかもタテ割の専門施設にも、偏らない、程よい中間施設のありかたが、検討に付せられてよい。

第1次ベビーブーム世代以降の新世代においては、「町内会」ばなれ、「PTA」ばなれの組織ばなれの気分がつよい。かれら新世代は、一定の地域、一定の組織に縛られないで、自らの関心・興味、あるいは生きかたと共感のもてる複数のサークル、そして人と人との結びつきを求める。このような「人」中心のネットワーク型のコミュニティ活動においては、活動を支える組織のありかたよりも、人やサークルが直接に接触をもつコミュニティ・センター等の「施設・装置」の問題が、浮き彫りされてくることになる。

(4) 「いたばし方式」をどう読むか

コミュニティ活動を支える中心組織（組織モデル）の変化を、(1)地区包括型から(2)住民自治協議会型、そして(3)人とネットワーク型への流れとして捉えた。同時にこの流れに見合う行政と地域を結ぶ中間組織のありかたとして、(1)地区町会連合会方式、(2)地区協議会方式、(3)センター方式がそれぞれ指摘される。「いたばし方式」としての中間組織は、町内会・自治会の活動実績および地域運営の調整能力に期待して、町内会・自治会が主要な一翼を担いつつも、コミュニティ関連組織の地域横結的な連合・協議会方式を先に提案した。「いたばしコミュニティ協議会」あるいは「いたばし地区協議会」方式の提案である。

問題は、第1次ベビーブーム世代以降の新世代のネットワーク型の個別サークル・クラブ活動との接点をどう図るかにある。とくに板橋区のばあい、公営あるいは民間の大規模団地、中小のマンションを大量にかかえているので、この新世代の動向を無視するわけにはいかない。同じ区内でも地域の実情に応じて中間組織のモデルに変更があって当然のことだが、基本的には、柔らかい組織として地区住民自治

協議会方式を基盤として、この方式と「人」中心のネットワーク型との二層構造と
いうか、複合構造として捉える。協議会方式は、複数の町内のブロック単位（学校
区単位に相当）で全区レベルをカバーする公式（フォーマル）セクターであるのに
対して、「人」中心のネットワークは一応はこの協議会を土台とするとしても、必
ずしも特定の町内、地区の範囲に限定づけられるものではない。この意味では非公
式（インフォーマル）セクターと言える。

さしあたり、「人」中心のネットワークと協議会との繋がりを求めるには、各協
議会を構成する単位集団・組織、および関連集団・組織のリーダー格を含めメンバ
ーシップをもつ住民が、一旦所属の集団・組織の立場を離れて、ひとりの「個人」
「市民」の資格において横割りの人的ネットワークに参加する。地元の町内に帰れ
ば自治会の会長とかPTA、子供会、あるいは地区青少協、地域生協の役員であっ
ても、この人的ネットワークでは、あくまでひとりの「市民」として地元の集团的
利害や枠組みに縛られない。ひろい視野と柔軟な行動の幅で、個人と個人との自由
な結びつきの図られることが、当の個人にとっても新しい市民感覚を身につける好
機会となる。人びとにとっての一種の「たまり場」「市民サロン」では、個人と個
人との面識による親交機会とともに、さまざまなテーマをめぐる情報の交換が可
能である。また学習会、公開シンポジウム、広域にわたる住民運動への参加、福祉
ボランティア活動への応援その他、さまざまな「こと」おこしを通じて、コミュニ
ティ活動の環境づくりと活動相互の連携化も可能となる。このひとりの「市民」の
資格におけるネットワーク形成を、仮りに「市民生活会議」あるいは「コミュニ
ティ・フォーラム」と名づける。この非公式セクターとしての「市民生活会議」の場
は、人を通じてやや硬直化しがちの「協議会」方式を刷新化することになる。また
逆に、公式セクターとしての「協議会」方式の存在は、地域に必ずしも根をおろし
ていない。その意味ではやや中宙り状態の「市民生活会議」に安定的な基礎を提供
することになる。

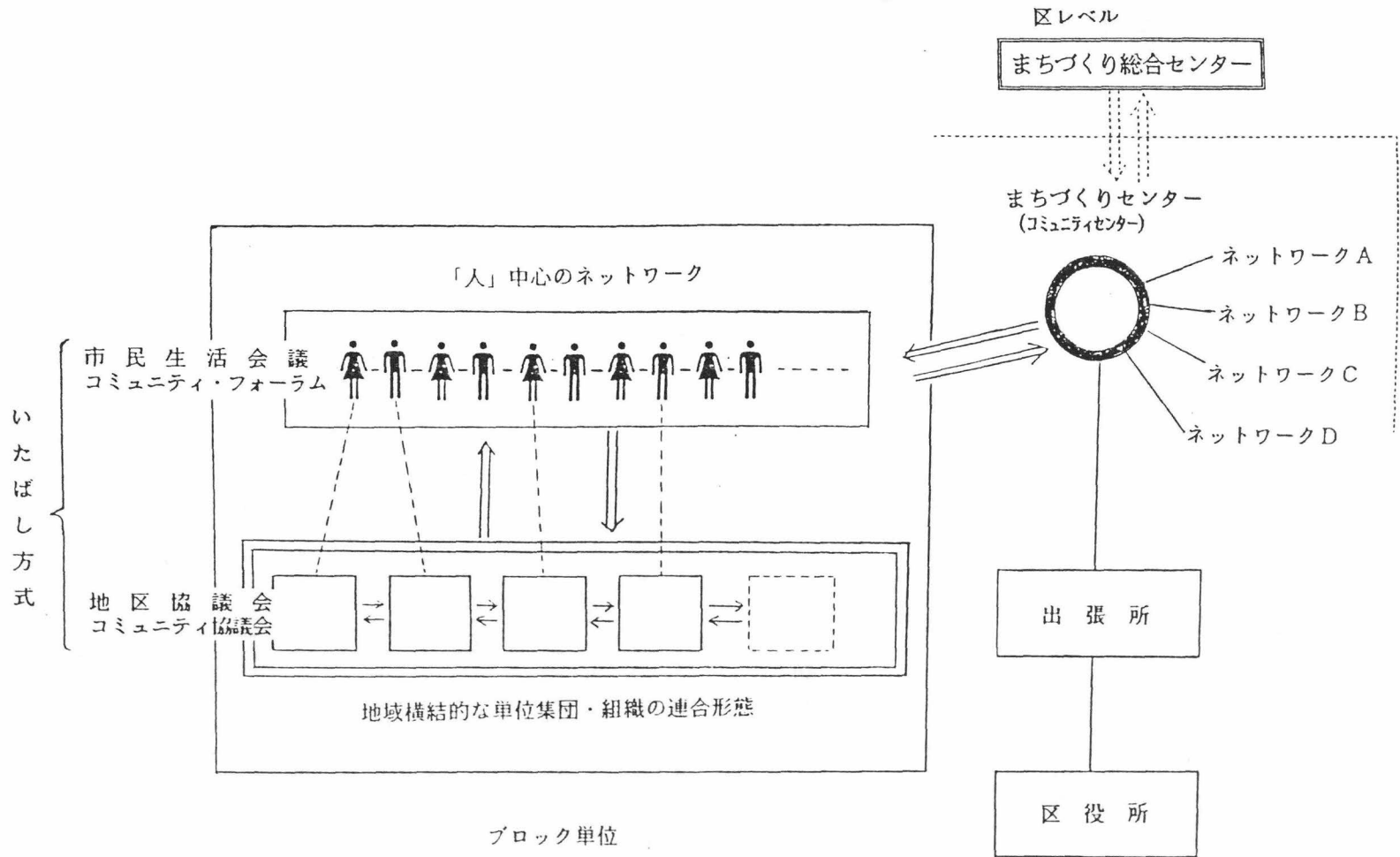
この地域を土台とした地区協議会と「人」中心の市民生活会議との二層性、この
二つの独自の組み合わせが、ゆるやかなコミュニティ関連組織の全体像となる。こ
の全体像の名称は定かではないが、地域、地域に応じて自由なニックネームがつけ
られてよい。

地域によって、例えば伝統的商業地などで、町内会・自治会、あるいは商店会組
織が全体のイニシアティブをとっているところでは、地区協議会の土台の比重がた
かく、反対に団地や新興住宅地域では「人」中心のネットワーク、市民生活会議方
式に比重をかけるほうが、無理がないのではないか。しかしいずれかに比重をかけ
るとしても、ゆるやかな二層性において全体的調整をはかりながらコミュニティ活

動を展開するところに、本旨のあることは、変わりない。尚、先の新世代のネットワーク型のクラブ・サークル活動のばあい、地区協議会の他の単位集団・組織と同列に横並びするのは、新世代の価値意識からしても未だ無理がある。かれら新世代の一つの根拠地（基地）としてのコミュニティ・センター、あるいはまちづくりセンターを回路として、「人」中心の市民生活会議、あるいはコミュニティ・フォーラムに「個人」として参加することが望ましい。市民生活会議のたまり場、市民サロンがコミュニティ・センター等におかれるばあいには、新世代を中心とするネットワーク型のサークルとも相互に結び合う機会が、よりひらかれる。そしてネットワーク型の新住民が、市民生活会議の住民と、やはりひとりの「市民」として人間関係の調整が可能ならば、間接的ながら地域に根をおろす住民組織のプロジェクトに参加する機会も無いとはいえない。町内会・自治会等の住民組織にとっても、二重、三重の回路を通じて、これまで無縁と思われた新世代との連携化の道をひらかれてくるにちがいない。したがって、このような回路が有効に機能するためには、コミュニティ環境条件の設営が町内会・自治会等において強く求められよう。

いたばし方式のコミュニティ関連組織としては、最終的に、「組織」中心の地区住民協議会＝公式セクターと「人」中心の市民生活会議＝非公式セクターとのゆるやかな二層性において捉える。新世代を中心とする自発的なサークル活動およびそのネットワーキングについては、新しい装いをもつコミュニティ・センター（あるいはまちづくりセンター）等の施設・装置を回路として、さしあたり市民生活会議への接続が可能となる。

図 いたばし方式のコミュニティ関連組織



3. 行政と地域を結ぶ中間施設のありかた

(1) まちづくりセンター構想づくり

行政と地域を結ぶ中間組織が(1)地区町会連合会方式から(2)地区協議会方式、そして(3)センター方式への流れが認められるとしたら、この流れに見合う中間施設としては、(1)出張所中心（末端としての町会事務所、地区集会所、会館）、(2)地区センター、コミュニティ・センター中心（周辺としての各行政系列の児童館、地区公民館、福祉センター他）、(3)まちづくりセンター中心がそれぞれ指摘されよう。ここでの「人」中心のネットワーク型と結ぶセンター方式では、その中間施設のありかたとして、まちづくりセンター中心がとりあげられよう。とくにいたばし方式としての「組織」中心の地区協議会方式を土台とする「人」中心の市民生活会議、コミュニティ・フォーラムとの回路づくりにおいて、まちづくりセンターのもつ意味と機能には大きいものがある。もちろん従来の地区センター、コミュニティ・センター、あるいは出張所においても、このまちづくりセンターの機能を果たすことはたしかである。しかし拡がりと重層性をもつコミュニティ関連組織の「基地」としてはやや狭域で、単能的である。人と情報を連環する結節点、人びとにとっての根拠地という観点から問題をのこしている。広い意味でのメディアとしてのまちづくりセンターは、施設じたいのありかたはもとより、ここでの出張所、コミュニティ・センター、行政系列の図書館、ボランティア・センター、さらには各種民間施設・機関との有機的連携化が求められよう。

まちづくりセンターは、先の「私」と「公」という分けかたからすれば、「私」と「公」を結ぶ中間施設としての性格をもつ。したがって仮りに行政系列の公共施設としてスタートしても、住民自治のコミュニティ活動の原則に照らして、公私の協働のしかけ、仕組みづくりが必要である。なおこのまちづくりセンターを第3セクター、ないし民間非営利の施設として運営する区市町村もすくなくない。将来的には民間非営利への移行を含みとしても、これまでの地区センター、コミュニティ・センターとの調整機能という観点から、さしあたりは行政系列の公共施設としてスタートするのが望ましい。

尚、これまで地域住民組織、とくに地区町会連合会等の「窓口」としての実績をもつ出張所を、一種の地域事務所として機構的に改革して、このまちづくりセンターの機能を併わせもつ、あるいはまちづくりセンターを地域事務所の所管におくべきとの意見も寄せられている。しかし出張所の行政機構上の位置、あるいはこれまでの地区町会連合会等との強い結びつきからすると、新しく提案されるコミュニティ関連組織の全体像とは容易に馴じみにくい。しかし、まちづくりセンターと地域

事務所としての出張所は、相互に連携化の求められることは当然である。

(2) 地区担当の自治体職員、コミュニティ・リーダーのありかた

まちづくりセンターには、コミュニティ行政の先端をになう優秀な職員が配置されていることはもとより、自治体職員のありかたとして、外向（アウトリーチ）方式と言われる、地域を現場とする総合サービス業務、とくに対人サービスの対応能力が必要である。将来的には「地域担当制」「コミュニティ・プランナー」「まちづくりプランナー」等の名のもとに専門職化する傾向もあるが、さしあたり地域現場のなかで新しい感性と対応能力を身につけるより他ない。この点では、民間のコミュニティ・リーダーについても、従来の地域住民組織の「長」としての資格よりも（あるいは、いくつもの役職や委員を兼ね備えるというタイプ）、人間関係の調整能力とか、人と人、人と組織、組織と組織とを結ぶ総合的な視野や行動力、そして何よりも「パースナリティ」「個性」の魅力が求められよう。先のネットワーク型の新世代を惹きつけるのは、さまざまの仕掛けや仕組みづくりよりも、案外に、このようなコミュニティ・リーダーの魅力のもつ条件が大きい。人は施設・装置や制度以上のメディア機能をもつ。

まちづくりセンターには、純粹に民間のリーダーらとともに、地域担当行政職員と民間とを仲立ちする第3の分野のリーダーを登録することも可能である。1970年代当初に「考えながら歩くまちづくりの提言」のユニークな基本構想を出した東京のある郊外自治体では、市内外に在住の大学教授、建築・都市計画家、政府テクノクラート、音楽家、冒険家、農業者、エコロジスト、住民運動家その他を非常勤職員（嘱託）として登録し、各種プロジェクト事業にさいして、住民と行政側との仲立ちの役割を期待した。そこではプロジェクトの企画運営面にかぎらず、住民と行政間のコミュニケーションの円滑化、「住民語」を「行政語」に、あるいは「行政語」を「住民語」に翻訳する労をとった。現在では区在住の市民に各方面での専門家が相当数おり、またコミュニティ活動面への関心も深まっているので、ボランティアの頭脳集団として、まちづくりセンター等に登録することが可能である。“人材バンク”“頭脳バンク”等も、単にリストづくりだけでなく、実際にこのような面での活用策が講じられてよい。

尚、今後のコミュニティ生活では、例えば、まちづくりや地区計画、あるいはとなり近所を含めた地域紛争の解決や消費者問題、家庭、子育て・教育問題、医療・保健問題等、技術上あるいは法律上の相談や援助を求めるケースが益々増えてくるものと思われる。このばあい建築・都市計画家や弁護士、医師等の専門家に役割期待するものと思われる。これはアメリカでは一般化していることだが（例えば弁護

的プランナー Advocate Plannerの登録)、わが国でも高度の専門家集団がまちづくりセンターに“登録”されるということも求められる。その他、調査企画、まちづくり・まちおこし計画、ソフトの各種プログラム、イベントの機会提供、ボランティア、“専門家”リーダーの派遣も、有力な一つの役割期待となる。とくに専門家集団の調査企画やまちづくり事業等では、まちづくりセンターが行政系列からはなれて、民間非営利の法人格をもつ専門施設・機関として独立する途も十分に考えられる。またまちづくりセンターと民間専門機関との業務提携の途もある。

各ブロックごとに設置される、こうした「まちづくりセンター」を核にして、活発なコミュニティ活動の展開が期待される。しかしこのまちづくりセンターの存在は、全国的にも画期的な位置づけであり、その方向性については、行政当局はもろん既存の各団体、関係者等のあいだで、今後十分な検討がなされなければならない。そこで、そうした検討や模索を支援し、それぞれのまちづくりセンターの活動を応援する「まちづくり総合センター」といった全区レベルの組織の検討も早急に着手される必要がある。

この「まちづくり総合センター」には、前述の弁護士、建築家等といった専門家の常駐という専門的機能、またコミュニティ活動やまちづくりに関する資料の収集閲覧、そして広い意味の市民サロンといった機能を全区的レベルで持つ必要があるであろう。その具体的な活動内容としては、いま行政内で着手されつつある人材バンクの運営や総合センターとしての役割、コミュニティ形成にかかわる各種講座等の開催、またそこから発展したコミュニティ・リーダーの養成、コミュニティづくりのためのイベントやワークショップの開催、調査・研究活動等、はばひろく構想される。また行政機構との関連でいえば、既存の各出張所とも連携しつつ、出張所のソフト化、そしてまちづくりセンターの全体的調整機能を果たす必要がある。

コミュニティ関連組織をまちづくり推進計画とのつながりですすめていくには、従来のコミュニティ・センターの枠をひろげた、まちづくりセンターの構想づくりがすすめられてよい。まちづくりセンターは、各層住民、各層集団・組織の一つの結節点であるとともに、地域に直接ひらかれたまちづくりの「市民サロン」の役割を果たす。同時に弁護士、建築・都市計画家等の専門家グループの常駐も含め、高度の技術と情報をもつ専門機関としての機能も求められる。

3. コミュニティ形成とワークショップ

1. ワークショップを辞典によって

Workshopとは、もともと工場、仕事場、研究集会、討論会を意味する。

しかし、ここで取り上げるワークショップは、目的をもって参加する人々の活動を通じての共同体験、共同創造の集会を意味している。

このワークショップには、固定した集会の形式があるわけではない。座って討議をする通常の討論、集会と異なる点は、絵を描いたり、KJ法を行ったり、寸劇など身体による表現をしたり、何等かの活動が中心を占める点である。それらの活動は、広い意味でWorkと呼べるものであり、それを行う集会という意味で、ワークショップと名づけられたとも言える。

このワークショップは、コミュニティ活動を活性化する上で大変有効な方法と考えられる。

その理由は、次のとおりである。

コミュニティ活動には多様な集会がつきものである。たとえば、町内会、自治会などの制度化された集会、余暇・スポーツ・グループ、学習グループなど、制度化されない自由で任意の集会があげられる。

これらの集会は、たいていは、定式化した議事進行によっている。

たとえば、年間を通じての活動を実施するための議事である。しかし、集会にはこうした定式化した活動を行う場合だけではなく、新しい活動を始めるか否かなど、定式化されないものもある。

あるいは、毎度の集会を活性化することが必要なケースもある。このようなケースでは、ワークショップは重要な役割を果たすものである。

ワークショップの役割を大別すれば、次のとおりである。

ア. ワークショップにより、参加者の相互理解をつくり出すこと、これにより良い人間関係を創り出すこと。

イ. さらに、ワークショップにより、体験の共有や共同による創造的活動を行うこと。

ウ. コミュニティ活動の中に、以上のようなワークショップの機能を生かすことにより、コミュニティ活動の円滑化や、活性化に役立つこと。

2. ワークショップの事例 梅丘ふれあいのあるまちづくり

(1) 参加の方法としてのワークショップ

世田谷の梅丘地区を対象とする「ふれあいのあるまちづくり」の中で梅丘中学校正門前の道路デザインがとりあげられた。

この道路のデザインを決定する過程で、住民の参加するワークショップがさまざまな型で活かされている。まちづくりにワークショップを活用した事例といってもよい。

ここでは、新たに、道路のあり方を考え、歩道と学校の環境をひとつのものとして総合的に考えること、それが道路や学校の改修事業に結びついていることに注目したい。

通常は、道路や学校のデザインは、役所のテーブルの上で検討され、原案がつけられ、これが役所内の調整を経て決定される。

事業に着手する段階で、この案は、初めて沿道住民に説明され、若干の修正を加えた上で実施される。

したがって、そこに住民が創造的に参画しうる機会は実質的には閉ざされている。

「ふれあいのあるまちづくり」は、従来のやり方と異なり、住民の参加のもとに、デザインが決定されたのである。

一般に、「住民参加のまちづくり」は、行政、住民、双方共に未経験の点が多い。こういう場合に、従来の方式では、例えば、「まちづくり協議会」が設けられ、会議が数回行われ、住民が参加する。

これは、形式化した方式である。もっと創造的で、しかも現実に事業化されうる方法があるべきではないか、ということが、行政の中から発想されたのであった。ワークショップは、そうしたケースでは最も現実的で、しかも創造的に働きうるものであることが、以下から読みとれるであろう。

(2) さまざまなワークショップ

「ふれあいのあるまちづくり」は、世田谷区基本計画の1983年調整計画の中で重点事業として取り上げられたところから出発している。これ以降の経過は、図表に示すとおりである。

調整計画では、このまちづくりの対象地区は、障害者の施設が集まり、また、障害者の活動が盛んな住宅地、梅丘地区が選ばれていた。

このプロジェクトを実施するために、学識経験者による研究会と、区役所内部の推進委員会とが設置された。

また、まちづくりの段階に従い、「定例会」が、住民参加の場として1984年からスタートしている。

この年表からみられるワークショップは次のとおりである。

- ①梅丘ワークショップ（ふれあいのあるまちづくり研究委員会）1984年5月
- ②道と緑を歩いて見る会（定例会番外篇）1984年12月15日
- ③梅丘のまちを歩こう会。スライド上映+ディスカッション
（定例会6） 1985年4月27日
- ④グループワーク（定例会7） 1985年5月20日
（定例会8） 1985年6月20日
- ⑤発見！梅丘・梅丘を歩こう会 おもしろウォークラリー
（定例会9） 1985年7月20日
- ⑥公開実験 まちで電話をかけるには 1985年9月14日
- ⑦雑居まつりに定例会有志参加 1985年10月10日

ここにある7つのワークショップは、それぞれ異なった内容をもっている。

①は、区役所職員と外部専門家の相互理解と現地踏査をかねたワークショップである。

②は、区民参加のワークショップの第1回目である。このワークショップは1984年11月20日に川村カウ先生（元梅丘中学校教師、生物学担当）から梅丘中学校とその周辺の草花のかかわりについて感動的な話をうかがったことを契機に企画された。

当日は、梅中の周辺と、羽根木公園の草花を発見して歩いた。わづか2時間のブラブラ歩きで、約80種類もの野草を採集できた。後に草花タイルの技術開発を行った上で、これは、歩道のデザインのモチーフとして活かされた。

③は、区民と研究会、区職員が一緒にまちの点検をして歩いた際のスライドを上映してグループ討議をしたものである。

④は、定例会で、グループ・ワーク方式によって、地区の道路や緑、その他の課題を各人カードに記入し、地図に貼り着けるなど、課題地図づくりなどの作業を行ったものである。

⑤は、夏、子供達に呼びかけてウォークラリーを通して梅丘の街を知ってもらうプログラムであった。

⑥は、障害者が使用するには、現在の公衆電話は余りに利用しにくいのを改善するために行ったものである。梅中前道路の公衆電話を再設置することとし、これを障害者に使いやすいものとするを目的として、デザイン素案をつくり、ダンボール紙を活用して実物大模型をつくり、公開実験をした。

当日は、障害者約20人の参加を得て、デザイン上の具体的な事項が調べられ、設計に取り入れられた。

⑦は、定例会番外篇として、世田谷区内障害者とボランティアが毎年開催している雑居まつりに、上記、公衆電話の実験と、草花タイルとをモチーフとして参加したものである。

これは、梅中前歩道のデザインのPRと同時に、参加したメンバー同志の結びつきを強くすることとなった。

以上で、明らかなように、「ふれあいのあるまちづくり」のワークショップは、街の現状認識、課題の設定、そして草花タイルや、障害者に配慮した公衆電話ボックスのデザイン開発など具体的な設計や、その改善に有効であった。

3. ワークショップの活用

ワークショップは、参加する人々が既成概念や、日頃の習慣的な生活行動パターンを見直し、自らが、様々な企画の発案者のひとりとなって、問題に参画してゆくことの出来る方法である。

単に、受け身で参加するのではなく、自分の創意を活かして参加することは楽しいことである。

ワークショップは、各人の持つ可能性、時には潜在している能力を引き出す役割を持っている。

ワークショップには、演劇ワークショップ、造形ワークショップ、街の点検ワークショップ、身体表現ワークショップなど、様々な方法が開発されてきた。

世田谷区の例のように、自治体の中には、まちづくりにこの方法を活用する例がふえている。

ワークショップは、単に合意形成の技術的方法として把えるのではなく、人々が如何に創造的にコミュニティに参加しうるかを探る方法として把えることが大切である。

年表 1982-1986 ふれあいのあるまちづくり 定例会 記録

1982 1983 1984 1985

- 10月 ● 福祉のまちづくり条例の施行に伴い、まちづくり推進課を新設
- 4月 ● 世田谷区立梅丘中学校の校舎新築工事完了
- 5月 ● ふれあいのまちづくり推進委員会設置
- 10月 ● ふれあいのまちづくり推進委員会の企画調整・基礎調査の実施
- 5月 ● 梅丘駅前周辺まちづくり研究会の発足
- 7月 ● 研究会の発足に伴い、まちづくり推進課を新設
- 9月 ● 梅丘駅前周辺まちづくり研究会の発足
- 10月 ● 研究会・世田谷区立梅丘中学校の計画と梅丘駅前周辺まちづくり推進課の発足
- 11月 ● 定例会1 ふれあいのあるまちづくり定例会開始
- 12月 ● 定例会2 道と緑を歩いて見る会
- 1月 ● 定例会3 梅丘正門前歩道の基本方針策定
- 2月 ● 定例会4 定例会の進め方について
- 3月 ● 計画修正案の報告と検討

ふれあいのまちづくり研究会 梅丘駅前周辺まちづくりを考える 区民と区の花見1
 梅丘駅前周辺まちづくりを考える 区民と区の花見2
 梅丘駅前周辺まちづくりを考える 区民と区の花見3

定例会のテーマ
 梅丘正門前の歩道を考える
 道と緑の環境

ふれあいのあるまちづくり
 予備調査 基礎調査

梅丘中学校南壁歩道改修
 基本設計

ふれあいのあるまちづくり 研究委員会
 ふれあいのあるまちづくり研究会
 ふれあいのあるまちづくり推進委員会

- 4月 ● 「歩いてみよ」新しい歩道完成記念イベント 定例会17
- 5月 ● 定例会16

● 2月 ● 定例会5

- 1月 ● 定例会4 梅中正門前側壁歩道改修工事完成記念イベントの検討

- 11月 ● 定例会13 梅中正門前歩道改修工事報告

定例会12 電話ボックス実験報告

- 10月 ● 歩道のあるまちづくり定例会有志 雑居まつり参加

定例会11 草花採集報告

- 9月 ● 公開実験 まちで電話話をかけるには

- 8月 ● 定例会10

- 7月 ● 定例会9 発見！梅丘・梅丘を歩こう会・おもしろウォークラリー

- 6月 ● 定例会8・グループワーク

- 5月 ● 定例会7・グループワーク

- 4月 ● 定例会6・梅丘のまちを歩こう会 スライド上映+ポスセッション

雑居まつりのための
歩道のあるまちづくり定例会有志実行委員会

草花を採りに行く
草花採集

梅丘中学校側壁歩道工事完成
記念イベント実行委員会

定例会のテーマ

これからのまちづくりを考える

まちの課題を見つめよう

楽しく歩く道のデザインをしよう

これからのまちづくりを考える

実施設計

梅丘中学校側壁・歩道改修工事 (4月中旬完成)

歩道のあるまちづくり研究会

歩道のあるまちづくり推進委員会